



遠賀町

こども計画

令和7～11年度



令和7年3月
遠賀町

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の目的	1
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画期間	3
4. 計画の対象	3
第2章 現状と課題	4
1. 現状把握	4
1-1. こども・若者・子育て当事者の状況	4
（1）人口の推移	4
（2）児童数の推移	7
（3）世帯の状況	8
（4）婚姻の状況	9
（5）出生数と出生率の推移	11
（6）女性の就労状況	11
（7）共働き世帯の状況	12
（8）若者の就労状況	12
（9）こどもの貧困の状況[全国]	13
（10）児童虐待相談の対応件数の推移[全国]	13
（11）障がい児の就学の状況	14
1-2. アンケート調査結果	15
（1）未就学児及び小学生保護者向け調査	15
（2）小学5年生・中学2年生の児童・生徒本人・保護者向け調査	22
（3）こども・若者向け調査	24
1-3. 保育・教育の現状	26
（1）保育サービス	26
（2）幼稚園教育	29
（3）学童保育	30
1-4. 第二期遠賀町子ども・子育て支援事業計画の進捗	31
2. こども・若者や子育て家庭を取り巻く課題	32
（1）こどもの人権	32
（2）こどもの健やかな育ち	32
（3）こども・若者の居場所、体験や学びの機会	32
（4）困難を抱えるこどもや家庭	33
（5）子育ての不安・負担	33
（6）子育てと仕事の両立	33
（7）こどもの安全・安心な生活環境	33

第3章 計画の基本理念等	34
1. 計画の基本的な視点	34
2. 計画の基本理念	35
3. 計画の基本目標	36
第4章 施策体系と取り組む施策	38
1. 施策体系	38
2. 取り組む施策	39
基本目標1 こどもの権利保障の充実	39
1-1 こども・若者の権利保障や意見表明の機会創出	39
1-2 こどもの権利やこども・若者育成に関する情報提供・意識啓発	40
基本目標2 こどもの健やかな成長と自己実現に向けた支援の充実	41
2-1 安心してこどもを産むための支援体制の充実	41
2-2 こどもの成長を通じた切れ目ない保健・医療の確保	44
2-3 幼児期までの育ちの保障、幼児教育・保育の充実	46
2-4 学校等における教育環境の整備や心のケアの充実	48
2-5 こども・若者の居場所づくりの推進	51
2-6 多様な遊びや体験活動の充実とこども・若者の社会参画の推進	53
2-7 自立のために必要な知識の情報提供や教育の充実	55
基本目標3 配慮が必要なこどもへの支援の充実	57
3-1 児童虐待の防止と早期対応	57
3-2 こどもの貧困対策の推進	58
3-3 障がい児支援の充実	59
3-4 困難を抱えるこどもへの支援	61
3-5 ひとり親家庭への支援	63
基本目標4 結婚・子育ての希望をかなえ、こどもを安心して産み育てることができる環境づくり	64
4-1 就職、結婚等のライフイベントにおける支援の充実	64
4-2 子育て期における切れ目ない支援の充実や経済的負担の軽減	66
4-3 男性の家事・子育てへの主体的な参画の促進	69
4-4 子育て等を支援する地域環境の整備やこどもの安全対策の推進	70
4-5 地域における子育て支援の促進	73
3. 成果指標等	74
(1) 成果指標	74
(2) 参考指標	75

第5章 子ども・子育て支援事業	76
1. 教育・保育提供区域の設定	76
2. 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保	77
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保	80
(1) 時間外保育	80
(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）	81
(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	82
(4) 地域子育て支援拠点事業	83
(5) 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）	84
(6) 一時預かり事業（在園児以外）	85
(7) 病児・病後児保育事業	86
(8) 子育て援助活動支援事業（就学児の放課後の預かり）	87
(9) 利用者支援事業	88
(10) 妊婦健康診査	89
(11) 乳児家庭全戸訪問事業	90
(12) 養育支援訪問事業	91
(13) 実費徴収に係る補足給付事業	92
(14) 子育て世帯訪問支援事業【新規事業】	93
(15) 妊婦等包括相談支援事業【新規事業】	94
(16) 産後ケア事業	95
4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供と推進体制の確保	96
(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方及び推進方策	96
(2) 質の高い教育・保育の提供、教育・保育施設等の相互の連携や 小学校等との連携の推進	97
(3) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援に関する事項	98
5. 施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項	98
第6章 計画の推進について	99
1. 計画の推進体制	99
2. こども・子育て当事者の参画・意見反映	99
参考資料	100
策定経過	100

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の目的

我が国では、少子化が急速に進行する中で、平成15(2003)年に「少子化社会対策基本法」の制定以降、社会情勢の変化を受けて、こども・若者や子育て当事者を対象に様々な施策が展開されてきました。

本町においても、「遠賀町次世代育成支援行動計画」や「遠賀町子ども・子育て支援事業計画」の策定により、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

令和5年度には、国において、「こども家庭庁」が発足するとともに、こども施策を総合的に推進するため「こども基本法」が施行され、同法に基づく「こども大綱」が策定されました。このことにより、すべてのこども・若者が心身の状況や置かれた環境に関係なく健やかに成長し、将来にわたり幸せに生活ができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが示されました。また、こども基本法には市町村はこども大綱を勘案して市町村こども計画を定めるよう努めるものとされています。

このような状況の中、本町の「第二期遠賀町子ども・子育て支援事業計画」が終了することから、こども・若者を取り巻く社会情勢や国の動向を踏まえ、これまでの取り組みの継続・発展に加え、こどもの権利の尊重や若者への支援等の視点を追加し、「こどもまんなか社会」の実現につながるよう、新たに「遠賀町こども計画」として策定しました。

■国におけるこども関連施策の近年の主な動き

		動向
令和4年	6月	「こども基本法」の制定
		「児童福祉法」の改正
令和5年	4月	こども家庭庁の発足
	12月	「こども大綱」及び「こども未来戦略」の閣議決定
令和6年	5月	「こどもまんなか実行計画」の決定

■遠賀町におけるこども関連施策の状況

		動向
平成17年	3月	「遠賀町次世代育成支援行動計画」の策定
平成22年	3月	「遠賀町次世代育成支援後期行動計画」の策定
平成27年	3月	「遠賀町子ども・子育て支援事業計画」の策定
令和2年	3月	「第二期遠賀町子ども・子育て支援事業計画」の策定

■こども大綱の概要

令和5年12月22日、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、国は、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定しました。

こども大綱では、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、下記の6本の柱を政府におけるこども施策の基本的な方針とするとされています。

また、こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つの子どもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものとなっています。

- ①子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立つて結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

■第二期遠賀町子ども・子育て支援事業計画の概要

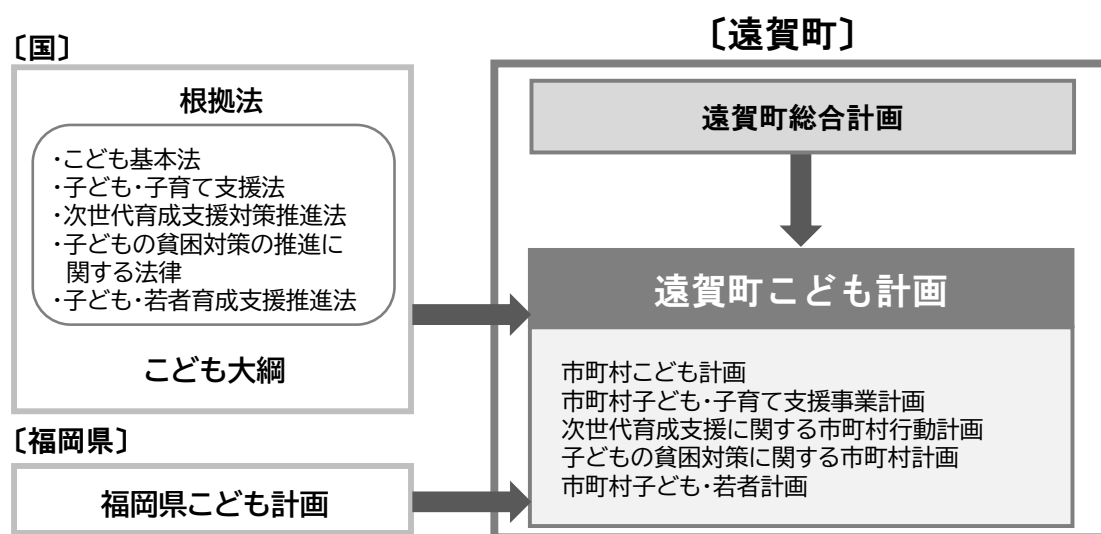
こどもの健やかな成長のために適切な環境等が等しく確保されるよう、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保とそれに関連する業務の円滑な実施に関する計画として策定しました。(第一期計画：平成27年度～令和元年度、第二期：令和2年度～令和6年度)

基本理念	のびのび笑顔のおんがっ子	
基本目標と 重点課題	基本目標1:こどもの健やかな育ちを守ります	
	重点課題	(1)子どもの健康の保持・増進／(2)子どもの人権擁護／ (3)教育・保育の充実／(4)障がい児施策の充実
	基本目標2:子育てを通じた親としての成長を支えます	
	重点課題	(1)母子保健の充実／(2)相談支援体制の充実／ (3)家庭の状況に応じた子育て支援／(4)地域における子育て支援の推進
	基本目標3:子どもと子育てにやさしい環境をつくります	
	重点課題	(1)子育てと仕事の両立ができる環境／(2)子どもの居場所づくり／ (3)安全・安心・快適な生活環境づくり

2. 計画の位置づけ

本計画は、以下の計画を包含して策定しています。

- ①こども基本法第10条第2項に規定する「市町村こども計画」
- ②子ども・子育て支援法第61条に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- ③次世代育成支援対策推進法第8条に規定する「市町村行動計画」
- ④子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する「市町村計画」
- ⑤子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する「市町村子ども・若者計画」



3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、社会情勢の変化などに対応するため、適宜見直しを行うものとします。

4. 計画の対象

本計画の対象は、こども・若者及び子育て当事者とします。

なお、「こども」は、こども大綱におけるこどもの定義「心身の発達の過程にある者」に準じることとし、おおむね妊娠期を含めた0歳児から39歳までを「こども・若者」と捉えます。

第2章 現状と課題

1. 現状把握

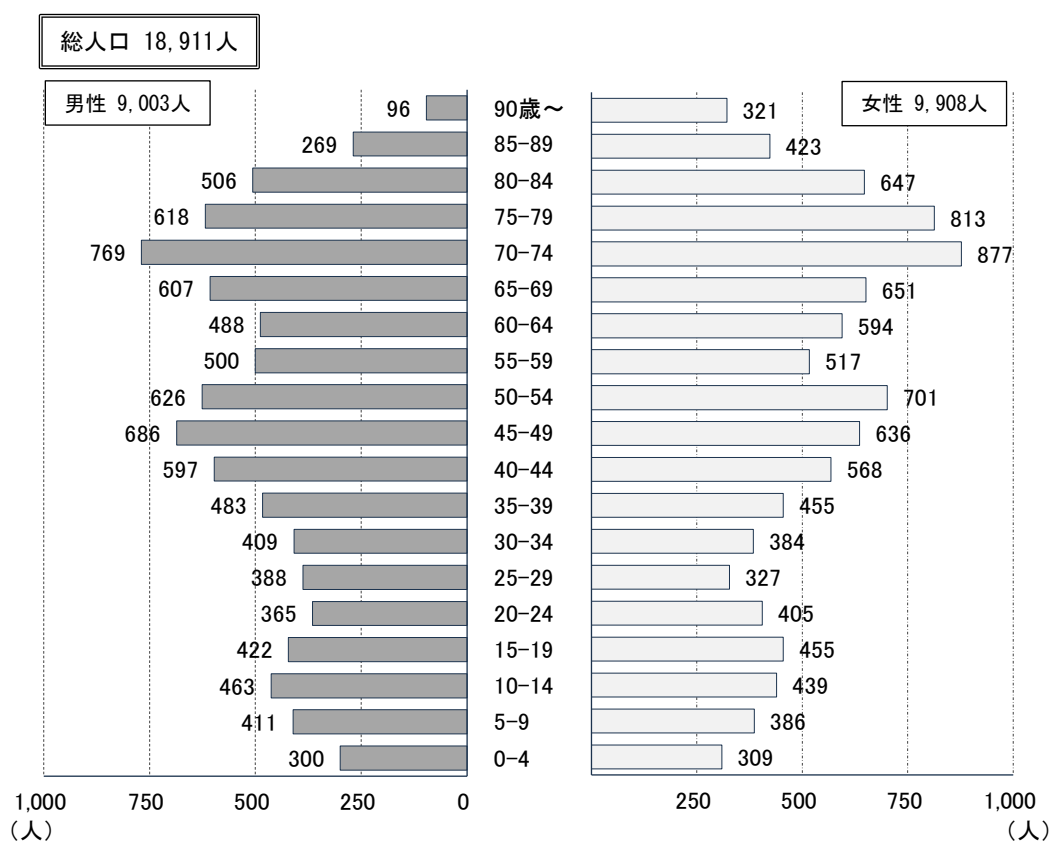
1-1. こども・若者・子育て当事者の状況

(1) 人口の推移

①総人口

本町の令和6(2024)年4月1日現在の総人口は、男性9,003人、女性9,908人の計18,911人です。人口ピラミッドをみると、70～74歳の人口が最も多く、40歳未満の若い世代の人口が少なくなっていることがわかります。

■人口ピラミッド(令和6(2024)年4月1日現在)



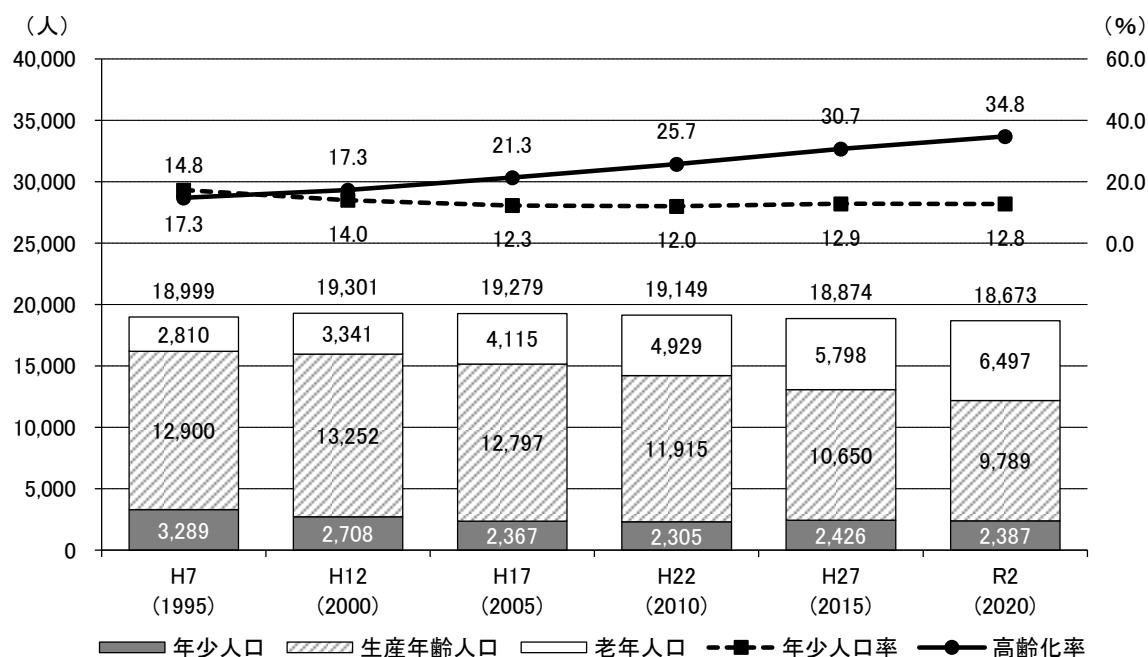
資料:住民基本台帳

②年齢3区分別人口の推移

人口の推移をみると、平成 12（2000）年以降、全体の人口は微減傾向にあります。年齢 3 区分別にみると、生産年齢人口（15 歳以上 65 歳未満）が平成 12（2000）年以降減少を続けているのに対し、老年人口（65 歳以上）は増加し続けており、高齢化は確実に進行しています。

一方、年少人口（15 歳未満）は平成 7（1995）年以降減少を続けていましたが、平成 27（2015）年はやや増加に転じました。しかし、依然として全人口に占める年少人口の割合は低く、令和 2（2020）年には再び減少に転じています。

■年齢3区分別人口・割合の推移



※人口計に年齢不詳を含まない。

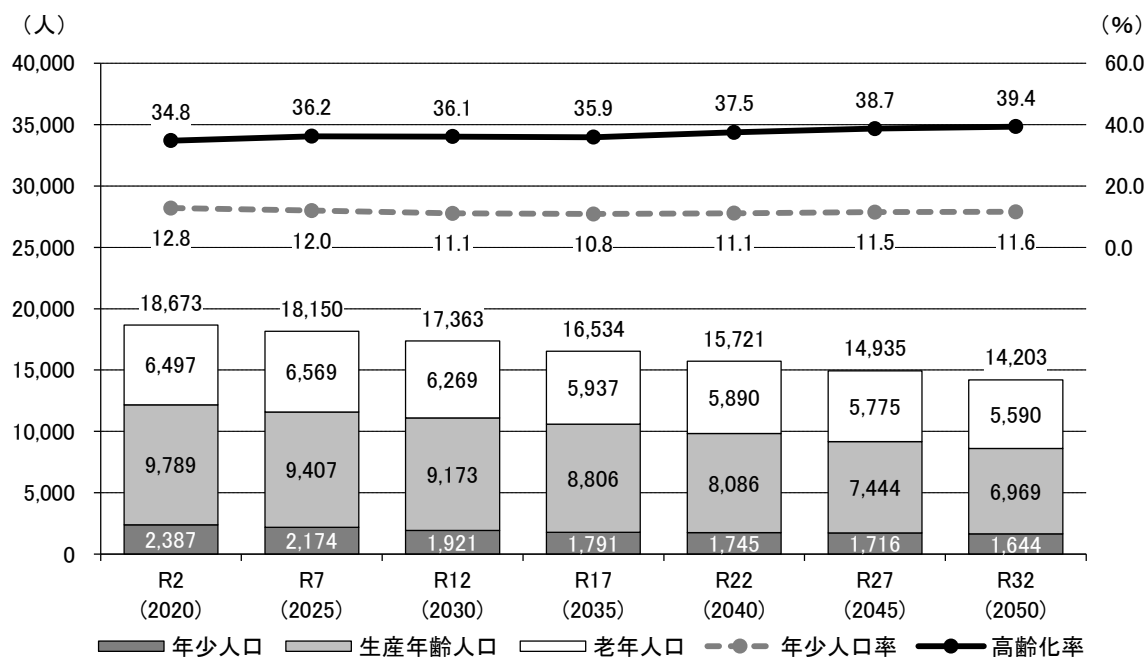
資料：国勢調査

③年齢3区分別人口の将来見通し

本町の将来人口は、令和2年（2020年）の18,673人から令和32（2050）年には14,203人となり、約4,500人の減少が見込まれます。

年齢別では、経済活動を主に支える生産年齢人口（15歳以上65歳未満）は、令和2（2020）年の9,789人から令和32（2050）年には6,969人となり、年少人口（15歳未満）は、令和2（2020）年の2,387人から令和32（2050）年には1,644人となることが見込まれます。

■年齢3区分別人口の将来見通し（各年10月1日）



※人口計に年齢不詳を含まない。

資料：（令和2年）国勢調査、（令和7年以降）国立社会保障・人口問題研究所

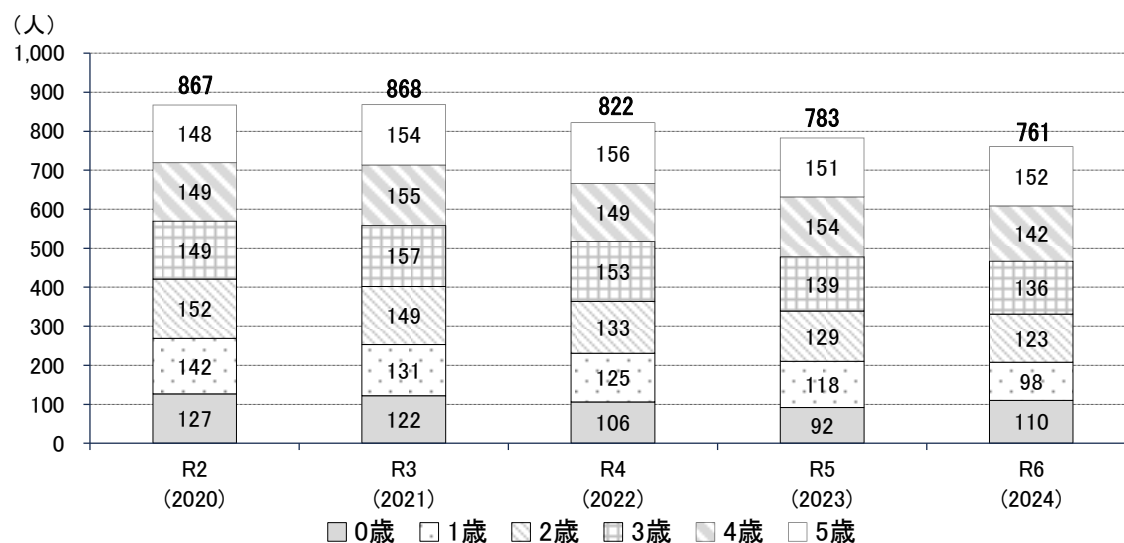
(2) 児童数の推移

① 0～5 歳人口

就学前の0～5歳人口の推移をみると、令和6（2024）年は761人と、令和2（2020）年から106人減少しています。

年齢別にみると、5歳児が最も多く概ね150人程度で推移しています。0歳児は令和2（2020）年以降減少傾向にありましたが、令和6（2024）年は増加に転じ、110人となっています。

■ 0～5歳人口の推移(3月末)



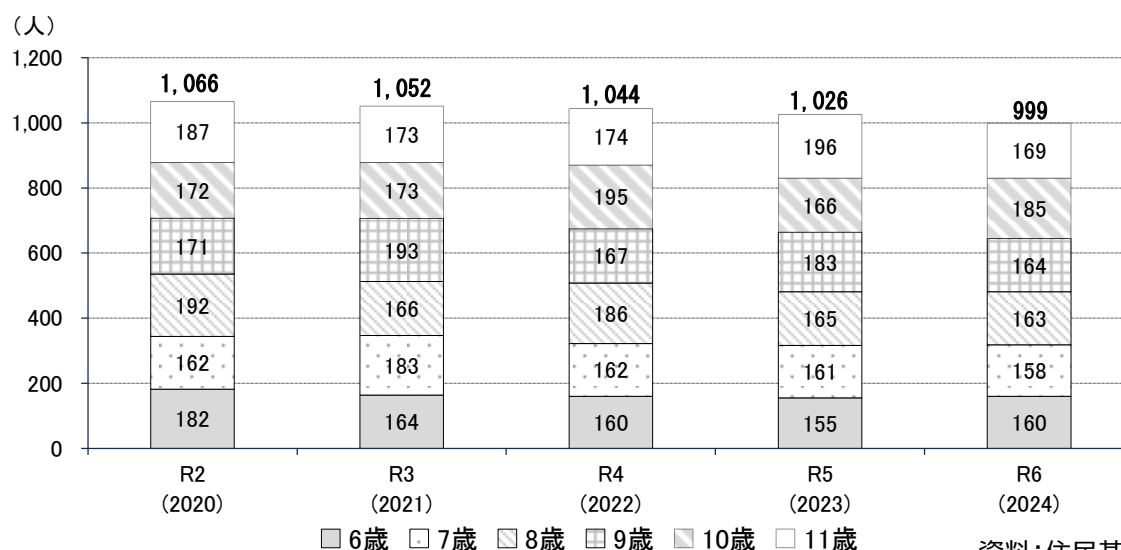
資料:住民基本台帳

② 6～11 歳人口

小学生にあたる6～11歳人口の推移をみると、令和6（2024）年は999人と、令和2（2020）年から67人減少しています。

年齢別にみると、各年齢とも160～200人程度で概ね横ばいで推移しています。

■ 6～11歳人口の推移(3月末)



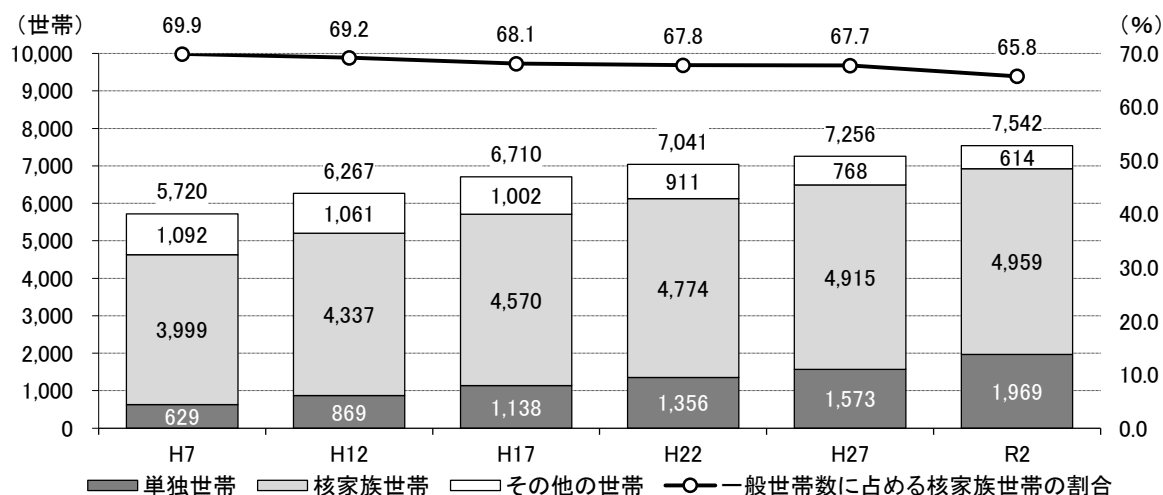
資料:住民基本台帳

(3) 世帯の状況

①核家族世帯数の推移

本町の核家族^(注1)世帯数は増加傾向にあり、令和2(2020)年で4,959世帯となっています。一方で、単独世帯数の増加に伴い、一般世帯(施設等の世帯以外の世帯)に占める核家族世帯の割合は、減少傾向にあります。

■一般世帯数の推移

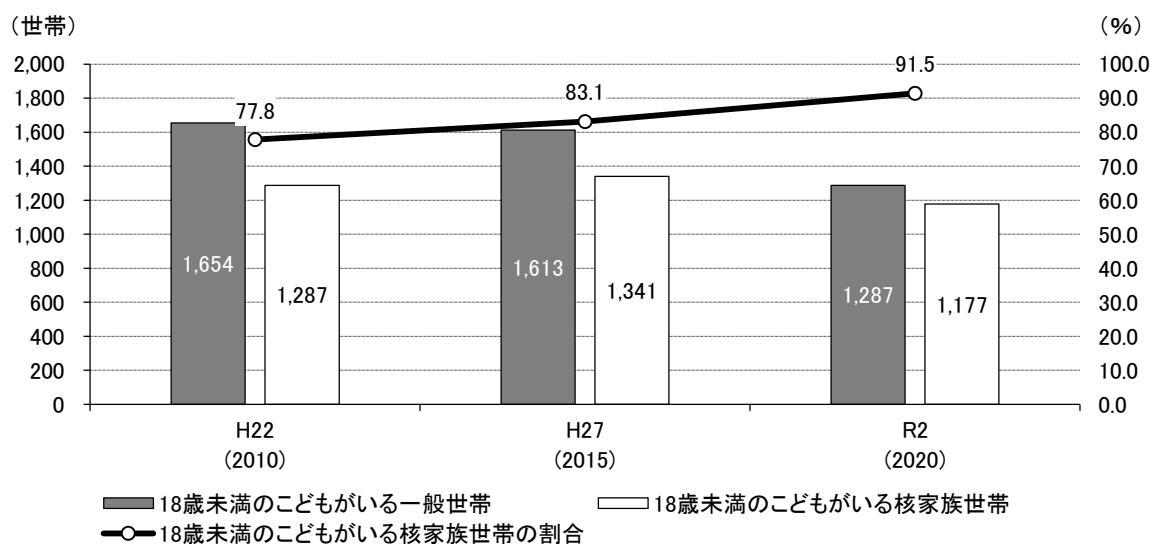


資料:国勢調査

②こどもがいる世帯

本町の18歳未満のこどもがいる一般世帯数は減少傾向にあり、令和2(2020)年で1,287世帯となっています。また、18歳未満のこどもがいる核家族世帯数も減少していますが、一般世帯に占める割合は年々増加しています。

■18歳未満のこどもがいる世帯の状況



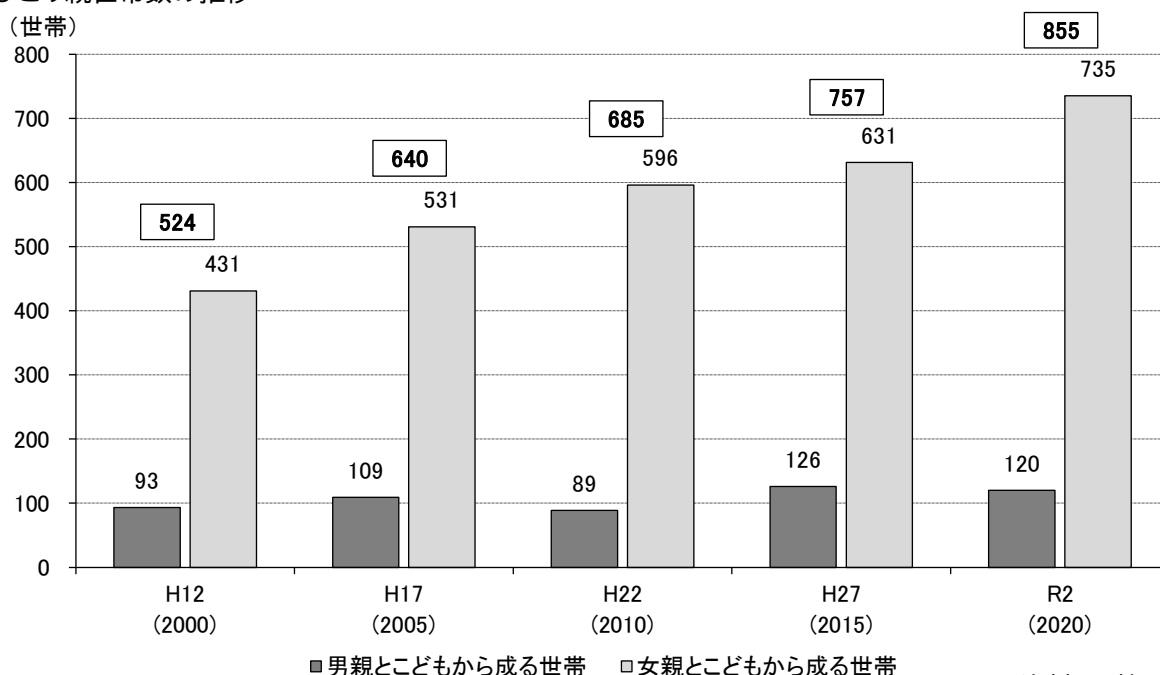
資料:国勢調査

1) 核家族:「夫婦のみの世帯」、「夫婦と未婚の子のみの世帯」、「ひとり親と未婚の子のみの世帯」を指す。

③ひとり親世帯

本町のひとり親世帯数は増加傾向で、20年間で男親と子どもから成る世帯は1.29倍、女親と子どもから成る世帯は1.71倍となっています。

■ひとり親世帯数の推移

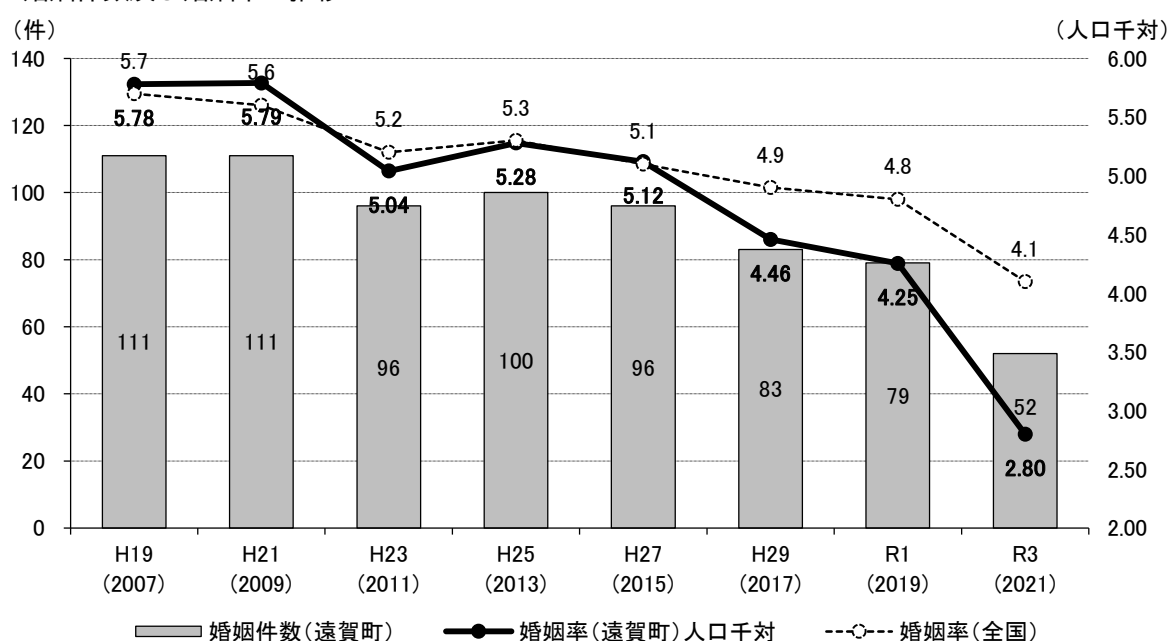


(4) 婚姻の状況

①婚姻件数と婚姻率

婚姻件数、婚姻率の推移をみると、ともに減少傾向となっており、婚姻率は全国と比べ1.3ポイント低く、人口千人に対して2.80人となっています。

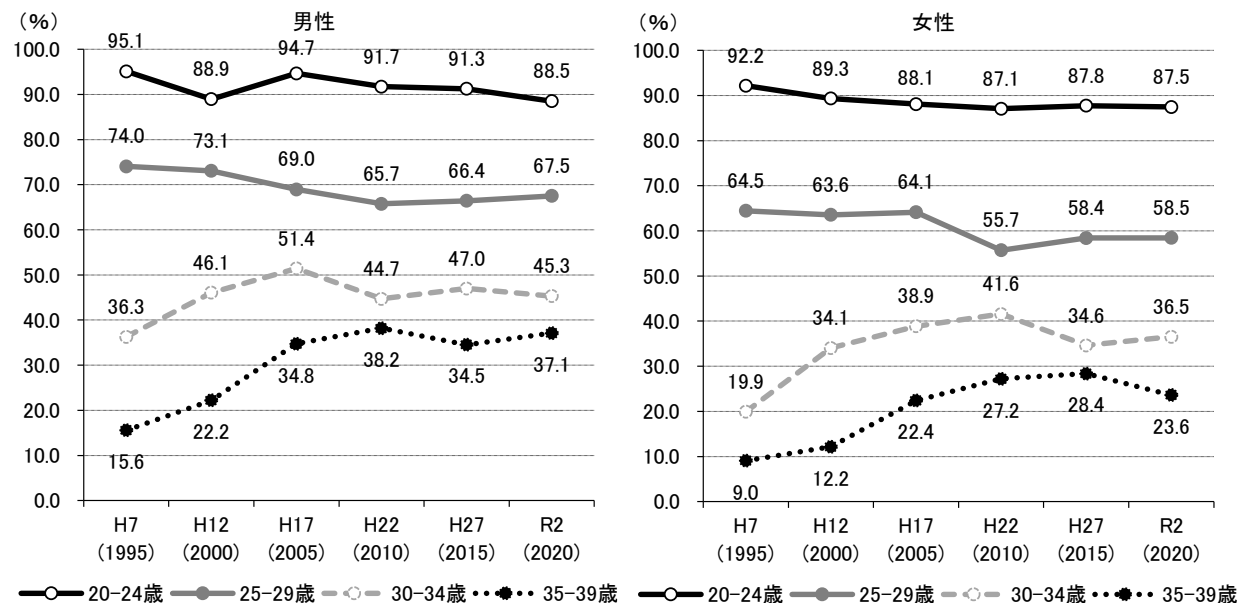
■婚姻件数及び婚姻率の推移



②未婚率

男性の未婚率をみると、35～39歳は増加傾向にあり、令和2（2020）年は37.1%となっています。女性の35～39歳の未婚率も増加傾向にありましたが、令和2（2020）年は減少し、23.6%となっています。

■未婚率の推移

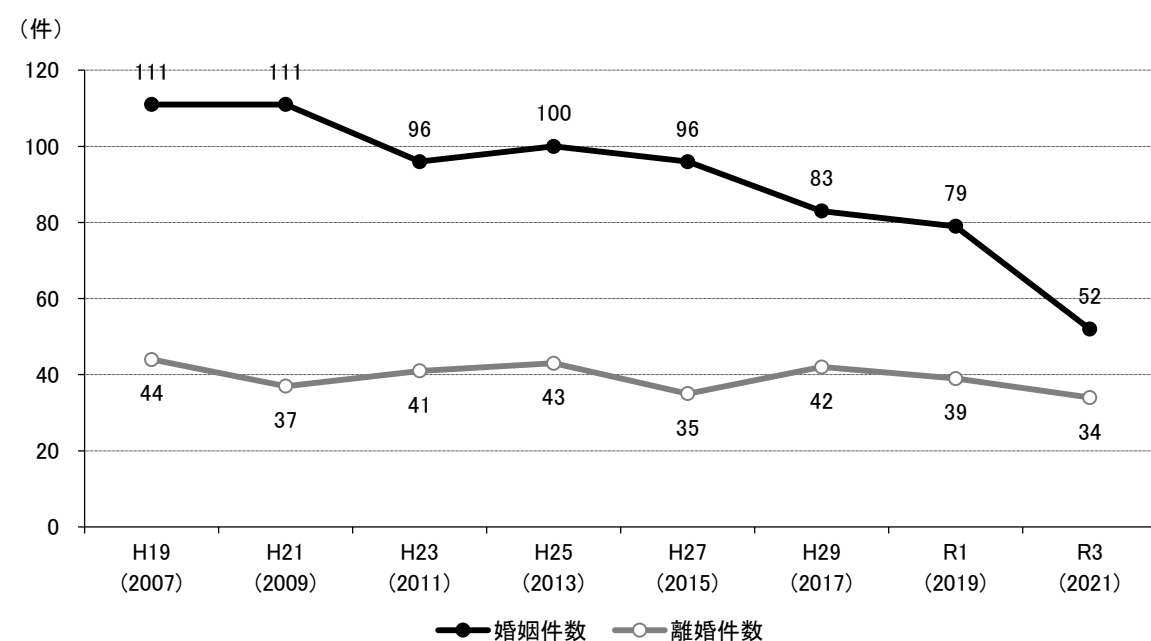


資料：国勢調査

③婚姻件数と離婚件数

本町における婚姻件数は平成21（2009）年以降減少傾向にあり、令和3（2021）年に52件となっています。また、離婚件数は40件前後を推移しています。

■婚姻件数と離婚件数の推移

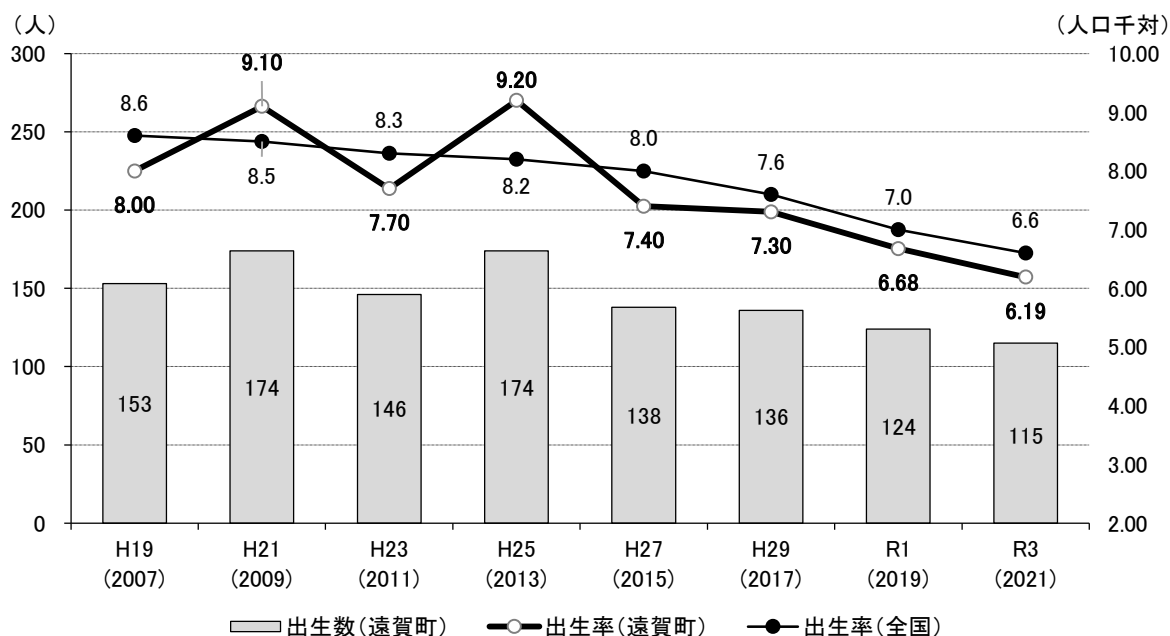


資料：福岡県 人口統計調査

(5) 出生数と出生率の推移

本町の出生数と出生率は、近年減少傾向にあります。令和3（2021）年の出生数は115人となっており、出生率（人口千対）は6.19と、全国の出生率6.6を下回っています。

■出生数及び出生率の推移

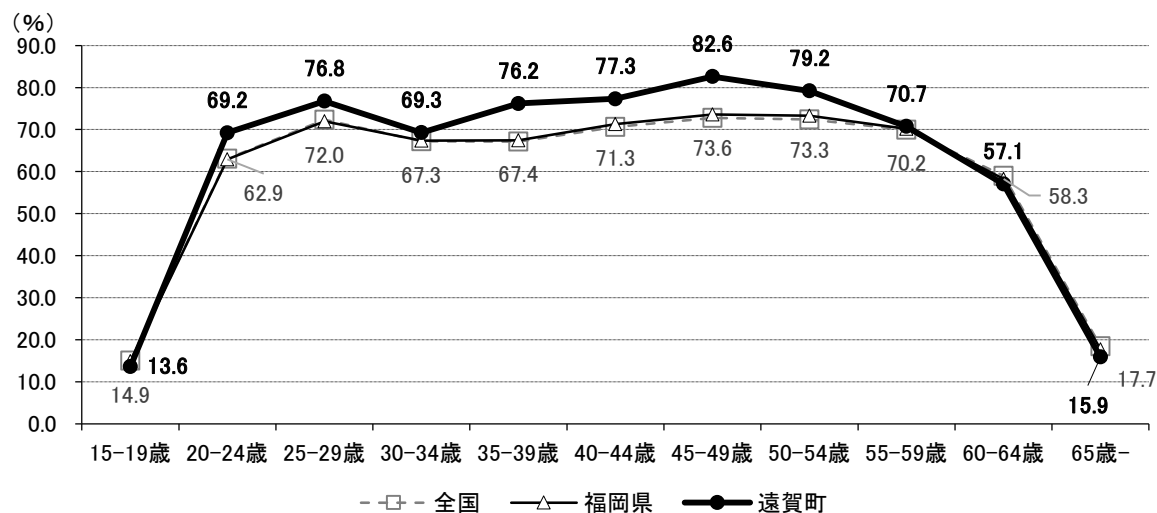


資料：福岡県 人口統計調査、全国 人口動態調査

(6) 女性の就労状況

女性の労働力率（15歳以上の人口に対する労働力人口の割合）は、年齢別にみると20～24歳で急増、25～29歳まで上昇し、30歳代で落ち込み、その後、45～49歳で次のピークを迎える「M字曲線」を表しています。これは、出産期に退職し、子育てが一段落した後に再就職するという傾向があるためです。また、いずれの年齢階層も国、県を上回っており、45～49歳では9.0ポイント上回っています。

■女性の年齢階層別労働力人口(国・県との比較)

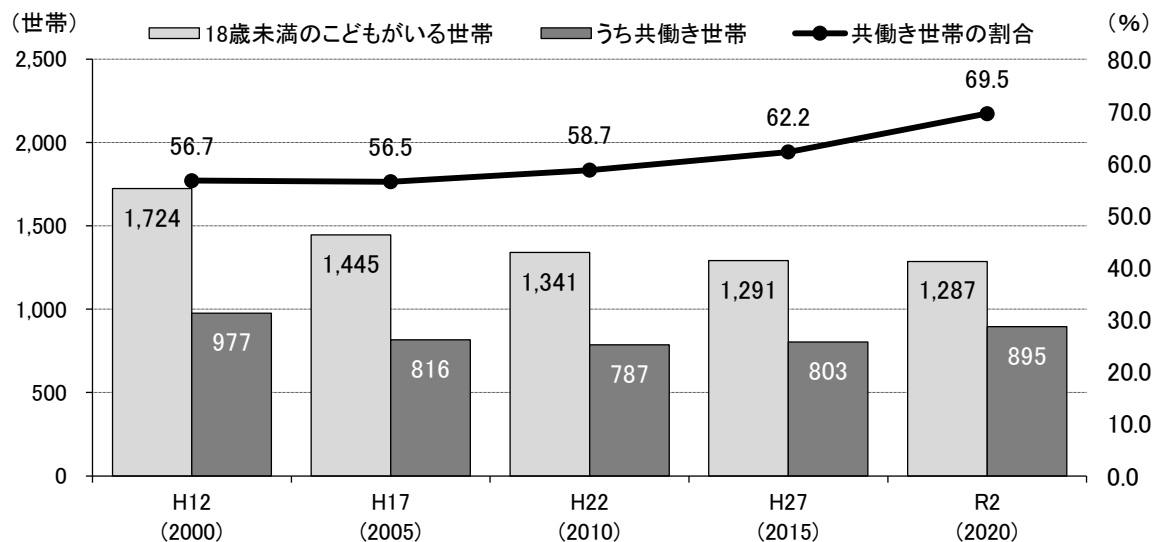


資料：国勢調査(令和2年)

(7) 共働き世帯の状況

本町の18歳未満のこどもがいる世帯のうち、親が共に働いている世帯の令和2（2020）年の構成比は69.5%で、約7割となっています。

■18歳未満のこどもがいる世帯数と共働き世帯数の推移と割合

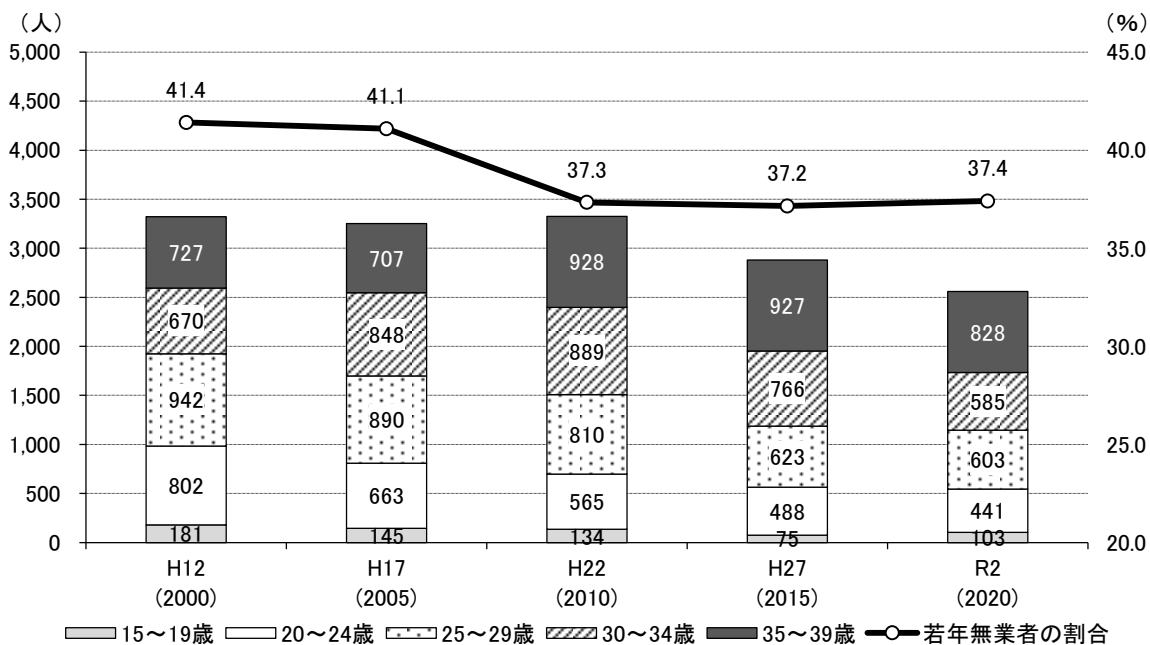


資料：国勢調査

(8) 若者の就労状況

本町の若者無業者（15～39歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない人）の割合は、平成22（2010）年以降はおおむね横ばいで推移しており、令和2（2020）年は37.4%となっています。年齢階級別にみると、令和2（2020）年には15～19歳が103人、20～24歳が441人、25～29歳が603人、30～34歳が585人、35～39歳が828人となっています。

■年齢別の若者無業者数の推移

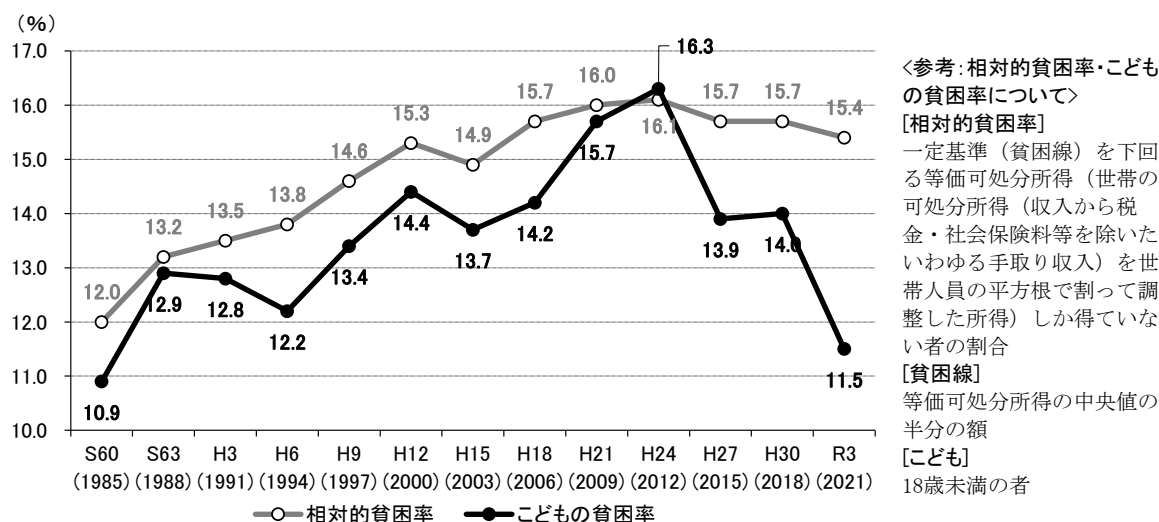


資料：国勢調査

(9) こどもの貧困の状況[全国]

厚生労働省が令和4（2022）年7月に公表した「国民生活基礎調査」によると、相対的貧困率は平成24（2012）年の16.1%をピークに減少傾向にあり、令和3（2021）年は15.4%となっています。一方、こどもの貧困率（貧困状態にある18歳未満のこどもの割合）は、ピークだった平成24（2012）年の16.3%から4.8ポイント改善しました。平成24（2012）年には約6人に1人のこどもが貧困状態にあったものが令和3（2021）年には約9人に1人まで改善したことになります。

■こどもの貧困率の推移(全国)

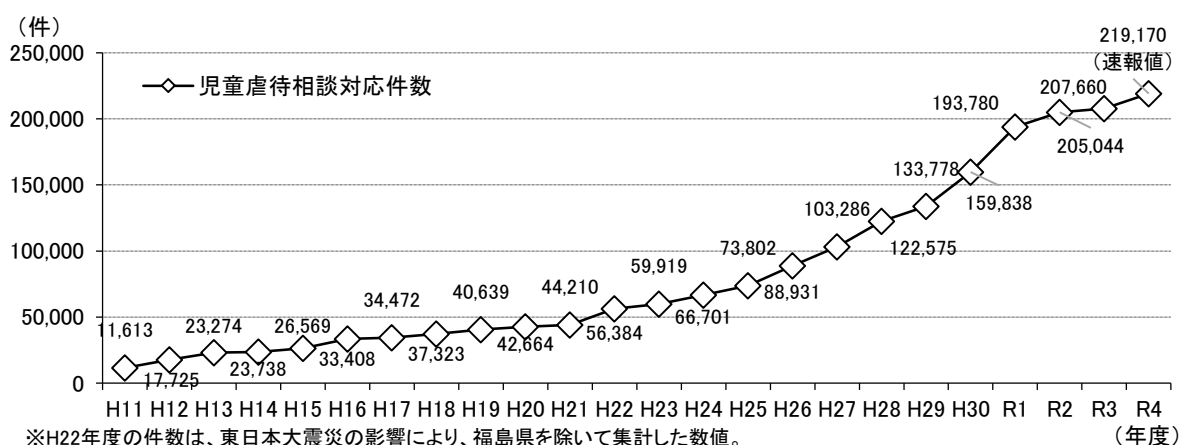


資料：国民生活基礎調査(令和4年)

(10) 児童虐待相談の対応件数の推移[全国]

全国では、児童相談所の児童虐待^(注1)相談対応件数は増加傾向にあり、令和4（2022）年度では219,170件となっています。

■児童虐待相談対応件数の推移(全国)



資料：令和6年版こども白書(厚生労働省「福祉行政報告例」)。

(令和4年度の速報値については、こども家庭庁支援局虐待防止対策課調べ)

1) 児童虐待：保護者がその監護するこどもに対して次の4つのことをすること。①身体的虐待（なぐる、けるなど）、②性的虐待（性的いたずらなど）、③ネグレクト（適切な食事を与えない、ひどく不潔なままにするなど）、④心理的虐待（言葉によるおとし、脅迫、無視など）。

(11) 障がい児の就学の状況

①町内の特別支援学級及び通級指導教室の状況

本町の令和5（2023）年度の特別支援学級は、小学校は知的障がい児が5クラス、自閉症・情緒障がい児が3クラス、中学校は知的障がい児が2クラス、自閉症・情緒障がい児が3クラスとなっています。

■特別支援学級の学級数、児童・生徒数の推移

区分			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
知的障がい	小学校	学級数	4	4	4	4	5
		児童数	21	25	25	23	25
	中学校	学級数	2	2	2	2	2
		生徒数	4	5	7	7	11
自閉症・ 情緒障がい	小学校	学級数	3	3	3	3	3
		児童数	14	15	17	17	11
	中学校	学級数	1	2	2	2	3
		生徒数	3	4	7	10	11

※各年度5月1日現在

資料：遠賀町障がい者計画、第7期遠賀町障がい福祉計画、第3期遠賀町障がい児福祉計画

②特別支援学校への就学状況

本町の令和5年5月1日現在の特別支援学校への通学者数は13人となっています。

■特別支援学校への就学状況

学校名	所在地	遠賀町からの在学者数（人）		
		小学部	中学部	計
福岡県立北九州視覚特別支援学校	北九州市八幡東区	1	0	1
福岡県立直方特別支援学校	直方市	1	0	1
福岡県立福岡特別支援学校	新宮町	1	1	2
福岡県立古賀特別支援学校	古賀市	6	3	9
合 計		9	4	13

※令和5年5月1日現在

資料：遠賀町障がい者計画、第7期遠賀町障がい福祉計画、第3期遠賀町障がい児福祉計画

1-2. アンケート調査結果

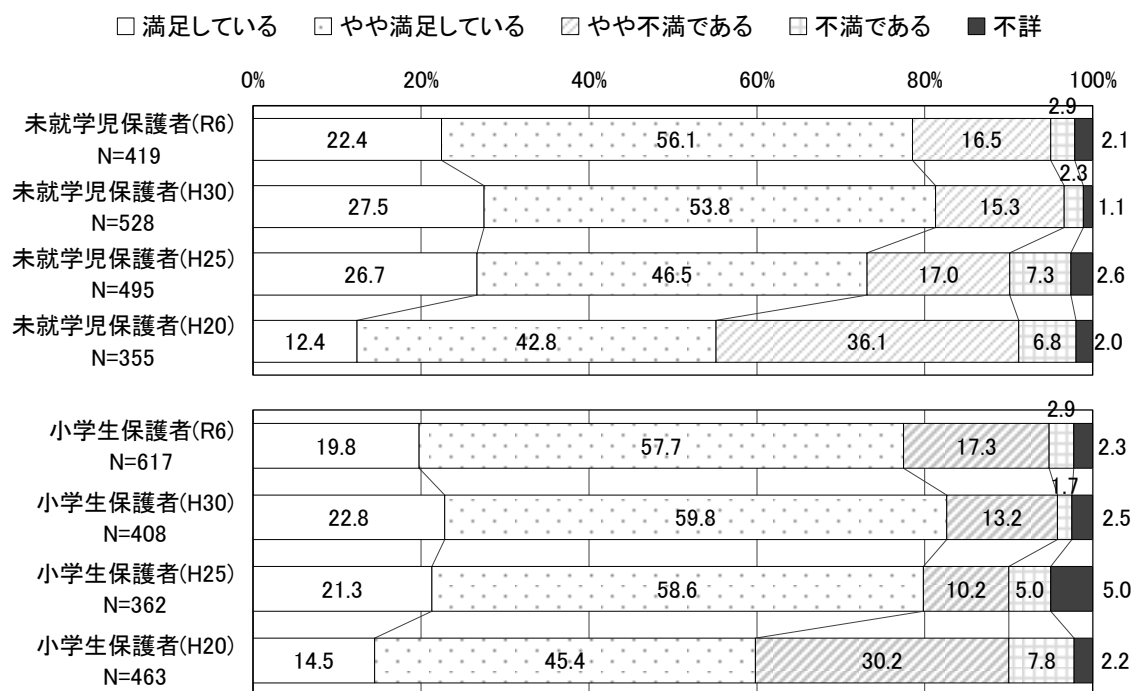
計画策定にあたり、子育て家庭の実態と子育て支援のニーズ、こどもの生活実態、こども・若者の意識について把握することを目的に、未就学児及び小学生の保護者、こども本人（小学5年生・中学2年生）とその保護者、15歳以上39歳未満の町内居住者を対象に「こども計画策定のためのアンケート調査」（以下、「アンケート調査」）を実施しました。

（1）未就学児及び小学生保護者向け調査

①子育て環境の満足度

子育て環境の満足度をみると、未就学児保護者、小学生保護者ともに「満足している」と「やや満足している」の割合は増加傾向にありましたが、令和6（2024）年は平成30（2018）年調査に比べ割合が減少しています。

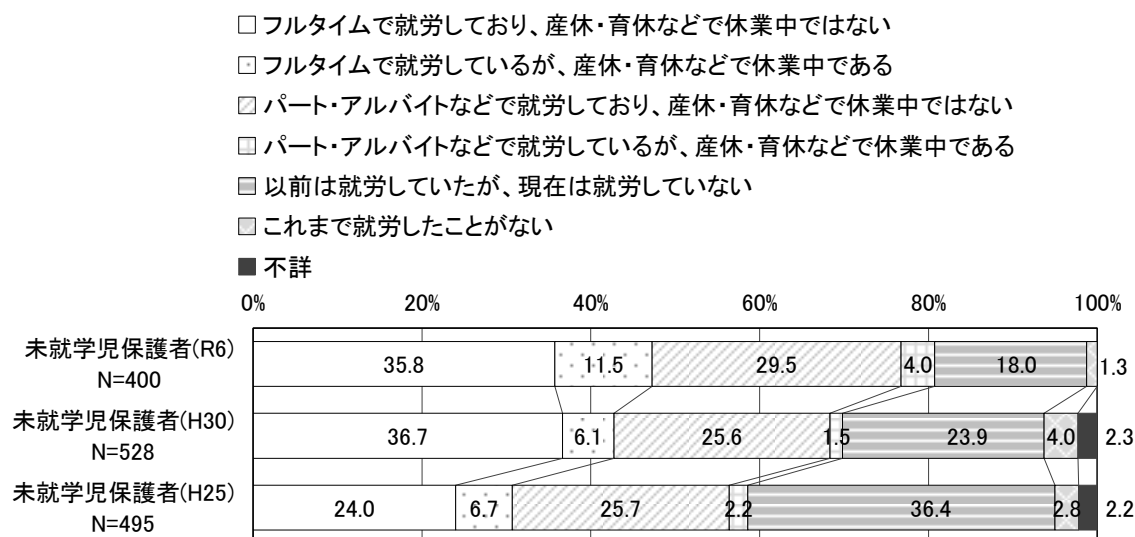
■子育て環境に満足しているか



②母親の就労状況

未就学児の母親の就労状況をみると、「フルタイム（育児休業中も含む）」の割合は増加傾向にあり、令和6（2024）年は47.3%と、平成30（2018）年の42.8%から4.5ポイント上昇しています。

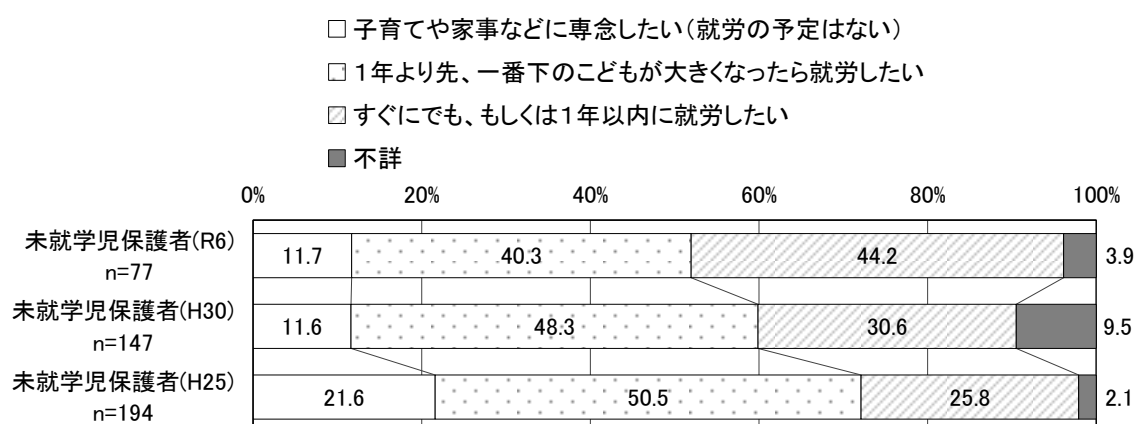
■未就学児保護者(母親)の就労状況



③現在働いていない母親の就労意向

現在就労していない未就学児の母親の多くが就労希望を持っており、令和6（2024）年は、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合は44.2%となっており、平成30（2018）年の30.6%から13.6ポイント上昇しています。

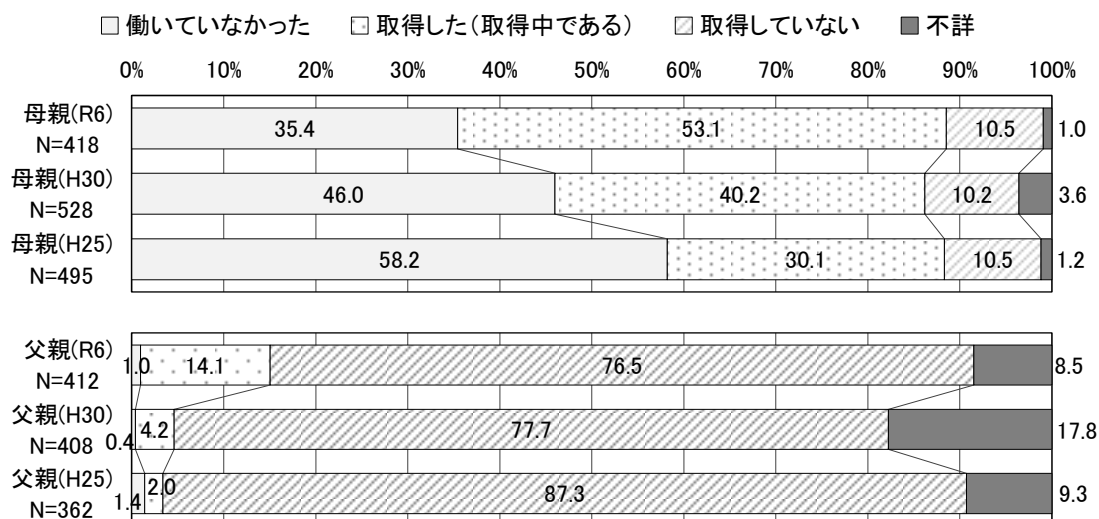
■現在働いていない母親の就労意向(未就学児保護者)



④育児休業の取得経験

未就学児保護者の育児休業の取得状況をみると、「取得した（取得中である）」の割合は母親が 53.1%と増加傾向にあります。一方で、父親をみると、令和 6（2024）年は 14.1%と平成 30（2018）年の 4.2%から 9.9 ポイント上昇したものの、依然として低い取得率となっています。

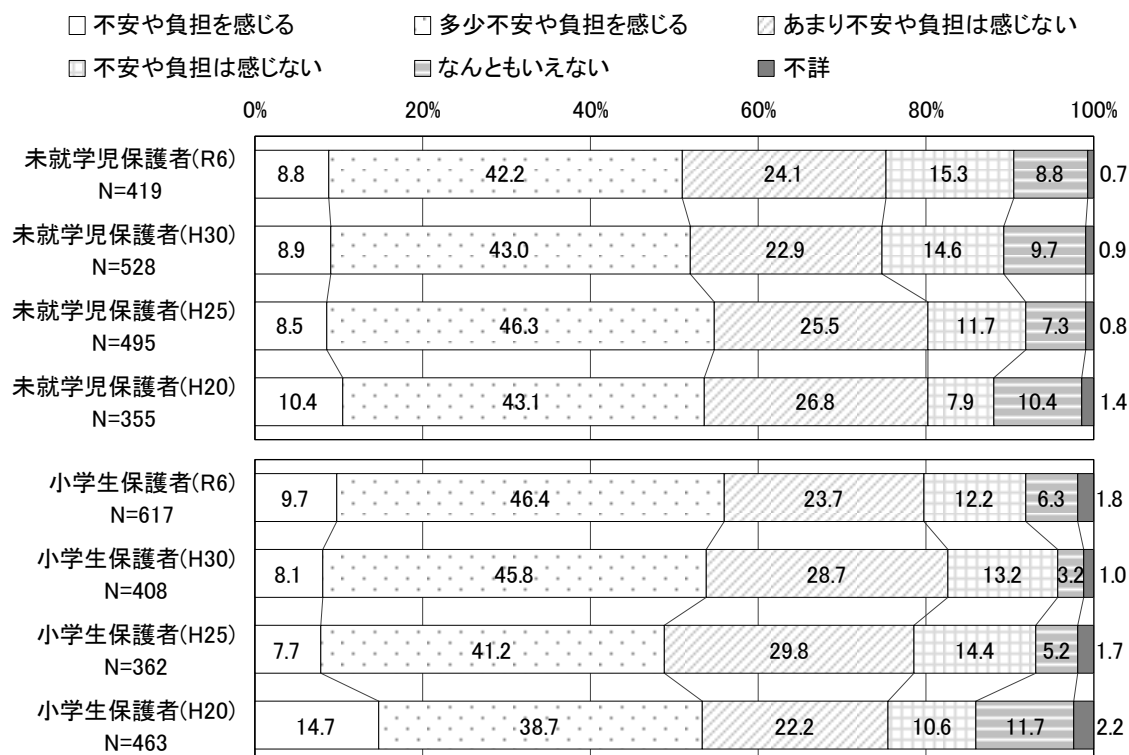
■育児休業取得経験（未就学児保護者）



⑤子育てに関する不安感や負担感

子育てに関する不安感や負担感をみると、未就学児保護者では、「不安や負担を感じる」「多少不安や負担を感じる」の割合は概ね横ばいですが、「不安や負担は感じない」の割合は増加傾向にあります。一方、小学生保護者をみると、「不安や負担を感じる」「多少不安や負担を感じる」の割合が増加傾向にあります。

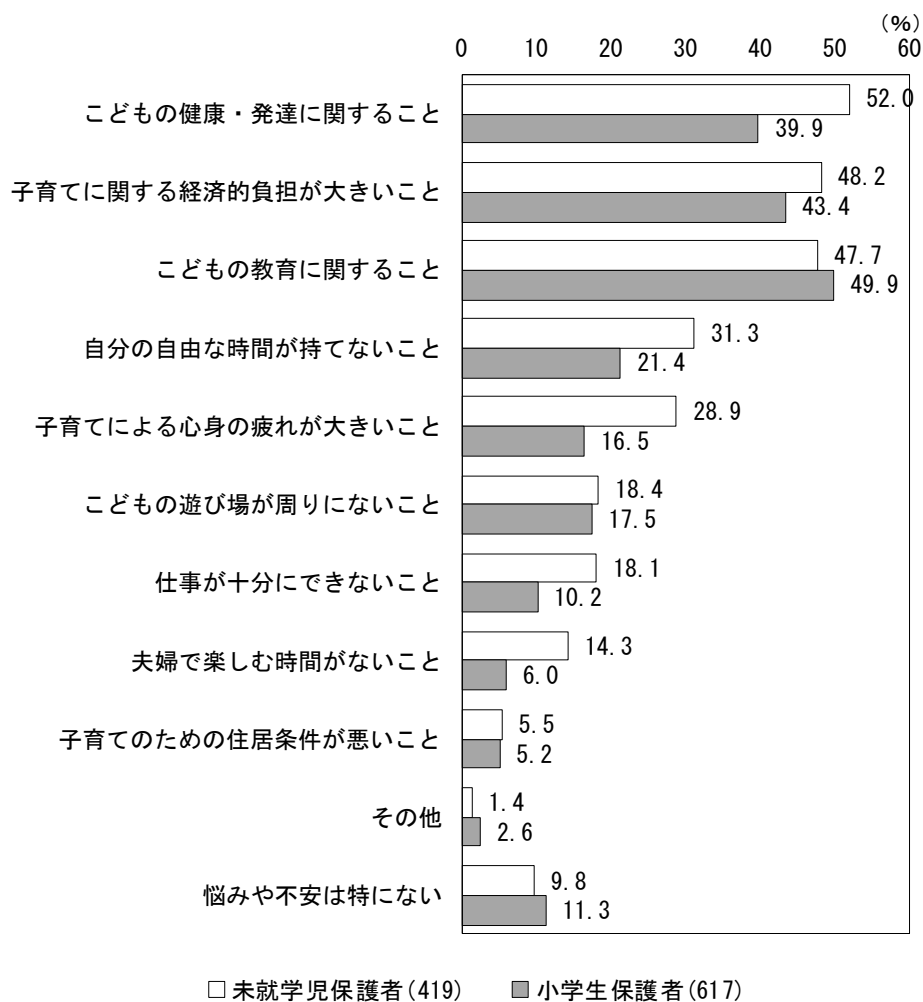
■子育てに関して不安感や負担感を感じているか



⑥子育てに関する悩みや不安の内容

子育てに関する悩みや不安をみると、未就学児保護者、小学生保護者ともに「こどもの健康・発達に関すること」、「子育てに関する経済的負担が大きいこと」、「こどもの教育に関すること」が上位3位を占めています。

■子育てに関する不安や悩みの内容(複数回答)

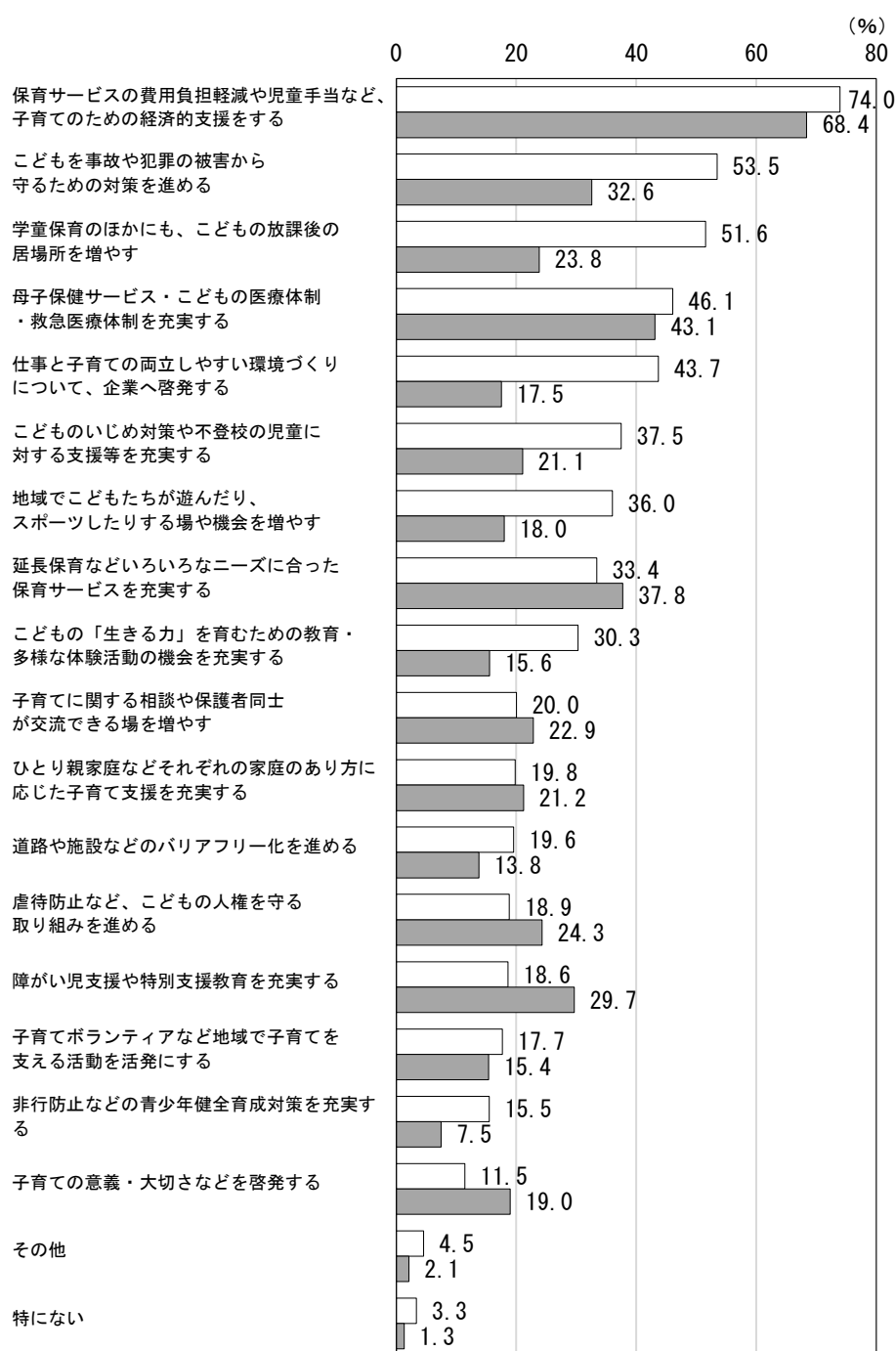


⑦子どもを健やかに生み育てるために町に期待すること

子どもを健やかに生み育てるために町に期待することをみると、未就学児保護者、小学生保護者ともに「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援をする」が最も多くなっています。

次いで多い項目をみると、未就学保護者では、「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策を進める」や「学童保育のほかにも、こどもの放課後の居場所を増やす」となっていますが、小学生保護者では、「母子保健サービス・こどもの医療体制・救急医療体制を充実する」、「延長保育などいろいろなニーズに合った保育サービスを充実する」となっています。

■子どもを健やかに生み育てるために町に期待すること(複数回答)

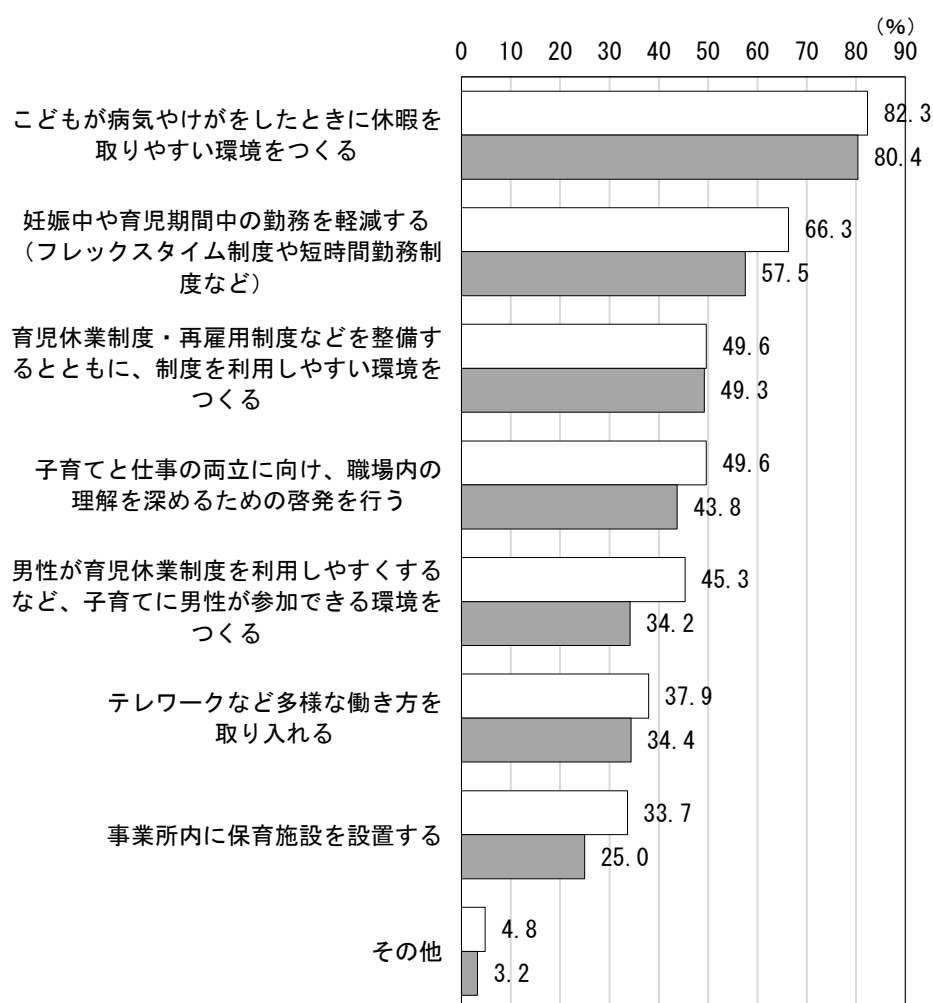


□ 未就学児保護者 (419) ■ 小学生保護者 (617)

⑧子育てと仕事の両立支援として企業に期待すること

子育てと仕事の両立支援として企業に期待することをみると、「こどもが病気やけがをしたときに休暇を取りやすい環境をつくる」や「妊娠中や育児期間中の勤務を軽減する（フレックスタイム制度や短時間勤務制度など）」、「育児休業制度・再雇用制度などを整備するとともに、制度を利用しやすい環境をつくる」、「子育てと仕事の両立に向け、職場内の理解を深めるための啓発を行う」が上位を占めています。

■子育てと仕事の両立支援として企業に期待すること（複数回答）

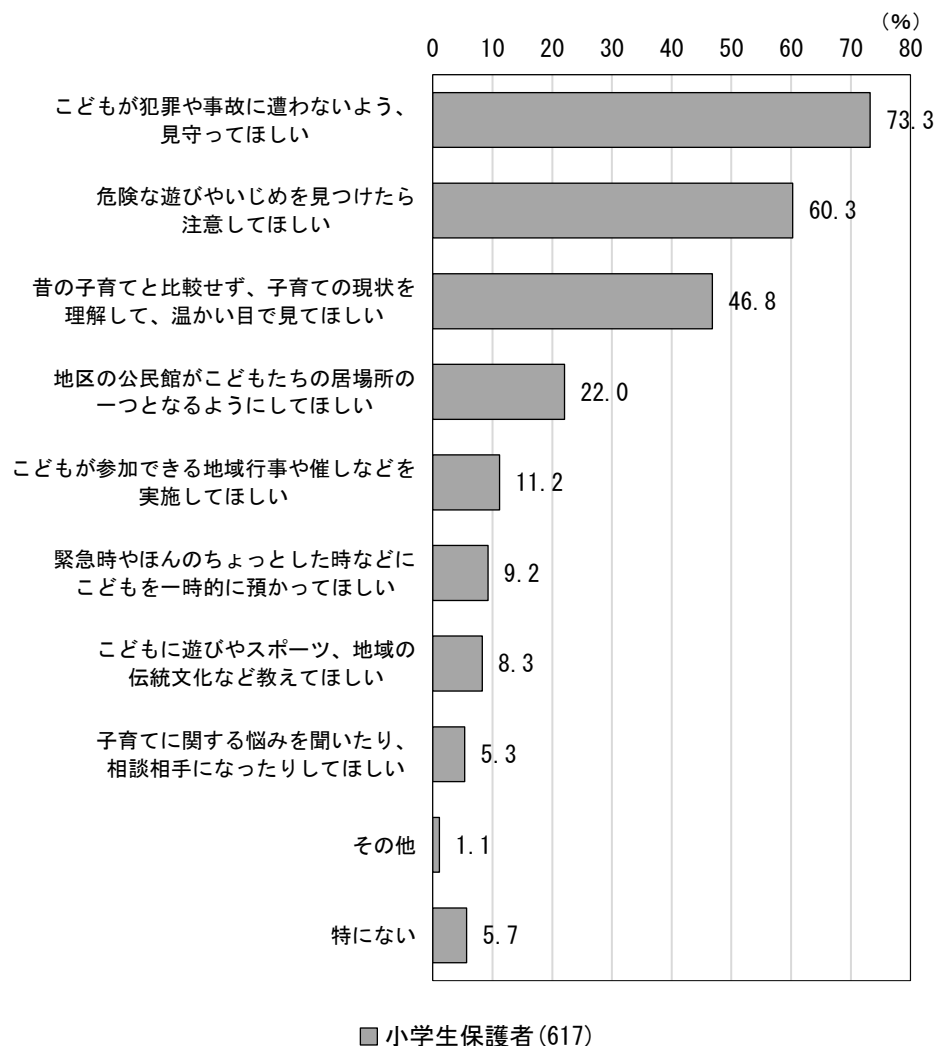


□ 未就学児保護者 (419) ■ 小学生保護者 (617)

⑨身近な地域の人に期待する子育て支援

身近な地域の人に期待する子育て支援は、「こどもが犯罪や事故に遭わないよう、見守ってほしい」、「危険な遊びやいじめを見つけたら注意してほしい」が多くなっています。

■身近な地域の人に期待する子育て支援(複数回答)

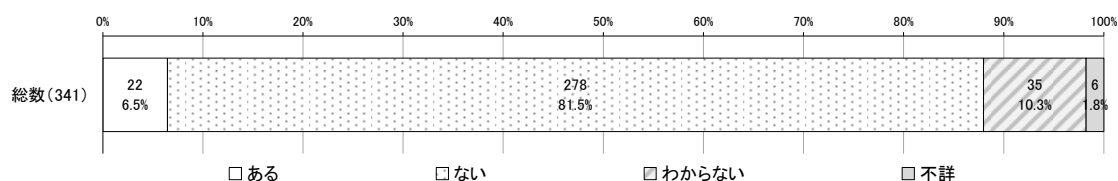


(2) 小学5年生・中学2年生の児童・生徒本人・保護者向け調査

①いじめられた経験の有無〔児童・生徒本人〕

いじめられた経験が「ある」と答えた生徒は6.5%となっています。(小学5年生:9.6%、中学2年生:4.3%)

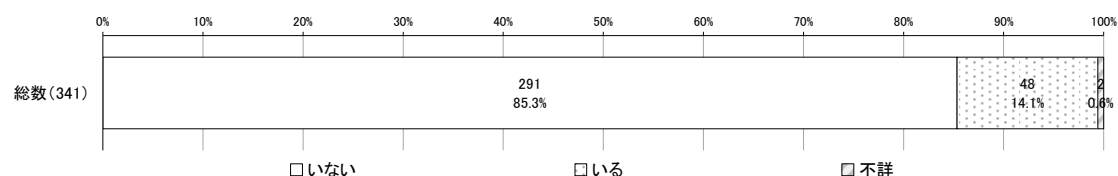
■いじめられた経験の有無



②こどもが中心となってお世話をしている家族の有無〔児童・生徒本人〕

こども(回答者)が中心となってお世話をしている家族の有無は「いる」が14.1%となっています。(小学5年生:18.9%、中学2年生:8.8%)

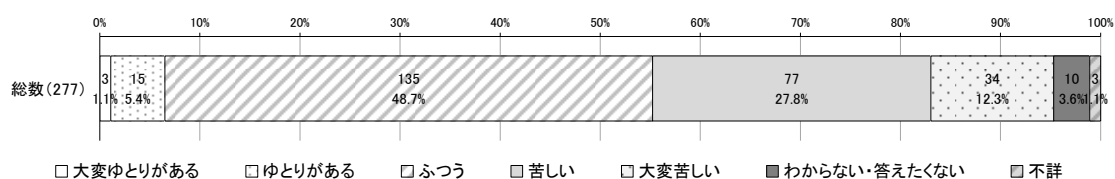
■こどもが中心となってお世話をしている家族の有無



③現在の暮らしのゆとり〔保護者〕

現在の暮らしのゆとりは、「普通」が48.7%と最も多くなっていますが、「苦しい」が27.8%、「大変苦しい」が12.3%と約4割が苦しいと感じています。

■現在の暮らしのゆとり



④教育にかかる費用で負担の大きいもの〔保護者〕

教育にかかる費用で負担が大きいものは、「習い事」が 43.3%と最も多く、次いで「学校外の教育費（塾代、家庭教師や通信教育にかかる費用）」（34.7%）、「学校給食費（29.6%）」、「学用品費（28.5%）」となっています。

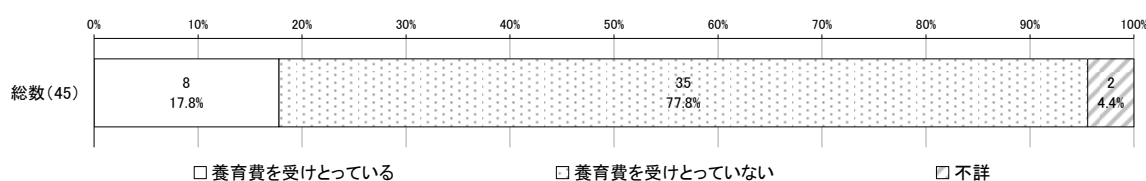
■教育にかかる費用で負担が大きいと感じるもの(複数回答)

選択肢	票数	構成比	
		割合	構成比
習い事にかかる費用	120	43.3%	43.3%
学校外の教育費(塾代、家庭教師や通信教育にかかる費用)	96	34.7%	34.7%
学校給食費	82	29.6%	29.6%
学用品費	79	28.5%	28.5%
修学旅行費	69	24.9%	24.9%
授業料	67	24.2%	24.2%
クラブ活動費	31	11.2%	11.2%
その他	4	1.4%	1.4%
負担が大きいと感じているものはない	34	12.3%	12.3%

⑤養育費の受け取り状況（ひとり親世帯）〔保護者〕

ひとり親世帯のうち、結婚していない世帯の養育費の受け取り状況は、「受け取っていない」が 77.8%となっています。

■養育費の受け取り状況



⑥生活や子育てに関する支援に関する情報の入手先〔保護者〕

生活や子育てに関する支援についてどこから情報を得ているかをみると、「友人や職場の同僚」が 52.7%と最も多く、次いで、「配偶者（パートナー）（35.7%）」、「町の広報誌・ホームページなど（33.2%）」となっています。なお、「SNS」は 18.1%となっています。

■生活や子育てに関する支援に関する情報の入手先(複数回答)

選択肢	票数	構成比	
		割合	構成比
友人や職場の同僚	146	52.7%	52.7%
配偶者(パートナー)	99	35.7%	35.7%
町の広報誌・ホームページなど	92	33.2%	33.2%
自分の親	88	31.8%	31.8%
兄弟姉妹・親戚	61	22.0%	22.0%
SNS(LINE、X(旧ツイッター)、インスタグラムなど)	50	18.1%	18.1%
保育園・幼稚園・学校の先生	44	15.9%	15.9%
町以外のインターネット(ホームページ・ブログなど)	41	14.8%	14.8%
町内会や民生委員・児童委員など地域の人	13	4.7%	4.7%
町役場などの相談窓口	10	3.6%	3.6%
雑誌・タウン誌	5	1.8%	1.8%
地域子育て支援ひろば(ぐっぴい)	1	0.4%	0.4%
その他	5	1.8%	1.8%
必要がないので、情報は得ていない	15	5.4%	5.4%

(3) こども・若者向け調査

①こども・若者にとっての居場所

こども・若者にとっての居場所は、「落ち着いてくつろげる場所」が 73.2%と最も多く、次いで、「周りに気をつかわず、自分のペースでいられる場所」が 65.5%と多く挙げられています。

また、「自分の意見や希望を受け入れてもらえる場所 (32.0%)」、「色々なイベントがあり、自分の好きなものに参加できる場所 (21.1%)」、「色々な人と出会える場所 (17.5%)」等も挙げられています。

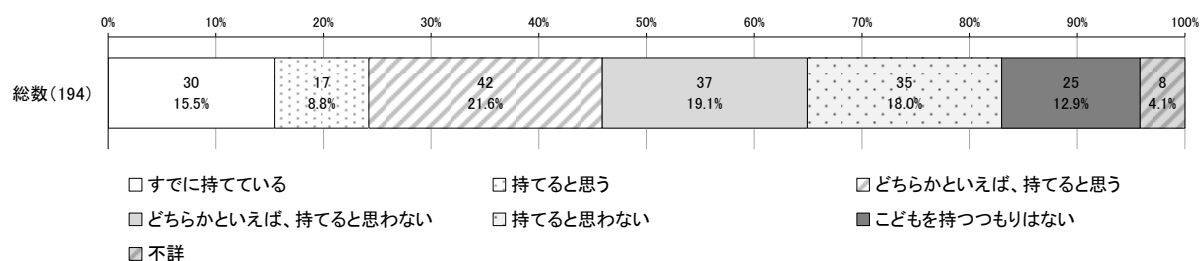
■こども・若者にとっての「居場所」(複数回答)

総数(194)		
選択肢	票数	構成比
落ち着いてくつろげる場所	142	73.2%
周りに気をつかわず、自分のペースでいられる場所	127	65.5%
好きなものがあつたり、好きなことができる場所	115	59.3%
友だちや親しい人とのつながりの中で安心していられる場所	103	53.1%
自分のことを否定されたり、嫌なことが起きない場所	89	45.9%
自分ひとりで行けて、好きなだけいられる場所	88	45.4%
自分の意見や希望を受け入れてもらえる場所	62	32.0%
大人に指図されたり、強制されたりしない場所	56	28.9%
色々なイベントがあり、自分の好きなものに参加できる場所	41	21.1%
信頼できるスタッフがいる場所	35	18.0%
色々な人と出会える場所	34	17.5%
その他	4	2.1%

②今後理想とする数のこどもを持てると思うか

今後理想とする数のこどもを持てるかについては、37.1%が「どちらかといえば持てると思う」又は「持てると思う」と回答しており、その理由で最も多いのは「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が 75.0%と大半を占めています。

■今後、理想とする数のこどもを持てると思うか



■理想とする数のこどもを持てそうにないと思う理由(上位3項目)

理想のこどもを「どちらかといえば、持てると思わない」、「持てるとは思わない」と答えた人

選択肢	票数	構成比
子育てや教育にお金がかかりすぎるから	54	75.0%
仕事と子育ての両立が難しいから	22	30.6%
年齢的に妊娠・出産が難しいから	14	19.4%

③子育てにかかる費用で負担を感じる（又は負担になるだろうと思う）もの

子育てにかかる費用で負担を感じる（又は負担になるだろうと思う）ものとして、「大学にかかる費用（49.5%）」、「食費（47.9%）」、「小・中・高校等にかかる費用（45.4%）」が多く挙げられています。

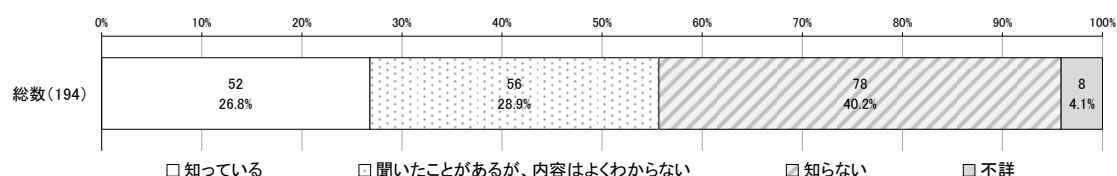
■子育てにかかる費用で負担を感じる(又は負担になるだろうと思う)もの(複数回答)

		総数(194)	
選択肢	票数	構成比	
大学にかかる費用(入学料、授業料、仕送りなど)	96		49.5%
食費	93		47.9%
小・中・高校等にかかる費用(授業料、学用品費など)	88		45.4%
学校以外の教育費(塾、通信教材など)	57		29.4%
保育所・こども園、幼稚園にかかる費用	50		25.8%
光熱水費	42		21.6%
衣料・服飾費	33		17.0%
娯楽費(趣味、レジャー、習い事などにかかる費用)	33		17.0%
医療費	22		11.3%
交通費(定期代などの通学費、移動にかかる費用)	18		9.3%
通信費(携帯電話料金など)	13		6.7%
その他	0		0.0%
負担を感じる(負担になるだろうと思う)費用は特にない	0		0.0%

④意見を表明する権利の認知度

すべてのこどもに「意見を表明する権利」があることを「知らない」と回答した人が 40.2%と最も多く、次いで「聞いたことがあるが、内容はよくわからない」が 28.9%となっています。

■すべてのこどもに「意見を表明する権利」があることを知っているか



1-3. 保育・教育の現状

(1) 保育サービス

①認可保育施設等の定員及び入所者数の推移（施設別）

令和6（2024）年4月1日現在、町内には私立の認可保育所が3施設、私立の事業所内保育施設が1施設あり、総利用定員は445人となっています。利用定員に対する入所率は施設によってばらつきがありますが、近年、保育所定員に関する国の弾力運用を受け、いずれも定員を超えた受け入れを行ってきましたが、令和5（2023）年度以降は4月1日時点ではすべての保育所で利用定員に余力があります。

認可保育施設等の定員数、入所者数の推移は下表のとおりです。

■認可保育施設等の利用定員、入所者数の推移

保育施設名	公私	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
遠賀川保育園	私立	利用定員（人）	140	140	140	140	140
		入所者数（人）	149	147	143	137	133
南部保育園	私立	利用定員（人）	140	140	160	160	160
		入所者数（人）	171	163	155	151	157
山びこ保育園	私立	利用定員（人）	140	140	140	140	140
		入所者数（人）	133	132	133	126	124
愛あい保育園 （事業所内保育園）	私立	利用定員（人）	5	5	5	5	5
		入所者数（人）	1	1	0	0	0
広域入所	私立	利用定員（人）					
		入所者数（人）	8	7	3	3	4
計		利用定員（人）	425	425	445	445	445
		入所者数（人）	462	450	434	417	418

※各年度4月1日現在

※入所者数は町外住民（広域受託）を含む

※愛あい保育園は地域枠のみ（従業員枠を除く）

②認可保育施設等の年齢別入所状況

令和2（2020）年度以降の認可保育施設等の年齢別入所状況の推移は以下のとおりです。

年齢別の入所率は年によってばらつきがありますが、全体の入所率は横ばいで推移しています。

■児童総数及び認可保育施設等の入所者数の推移（年齢別）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	人口（人）	123	127	107	102	109
	入所者数（人）	29	26	25	21	25
	入所率（％）	23.6	20.5	23.4	20.6	22.9
1歳児	人口（人）	142	125	131	111	104
	入所者数（人）	76	72	71	62	60
	入所率（％）	53.5	57.6	54.2	55.9	57.7
2歳児	人口（人）	153	152	126	138	116
	入所者数（人）	86	79	79	78	77
	入所率（％）	56.2	52.0	62.7	56.5	66.4
3歳児	人口（人）	145	156	154	133	142
	入所者数（人）	87	88	83	84	83
	入所率（％）	60.0	56.4	53.9	63.2	58.5
4歳児	人口（人）	152	153	153	152	153
	入所者数（人）	89	89	90	84	82
	入所率（％）	58.6	58.2	58.8	55.3	53.6
5歳児	人口（人）	152	159	153	152	153
	入所者数（人）	87	89	90	84	82
	入所率（％）	57.2	56.0	58.8	55.3	53.6
計	人口（人）	867	872	824	788	777
	入所者数（人）	454	443	438	413	409
	入所率（％）	52.4	50.8	53.2	52.4	52.6

※各年度4月1日現在

※人口は住民基本台帳人口

※入所者数は町外住民（広域受託）を含む

（ただし、愛あい保育園は地域枠のみ（従業員枠を除く））

③特別保育事業等の実施状況

本町では、多様な保育ニーズに対応するため、特別保育事業の充実にも努めてきました。
現在、延長保育と障がい児保育、一時預かりは町内3保育所で実施しています。

また、病児・病後児保育は、平成20（2008）年度から中間市及び遠賀郡4町で連携し、おんが病院内「ぞうさんルーム」で実施しており、毎年一定の利用実績があります。

なお、子育て短期支援事業については、鞍手町の鞍手乳児院、岡垣町の児童養護施設報恩母の家に委託して広域対応を図っていますが、利用実績は少ない状況が続いています。

■特別保育事業等の実施状況

（単位：人）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延長保育	実施か所数（か所）	3	3	3	3
	延べ利用児童数（人）	5,161	5,139	5,869	5,145
子育て短期支援	実施か所数（か所）	2	2	2	2
	延べ利用児童数（人）	0	1	0	0
障がい児保育	実施か所数（か所）	3	3	3	3
	延べ利用児童数（人）	10	12	10	13
一時預かり	実施か所数（か所）	3	3	3	3
	延べ利用児童数（人）	206	140	206	140
病児・病後児 保育	実施か所数（か所）	1	1	1	1
	延べ利用児童数（人）	6	8	15	6
休日保育	実施か所数（か所）	0	0	0	0
	延べ利用児童数（人）	0	0	0	0

※実施か所数は各年度末現在

(2) 幼稚園教育

①幼稚園の入園状況

令和6（2024）年4月1日現在、町内には定員180人の私立幼稚園が1施設あります。

令和3（2021）年度から令和5（2023）年度にかけて、在園児数は増加傾向にありましたが、近年は保育所の利用希望者が増えたことにより幼稚園の利用者は減少しており、平成27（2015）年度に比べ令和6（2024）年度は在園児数が28.8%減少しています。

■幼稚園の定員及び入園数の推移(年齢別)

幼稚園名	区分	定員	(参考) 平成27年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
遠賀中央 幼稚園	満3歳児(人)	—	0	5	5	2	3	2
	年少児(人)	60	68	47	53	59	50	44
	年中児(人)	60	70	53	52	59	59	48
	年長児(人)	60	74	54	57	56	62	57
	計(人)	180	212	159	167	176	174	151
	うち町外(人)	—	15	17	19	21	27	19

※各年度5月1日現在

※定員は令和6（2024）年4月1日現在

②幼稚園の預かり保育の利用状況

幼稚園在園児に対する預かり保育の常時利用者数（登録者数）は、年によってばらつきがありますが、令和6（2024）年6月1日現在の利用者数は37人で、利用率（在園児総数に占める割合）は24.5%となっています。

■預かり保育の利用児童数の推移(年齢別)

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用児童数（人） [A]	26	40	36	34	37
うち町外（人）	2	2	2	3	3
幼稚園在園児総数（人） [B]	159	167	176	174	151
利用率 [A/B]	16.4%	24.0%	20.5%	19.5%	24.5%

※利用児童数は各年度6月1日現在

※幼稚園在園児総数は各年度5月1日現在

※数値は常時利用者数（登録者数）

(3) 学童保育

本町では、3つの小学校でそれぞれ学童保育を実施していますが、利用者の増加に伴い、すべての小学校区で分割運営を行っています。分割運営にあたっては、小学校の余裕教室利用や専用施設の新設で対応しています。

令和6（2024）年4月1日現在、7クラブで利用児童数は326人となっています。

■学童保育の利用児童数の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
遠賀北学童保育クラブ(人)	58	46	48	54	46
第2遠賀北学童保育クラブ(人)	30	32	22	31	28
第3遠賀北学童保育クラブ(人)	51	36	43	28	43
広小ひまわりクラブ(人)	50	51	49	47	56
第2広小ひまわりクラブ(人)	77	65	61	59	55
遠賀南学童保育クラブ(人)	55	72	61	54	45
第2遠賀南学童保育クラブ(人)	40	36	55	63	53
計	361	338	339	336	326

※各年4月1日現在

1-4. 第二期遠賀町子ども・子育て支援事業計画の進捗

第二期遠賀町子ども・子育て支援事業計画（計画期間：R 2～R 6 年度）の評価指標及び施策成果指標とその現状値は次のとおりです。

施策成果指標として設定した、「住んでいる地域の子育て環境に「満足している」保護者の割合」について、就学前児童のいる家庭においては、目標値 83.0%に対して、実績値 78.5%、小学校児童のいる家庭においては、目標値 83.0%に対して、実績値 77.5%となり、いずれも目標値を下まわる結果となりました。アンケート調査（P19）によると、町に期待することとして、経済的支援が最も多くなっており、近年の物価高騰に対して、町では保育料の引下げやお米・商品券の配付等、独自の支援策を実施してきたものの、子育て世帯にとっては負担感が増加していることが要因の一つではないかと考えられます。

■第二期遠賀町子ども・子育て支援事業計画の評価指標と数値目標

				当初 (平成30年度)	目標 (令和6年度)	現状値 (年度)	
評価指標	基本目標 1	重点課題 1	乳児健診の平均受診率		96.0%	97.0%	93.6% (R5)
			1歳6か月児・3歳児健診の平均受診率		94.7%	95.0%	91.9% (R5)
			BCGの接種率		94.3%	95.0%	98.1% (R5)
			麻しん風しん混合の接種率		99.0%	99.0%	90.8% (R5)
			すくすくクッキングの参加者数		51組	55組	20組 (R5)
		重点課題 3	おはなし会の参加者数		638人	670人	445人 (R5)
			通学合宿の開催数及び参加者数		63人/年	3回/年	－
					20人/回	－	
	基本目標 2	重点課題 1	プレパパママ教室の参加者数		29組	30組	2組 (R3)
			新生児訪問率		97.6%	100.0%	99.0% (R5)
		重点課題 2	「ぐっぴい」の年間利用世帯数		2,187組	2,200組	9,904組 (R5)
			わんぱく教室の年間利用者数		382人	390人	145人 (R4)
			すくすくひろばの年間延べ参加者数		289組	300組	128組 (R5)
施策成果指標			住んでいる地域の子育て環境に「満足している」保護者の割合	就学前児童	81.3%	83.0%	78.5% (R6)
			小学校児童	82.6%	83.0%	77.5% (R6)	

※1 通学合宿は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により計画期間内で実施できず、令和3年度をもって廃止となったため、実績値の記載がありません。

※2 事業の見直し等があった事業については最終年度の実績値を計上しています。

2. こども・若者や子育て家庭を取り巻く課題

こども・若者や子育て家庭を取り巻く現状を踏まえ、今後、遠賀町がこども施策を展開する上での課題を次のように整理します。

(1) こどもの人権

こどもは大人と同じ人格を持ち、権利が保障される存在であり、こども一人ひとりの人権を尊重するという共通認識が重要です。しかし、全国的にこどもの権利の侵害である児童虐待やいじめについては重大な事件が後を絶たない深刻な社会問題となっています。

アンケート調査結果においても、「いじめられた経験があるこども」がいることがわかっており、その半数が「じっと我慢した」と回答しています。また、すべてのこどもに「意見を表明する権利」があることをこども・若者が十分に理解できていない状況もあります。

このため、住民一人ひとりに「こどもの権利」を知ってもらう啓発やこどもが意見を表明しやすい環境づくりを進める必要があります。

(2) こどもの健やかな育ち

アンケート調査結果から、「こどもの健康・発達」に悩む保護者は多く、また、町に期待することとして「安心して出産や子育てができる保健・医療サービスの充実」、「母子保健サービス・こどもの医療体制・救急医療体制の充実」や「地域でこどもたちが遊んだり、スポーツしたりする場や機会を増やす」を上げる声が多くなっています。

このため、安心して医療や健診を受けられる環境を整えるとともに、こどもの体力・運動能力の向上や望ましい食習慣の定着等に向けた取り組みを進めていく必要があります。

(3) こども・若者の居場所、体験や学びの機会

アンケート調査結果から、地域活動やグループ活動への参加経験や参加希望として「スポーツ活動」や「子ども会など青少年団体活動」が多く挙げられており、また、町に期待することとして、「地域でこどもたちが遊んだり、スポーツしたりする場や機会を増やす」の回答が一定数みられます。

また、こども・若者向けアンケート調査結果から、「こどもにとっての居場所」として、「落ち着いてくつろげる場所」や、「周りに気をつかわず、自分のペースでいられる場所」が多く挙げられている一方で、「色々なイベントがあり、自分の好きなものに参加できる場所」や「色々な人と出会える場所」についても一定数のニーズがあります。

このため、こども・若者が自由に遊び、安全に過ごすことができる居場所づくりや様々な活動を通じた体験、学びの機会の確保と情報発信の充実が必要です。

(4) 困難を抱える子どもや家庭

アンケート調査結果では、子育てに関して悩んでいることや困っていることとして、就学前児童保護者や小学生保護者からは、「こどもの健康・発達」、「子育てに関する経済的負担が大きい」が上位に挙げられています。また、ひとり親家庭の年収は決して高いとは言えず、こどもが中心となって家族のお世話をしているケースもみられ、困難を抱える家庭の状況は、障がい、疾病、虐待、貧困、外国籍の家庭等様々であると考えられます。

このため、家庭の状況に応じた生活支援、就業支援、経済的支援等の充実を図るとともに、潜在的に支援が必要な子どもや家庭もあることから、関係機関等との連携による訪問や相談支援体制の充実を図るなど、総合的な支援が求められます。

(5) 子育ての不安・負担

アンケート調査結果では、就学前児童保護者や小学生保護者は、子育てに関して半数以上がなにかしら不安や負担を感じており、その多くが「経済的負担」を挙げています。一方で、「子育てによる心身の疲れが大きい」も一定数挙げられています。

また、こども・若者向けアンケート調査結果から、主に「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」という理由で、約4割が今後理想とする数のこどもを持てると思わない（どちらかといえば持てると思わない）と回答しています。

このため、子育てに関する不安、負担の軽減に向けた支援を充実させるとともに、保護者が必要とする情報を適時適切に提供できる仕組みづくりが必要です。また、子育て中の親が孤立することなく、地域の多様な担い手により社会全体で大切にするという意識の醸成が重要です。

(6) 子育てと仕事の両立

アンケート調査によると、母親の就労状況は未就学児・小学生ともに「フルタイム」が最も多く、現在就労していない母親の就労希望も多いことから、今後も子育て世代の就労割合は高いことが予測されます。

また、アンケート調査結果から、男性の家事時間が短いことが分かっており、企業に求めることとして「こどもが病気やけがをしたときに休暇を取りやすい環境をつくる」、「子育てと仕事の両立に向け、職場内の理解を深めるための啓発を行う」が多く挙げられています。

このため、子育てをしながら安心して働ける環境づくりを行うとともに、男性の家事・育児への積極的な参画やワーク・ライフ・バランスの充実に向けた取り組みが必要です。

(7) こどもの安全・安心な生活環境

アンケート調査結果では、子育てを支援するために必要と思う支援・対策として、就学前児童保護者や小学生保護者から、「こどもを事故や犯罪の被害から守るための対策を進める」が上位に挙げられています。また、地域に対する期待として「こどもが犯罪や事故に遭わないよう、見守ってほしい」の回答も多くみられます。

このため、こどもや子育て家庭が安全に安心して生活できる生活環境を整備するとともに、地域住民や関係機関が連携して、交通安全対策や防犯対策、防災対策等に取り組むことが必要です。

第3章 計画の基本理念等

1. 計画の基本的な視点

本計画の推進にあたっては、こども大綱の基本的な方針に基づき、以下の5つの視点を持って取り組んでいきます。

視点 1

こどもを権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こどもの今とこれからの最善の利益を図ります。

視点 2

こどもや子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていきます。

視点 3

こどもや子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援します。

視点 4

良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、すべてのこどもが幸せな状態で成長できるようにします。

視点 5

若い世代が家庭や子育てに夢や希望を持ち、その希望がかなえられるよう生活の基盤の安定を図るとともに、子育てをみんなで支える社会づくりに取り組みます。

2. 計画の基本理念

すべての人が夢や希望をもてるこどもまんなか遠賀町

これまでの「第二期遠賀町子ども・子育て支援事業計画」では、「のびのび笑顔のおんがっ子」を基本理念とし、こども一人ひとりがいきいきとした笑顔あふれるこどもに育ってほしいという願いを込めていました。

本計画では、これまでの基本理念を引き継ぐとともに、「第6次遠賀町総合計画」の子育て・学校教育の目指すまちづくりである「まち全体が子どもの成長をよろこび、育て、あたたかく見守る環境をつくれます」及び「すべての子どもの成長を支え、個性と生きる力を育みます」との整合を図り、また、国の「こども大綱」が目指す「こどもまんなか社会」の考え方を踏まえ、「すべての人が夢や希望をもてるこどもまんなか遠賀町」を基本理念として掲げます。

参考：こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

～すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

「こどもまんなか社会」とは、すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会である。

3. 計画の基本目標

基本理念の実現に向けて、5つの視点を踏まえた4つの基本目標を設定します。

基本目標 1 こどもの権利保障の充実

すべてのこども・若者は生まれながらに権利の主体であり、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立し、意見の表明や自己選択、決定等を行う権利を持っています。

すべてのこども・若者が、自らの権利を知り、必要な情報や正しい知識を学ぶことができ、希望と意欲に応じて将来を切り開いていけるよう、また、主体的に、自分らしく、幸福に暮らしていけるよう、こどもの権利について理解が進み、こども・若者が意見を表明しやすい環境づくりが重要です。

そのため、「こどもの権利保障の充実」を目標として掲げ、こどもの権利やこども・子育てに関する情報提供・意識啓発等に取り組みます。

基本目標 2 こどもの健やかな成長と自己実現に向けた支援の充実

こどもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期の各段階において、様々な学び、遊び、体験を通じて成長し、若者として社会生活を送るようになります。一方、こどもの成長の過程は、こどもの状況によって異なるため、若者になるまでの間にいつ支援が必要になるかわかりません。こども・若者がそれぞれのライフステージで様々な成長できるよう、教育・保育、保健、医療、療育、福祉が切れ目なく提供されることが重要です。

そのため、「こどもの健やかな成長と自己実現に向けた支援の充実」を目標として掲げ、安心してこどもを産むための支援体制の充実やこどもの成長を通じた切れ目ない保健・医療の確保、こども・若者の居場所づくり等に取り組みます。

基本目標 3 配慮が必要な子どもへの支援の充実

児童虐待やヤングケアラー^(注1)、貧困、障がい等、本人たちだけでは対処が困難な課題を抱え、支援を必要としている子ども・若者やその家庭があります。その人たちが取り残されることなく、すべての子どもが希望を持ち、健やかに成長できるよう、それぞれの状況やニーズを把握し、適切な支援などにより切れ目なく支えることができる環境が求められます。

そのため、「配慮が必要な子どもへの支援の充実」を目標として掲げ、児童虐待の防止と早期発見や子どもの貧困対策の推進、障がい児支援の充実に取り組みます。

基本目標 4 結婚・子育ての希望をかなえ、子どもを安心して産み育てることができる環境づくり

すべての若者が、夢や希望を持って未来への歩みを進められるよう、一人ひとりの価値観や希望を尊重しつつ、自立を支援するとともに、出会い・結婚を希望する若者を支援するなど、若者が希望をかなえるための取り組みが重要です。

また、共働き世帯が増加し、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中で、安心して子どもを産み、子育てすることができる子育てと仕事の両立を支援することも重要です。

そのため、「結婚・子育ての希望をかなえ、子どもを安心して産み育てることができる環境づくり」を目標に掲げ、就職、結婚等のライフイベントにおける支援の充実や子育て期における切れ目ない支援の充実、経済的負担の軽減に取り組みます。

1) ヤングケアラー：本来、大人が担う家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもを指す。家族の介護や生活を支える人手が十分になく、子どもがその役割を引き受けて、家族の世話をすることで学業に遅れが出たり、進学や就職を諦めたりするケースが増え、社会問題となっている。

第4章 施策体系と取り組む施策

1. 施策体系

計画の基本理念、基本目標の実現に向け、19の施策を展開します。

■本計画の施策体系

基本理念	基本目標	施策
すべての人が夢や希望をもてるこどもまんなか遠賀町	基本目標1 こどもの権利保障の充実	1 こども・若者の権利保障や意見表明の機会創出 2 こどもの権利やこども・若者育成に関する情報提供・意識啓発
	基本目標2 こどもの健やかな成長と自己実現に向けた支援の充実	1 安心してこどもを産むための支援体制の充実 2 こどもの成長を通じた切れ目ない保健・医療の確保 3 幼児期までの育ちの保障、幼児教育・保育の充実 4 学校等における教育環境の整備や心のケアの充実 5 こども・若者の居場所づくりの推進 6 多様な遊びや体験活動の充実とこども・若者の社会参画の推進 7 自立のために必要な知識の情報提供や教育の充実
		1 児童虐待の防止と早期対応 2 こどもの貧困対策の推進 3 障がい児支援の充実 4 困難を抱えるこどもへの支援 5 ひとり親家庭への支援
	基本目標3 配慮が必要なこどもへの支援の充実	1 就職、結婚等のライフイベントにおける支援の充実 2 子育て期における切れ目ない支援の充実や経済的負担の軽減 3 男性の家事・子育てへの主体的な参画の促進 4 子育て等を支援する地域環境の整備やこどもの安全対策の推進 5 地域における子育て支援の促進
	基本目標4 結婚・子育ての希望をかなえ、こどもを安心して産み育てることができる環境づくり	

2. 取り組む施策

基本目標 1

こどもの権利保障の充実

1-1 こども・若者の権利保障や意見表明の機会創出

こども基本法やこども大綱に基づき、こども・若者が自らのことについて意見を表明し、社会に参画しやすくなるよう、意見を言いやすい環境づくりや、こども・若者の意見を尊重することの重要性について普及啓発に取り組みます。

①こどもの人権に関する意識啓発 【住民課・学校教育課】

こどもの人権意識の向上のため、教育等の場において、人権について考える機会の確保が必要です。

町では、小・中学校や保育所等と連携し、「人権の花ひまわり」や「人権のつどい」の取り組みにおいて、人権に関する映像教材の視聴や人権擁護委員の講話を受けるなど、人権を考える機会を設けています。また、小・中学校で人権作品（習字、標語、ポスター、作文等）の募集を行い、人権啓発情報紙「みんなのねがい」に掲載して全戸配布し、人権意識の啓発を行っています。

学校外においても、地域全体でこどもの権利を守り、こどもが夢や希望を持って過ごせる環境をつくるため、こどもの人権をテーマにした町民向けの人権講演会を開催しています。

【今後の取り組み方針】

◇人権に関する意識啓発のため、小・中学校や保育所等と連携した「人権の花ひまわり」や「人権のつどい」の取り組みを推進します。

◇人権作品の募集、人権啓発情報誌の配布、人権講演会の開催等により、こどもの人権に関する意識啓発を継続します。

②こどもが意見を表明する機会の確保 【健康こども課】

こども・若者の状況やニーズをよりの確に踏まえ、実効性のある施策を推進できるよう、こどもの意見を聴き、施策に反映することが求められます。また、こどもや若者が自らの意見が町政に反映されるという経験は、社会の一員としての主体性を高め、こどもの社会参画を後押しすることも期待されます。

【今後の取り組み方針】

◇こども・若者向けのアンケートを継続し、生活実態やニーズを把握するとともに、意見を自由に表明できる場を確保します。

◇学校やこども食堂等の居場所、各種相談窓口等においては、こどもの意見を丁寧に聴くとともに、関係者間での意見の共有、意見の反映に努めるよう、社会全体での意識啓発を図ります。

◇福岡県の「福岡県こども意見表明支援センター」の情報提供を行い、こどもの意見表明の機会創出を図ります。

1-2 こどもの権利やこども・若者育成に関する情報提供・意識啓発

こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有できるよう、こども・若者本人や子育て当事者を含むすべての大人に対して、こどもの権利について広く周知します。

また、すべてのこどもが個人として尊重され、健やかに成長できるよう、こども・子育てに関する情報提供や意識啓発に取り組みます。

①児童の権利に関する条約の普及啓発 【住民課、健康こども課】

児童の権利に関する条約は、世界中のすべてのこどもがもつ人権（権利）を定めた条約であり、1989年に国連総会で採択されました。条約では、こどもが権利の主体として、ひとりの人間として様々な権利をもつことを定めており、こどもと関わるすべての人が、その考えを理解することが求められます。

また、こどもが性別にかかわらず、様々な可能性を広げ、夢や希望を持って健やかに成長できるよう、こども・若者の周囲の大人に対する周知啓発が必要であり、町では、主催するイベントや発行する情報誌等でこどもの人権に関する意識啓発を実施しています。

【今後の取り組み方針】

◇引き続き、本町が主催するイベントや発行する情報誌等において、条約を踏まえたこどもの人権に関する普及啓発や、こども・若者の男女平等や性的指向及びジェンダーアイデンティティ^(注1)の多様性等の理解促進に取り組みます。

◇関係課、関係機関が連携して、様々な機会での情報提供を行います。

②こども・子育てに関する情報提供の充実 【健康こども課】

こどもが個人として尊重され、様々な支援やサービスを受けながら、健やかに成長できるよう、妊娠期から子育て期にわたるライフステージに合わせた「必要な情報」を「必要とする人」に届けることが大切です。

町内では、こども家庭センターをはじめ、様々な窓口、施設でこども・子育てに関する支援や相談対応等を行っていることから、情報提供の連携体制づくりが求められます。

また、こども・若者・子育て当事者など、情報を必要とする人が、情報を取得しやすい手段による情報提供が求められます。

【今後の取り組み方針】

◇町内の様々な窓口、施設等が連携して、子育て当事者への情報提供の充実に取り組みます。

特に、町、県、国等実施主体ごとに多様な支援やサービス等があることから、ニーズに応じた情報提供を行います。

◇こども・若者が情報を取得しやすい手段として、遠賀町公式のSNSを通じた情報提供に取り組みます。

1) ジェンダーアイデンティティ：自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

2-1 安心してこどもを産むための支援体制の充実

すべての人が、地域で孤立することなく、安心して子育てができる環境づくりとともに、出産・育児の経済的負担の軽減が求められます。

妊娠、出産、育児に関する悩みや不安を持つ人が、気軽に相談でき、各段階で必要な支援を受けられるよう、妊娠前から幼児期までの子育てについて、切れ目ない医療・保健等の支援体制の充実に取り組みます。

①出産を希望する人の支援の充実 【健康こども課】

出産・子育てを希望する若い世代が、妊娠・出産、性に関する知識を持ち、その希望をかなえることができるよう、情報提供の充実や相談体制の充実が求められます。また、出産・子育ての希望が実現できるよう、不妊症に悩む人への支援の充実も求められます。

【今後の取り組み方針】

- ◇若い世代が早い段階から妊娠・出産、性に関する適切な知識を持ち、その悩みを解決できるよう相談に応じる「福岡県プレコンセプションケアセンター」について、情報提供を行います。また、教育機関等と連携した性に関する教育により、妊娠・出産に関する知識を学ぶ機会を設けます。
- ◇保険適用の特定不妊治療と併用して実施する「先進医療」の費用の一部を助成する「福岡県不妊に悩む人への先進医療支援事業」について、情報提供を行います。

②妊娠期における健康支援の充実 【健康こども課】

妊婦や胎児の健康状態を確認するとともに、妊娠・出産・育児に関する相談によって妊娠期間中を安心して過ごすためには、定期的な「妊婦健康診査」を受診できることが重要なため、本町では、妊婦健康診査受診券を発行しています。

また、虫歯や歯周病にかかりやすくなる妊娠中は、歯周疾患による早産や低出生体重児出産、出産後乳児への虫歯原因菌の感染等のリスクがあるため、予防の歯科検診を受診することが重要です。本町では、母子健康手帳交付時に妊婦歯科検診の受診を周知啓発しています。

【今後の取り組み方針】

- ◇妊娠中の健康管理や異常の早期発見のため、妊婦健康診査受診券を発行し、妊婦の経済的負担と精神的な不安を軽減します。また、健診を通して、支援が必要な妊婦を早期に把握し、適切な支援へとつなげます。現在 15 回分の受診券を発行しており、県医師会と協議をしながら補助回数や内容を検討していきます。
- ◇歯周疾患による早産や低出生体重児出産の防止、虫歯原因菌の感染による乳幼児の虫歯を予防するため、母子健康手帳交付時に周知し、妊婦歯科検診の受診勧奨を行います。

③妊婦のための支援給付金 〔健康こども課〕

すべての妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、出産、育児に係る経済的負担の軽減とともに、妊娠中から子育て中の家庭に寄り添い、必要な支援につなぐことができる相談等の取り組みも重要です。

【今後の取り組み方針】

◇妊娠や出産時の経済的負担を軽減するための支援給付を行います。同時に妊娠届出や乳児家庭全戸訪問事業等の面談の機会も活用して、様々な支援事業の情報を提供したり、出産・育児等の見通しを立てたりするため、家庭のニーズに応じた相談支援を行う「妊婦等包括相談支援事業」を組み合わせることにより、妊娠期から切れ目のない伴走型の支援を行います。

④母子健康手帳の交付 〔健康こども課〕

母子健康手帳は、妊娠期から乳幼児期までの健康に関する情報が一つの手帳で管理され、妊産婦、乳幼児期の健康の保持及び増進のために、非常に重要な役割を果たします。また、母子健康手帳には、妊娠期から乳幼児期までに必要な知識が記載されており、妊娠・出産や子育てについて、信頼できる情報を提供する手段としても効果的です。

【今後の取り組み方針】

- ◇母子健康手帳を交付することにより、妊娠から出産、育児を通して母子の健康状態や予防接種記録の情報を一貫して管理します。
- ◇安心して妊娠・出産ができるよう、母子健康手帳交付時に妊婦アンケートを行い、その内容をもとに保健師が面談、保健指導を行い、妊娠期から支援が必要な妊婦を早期把握し、支援します。

⑤産後ケアの利用促進 〔健康こども課〕

出産直後に心身の不調や育児不安を感じる人に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てができる支援体制を確保することが重要です。そのため、助産師などの専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う「産後ケア事業」を実施しています。

【今後の取り組み方針】

◇出産後1年未満の乳児とその保護者等に対する心身のケアや育児のサポートを気軽に利用できるように、利用負担額を軽減します。また、産後ケア事業が、より多くの家庭に利用されるよう、妊産婦・乳児家庭全戸訪問時や育児相談の場で周知します。

⑥妊産婦・乳児家庭全戸訪問　〔健康こども課〕

妊婦や乳児のいる家庭が社会的に孤立することを防ぎ、こどもを健やかに育成できる環境を整備するため、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることが必要です。

本町では、妊娠届時に行うサポートアンケート等から支援が必要と思われる妊婦（若年・母子家庭・育児不安の強い方）や、第1子を出産予定の妊婦については保健師による訪問を実施しています。

また、すべての乳児家庭を対象に、助産師による訪問を実施しており、長期入院等で訪問できない家庭には、電話などにより育児や発育の状況等を確認したり、長期里帰りの場合には帰省先の自治体に訪問を依頼したりする等、対象者全員の状況を把握するよう努めています。

【今後の取り組み方針】

- ◇サポートアンケートの回答から支援が必要と思われる妊婦に対する訪問を継続して実施し、適切な支援へとつなぎます。
- ◇すべての乳児家庭を対象に訪問を実施し、訪問率100%を目指します。また、訪問時には、相談や情報提供を行うことにより、育児不安の軽減に努めます。

2-2 こどもの成長を通した切れ目ない保健・医療の確保

すべての子育て当事者が安心して子育てを行う上で、こどもの発育・発達や健康について、切れ目のない支援を受けられることが重要です。

乳幼児健診の受診率や予防接種の接種率の向上に加え、すべてのこどもが経済的な不安を抱えることなく、安心して医療を受けることができる環境づくりに取り組みます。

①乳幼児健診 【健康こども課】

心身ともに健全な人づくりの基本として、また、乳幼児の健康の保持増進を図るため、乳児（4・5か月児、9・10か月児）及び1歳6か月児、3歳児を対象とした健康診査のほか、2歳児歯科相談（歯科健診、フッ素塗布）を実施しています。仕事の都合などで集団健診を受診できない場合は、医療機関での個別健診を勧めています。

また、社会性発達の評価や発達障がい^{（注1）}等のスクリーニング、健康増進を目的とした5歳児健診の実施が必要とされており、国においても全国的な実施に向けた体制整備が進められています。さらに、聴覚障がいの早期発見・早期療育により音声言語の発達等への影響を最小限に抑えることができるよう、新生児を対象とした聴覚検査について、積極的な実施が求められています。

【今後の取り組み方針】

- ◇乳幼児健診について、引き続き、未受診者への勧奨により受診率の向上に努めるとともに、受診内容や流れについての工夫を検討します。
- ◇言語の理解能力や社会性が高まり、発達障がい^{（注1）}が認知される5歳の時期に健診を行うことで、こどもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、健康の保持増進を図るため、令和8年度からの「5歳児健診」の事業開始に向け、関係機関との調整、事業実施体制の構築を図ります。
- ◇先天性難聴の早期発見、早期療育のため、出生後に医療機関で実施されている新生児聴覚検査の費用を令和8年度受検分から助成し、経済的負担の軽減を図ります。また、全員が受検できるよう、母子健康手帳交付などの機会を通じて周知を行います。

1) **発達障がい**：広汎性発達障がい（こうはんせいはいったつしょうがい）、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなど、脳機能の発達に関係する障がいのこと。他人との関係づくりやコミュニケーションなどがとても苦手だが、優れた能力が発揮されている場合もあり、周りから見てアンバランスな様子が理解されにくい障がいといわれている。

②予防接種　〔健康こども課〕

こどもが健やかに成長できるよう、病気に対する免疫を強くし、社会に病気が蔓延することを防ぐため、予防接種法に基づき定期予防接種を受けることが定められています。

本町では、四種混合や日本脳炎等、予防接種法に基づく定期予防接種を実施しており、平成 28 年 10 月からは B 型肝炎が定期接種となっています。

【今後の取り組み方針】

◇予防接種法に基づき、接種対象期間が定められているため、対象者への分かりやすい周知に努めます。

◇すべてのこどもが計画的な予防接種によって疾病を免れるよう、国からの通知などに基づき、正確でわかりやすい情報提供のため対象者へ周知します。また、乳幼児健診や相談時に接種勧奨を行い、接種率の向上に努めます。

③小児医療体制の充実　〔健康こども課〕

こどもの健やかな育ちを守るためには、病気や怪我等の程度に応じて診療・治療を受けることができる医療機関が確保され、経済的な不安を抱えることなく、誰もが医療を受けやすい環境づくりが求められます。また、夜間や休日にかかわらず緊急時でも安心して医療を受けられる環境も求められます。

町内では、平日昼間における小児科を標榜する医療機関が 2 か所あります。また、救急医療は広域的な取り組みが必要であり、関係機関等との連携が重要となっています。

【今後の取り組み方針】

◇福岡県及び遠賀中間医師会との連携による救急医療体制の充実に努め、「遠賀・中間休日急病センター」や「福岡県小児救急医療電話相談」が活用されるよう、情報提供と利用促進を図ります。

④こどもの医療費の助成　〔健康こども課〕

こどもの疾病の早期発見と治療を促進するため、家庭の経済状況に関わらず医療を受けることができるよう、子育て家庭への支援の充実に努めることが重要です。

本町では、子ども医療、重度障がい者医療、ひとり親家庭等医療費助成としてこどもが 18 歳になる年度末までのこどもの保険診療に伴う自己負担額の助成をしています。また、県の制度を独自に拡大し、中学 3 年生までの入院・通院の自己負担を無償化するとともに、高校生年代は一部助成を行っています。

【今後の取り組み方針】

◇医療費の自己負担額の助成を継続します。

2-3 幼児期までの育ちの保障、幼児教育・保育の充実

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎となることから、幼稚園や保育所、認定こども園等の質の向上を図り、安全・安心な環境の中で一人ひとりのこどもの成長を支える環境づくりに取り組みます。

①保育の質の向上、人材確保の推進 【健康こども課】

本町では、町内の保育施設等が安定的に保育事業の提供ができるよう、町独自で保育施設の警備、機械設備の維持管理等に要する費用や施設の大規模改修、増改築に要する費用、保育士の確保に要する費用等に対して補助金を交付しています。

【今後の取り組み方針】

◇保育の質の向上の観点から、保育施設の整備費用、保育士の確保に要する費用等に対する補助を引き続き実施します。

②保育料の負担軽減 【健康こども課】

アンケート調査結果では、保護者の負担軽減に関する要望が多く、保護者の収入の状況に関わらず、誰もが安心して教育・保育を受けることができる環境づくりが求められています。

本町では、これまでも国基準の保育料負担区分を細分化するとともに、各区分において国基準負担から引き下げを実施してきたところです。令和5年9月からは、第2子以降の軽減措置の対象を拡大するため、保育料の多子軽減のカウント対象を国の定める未就学児から、町独自に18歳まで拡大するとともに、令和6年9月からは保育料負担額をさらに引き下げ、保護者の負担軽減に努めています。

【今後の取り組み方針】

◇安心して教育・保育を利用できるよう、景気や物価の変動等も考慮しながら、保育料の負担額の見直しに引き続き取り組みます。

③はじめのはじめのいっぽセミナー 【健康こども課】

平成23年度から実施している「はじめのはじめのいっぽセミナー」は、第一子かつ生後2～4か月の乳児と母親を対象に、人とのつながり、月齢に合ったあやうたやベビーマッサージ等赤ちゃんとの触れ合い、交流(グループワーク)を通して、子育てについて学んでいくセミナーです。産後のストレスや初めての育児に対する不安をやわらげ、母子が一緒にいることが幸福で楽しくなる土台を作ります。

【今後の取り組み方針】

◇「育児に対する不安や問題を、参加者自身が解決する力をつけること」を目的とし、すべての対象者が参加し、育児に対する不安を少しでも取り除くことができるよう今後も年間4回の実施を継続します。

④食育の推進（すくすくクッキング）　〔健康こども課〕

こどもの発育・発達や基本的な生活習慣の形成のため、幼児期の栄養・食生活が重要です。特に、授乳から離乳食へと移行する期間は、親子ともに初めての経験であり、不安や課題を抱えることも考えられます。

本町では、生後3か月～1歳未満の乳児とその家族を対象にした離乳食に関する講義、調理実演を行う「すくすくクッキング」を開催するほか、様々な機会に栄養士などによる講和や相談を行っています。

【今後の取り組み方針】

◇乳児期に食の基本を学習し実際の食生活に生かせるよう、また、こどもの健康を維持し、成長・発達を促すことができるよう、すくすくクッキングの実施を継続します。また、家族で食育を考えるための情報提供に努めます。

⑤ブックスタート・おはなし会の推進　〔生涯学習課〕

こどもの読書は、言葉を学ぶだけでなく、感性や表現力を高め、創造力を豊かにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で、欠くことのできないものであり、読書が身近に感じられる環境づくりが求められます。特に、乳幼児からの絵本の読み聞かせは、健やかな発達・成長に必要であり、児童期の読書習慣の形成にも効果が期待されます。

本町では、4か月健診時に参加した人に絵本を配布し、読み聞かせするきっかけとしてもらうことを目的とした「ブックスタート」を実施しています。

また、乳幼児を対象とした「おはなし会0・1・2」や幼児から小学校低学年向けの「おはなし会」を開催し、読み聞かせや読書の習慣づくりに取り組んでいます。

【今後の取り組み方針】

◇「ブックスタート」と「おはなし会0・1・2」を継続して実施するとともに、成長に合わせた本を選ぶための支援を充実します。

◇「おはなし会」の取り組みに新たな工夫や試みを加えるなど、事業の充実や参加者の拡大を図ります。

◇保護者に読み聞かせに向く絵本の紹介を行い、家庭での読み聞かせが習慣となるよう促します。

⑥保育所、認定こども園、幼稚園への支援　〔健康こども課〕

本町では、町内の保育所、認定こども園、幼稚園に対して、良好な環境で保育・教育が提供できるように施設の維持、整備や保育士の確保などの運営に必要な費用を支援するため、町独自で補助金を交付しています。

【今後の取り組み方針】

◇町内の認可保育所、認定こども園、幼稚園における運営に必要な費用や環境改善事業（空調、防犯対策設備、防災対策設備、調理場、手洗い場、スプリンクラー、遊具、園庭、駐車場等の設置、バリアフリー^{（注1）}化、トイレの洋式化等）に対して、町の補助要綱をふまえて補助を実施していきます。

1) バリアフリー：生活の中で不便を感じることを、様々な活動をしようとするときに障壁になっているバリアをなくす（フリーにする）こと。

2-4 学校等における教育環境の整備や心のケアの充実

学童期は、集団生活を通じて協調性や自主性を身につけるなど、心身ともに大きく成長する時期です。学び舎である学校が、安全に安心して過ごすことができる環境であるとともに、こどもの学力、体力、豊かな心を育むことが必要です。

こどもの学力、体力を向上するための学校教育の質の向上や教育環境の充実に取り組みます。また、こどもの心身の健康を保つことができるよう、発達に応じた健康、性に関する正しい知識を身につける教育や普及啓発、相談支援に取り組みます。

①教育活動の充実 【学校教育課】

学校がこどもに対してより充実した教育を提供することを可能とするためには、学校教育を担う教員の資質向上を図ることが求められるため、現在、教育事務所や県教育庁が主催する研修等に経験年数や役職に応じて積極的に参加しています。また、確かな学力を身につけさせるための思考力・判断力・表現力等の育成や、1人1台端末を効果的に活用した授業づくり等、教育内容を充実させる必要があります。

【今後の取り組み方針】

◇児童・生徒の「生きる力」を育むことを目指して、創意工夫を生かした教育活動を展開します。今後も様々な研修をととして教職員の資質を向上させ、効果的・効率的な授業を行います。

②ICT教育や教育施設環境改善 【学校教育課】

学校施設は基本的な教育条件の一つであり、教育水準の維持向上の観点から、その安全性や快適性を確保し、児童・生徒の発達段階に応じた安全・安心で質の高い施設の確保が必要です。

安全で快適な教育環境の確保のために学校施設の維持管理を行うだけでなく、情報活用能力の育成を図るため、1人1台端末を効果的に活用した授業づくりや教育内容の充実が求められます。

【今後の取り組み方針】

◇ICT^(注1)活用能力の育成推進と、1人1台端末等のICT機器を効果的に活用した授業づくりに取り組みます。

1) ICT：Information and Communication Technology の略称で、情報通信技術の総称。

③スクールカウンセラー等相談体制の充実　〔学校教育課〕

スクールカウンセラー^(注1)は、悩みを抱える児童・生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童・生徒の心のケア等多岐にわたっており、学校の教育相談体制に大きな役割を果たしています。

本町においても、小・中学校にスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー^(注2)、教育委員会に教育相談員を配置し、相談業務を推進しています。さらに、臨床心理士など専門家による巡回相談、そのほか就学前児童の就学相談など、児童・生徒や保護者に対してきめ細かな支援を実施しています。

相談体制の充実のため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・教育相談員の配置時間の確保や体制を維持するための人材の確保が必要です。

【今後の取り組み方針】

◇悩みのある児童・生徒や保護者の相談が受けられる体制として、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・教育相談員の確保、さらに、臨床心理士や特別支援学校教員による巡回相談の実施を継続します。

④外国語教育の充実　〔学校教育課〕

グローバル化が急速に進展する中で、こどもの将来の職業的・社会的な環境を考慮すると、外国語、特に英語によるコミュニケーション能力は、一部の業種や職種だけでなく、様々な場面で必要とされることが想定され、その能力の向上が求められています。

そのため、生きた英語に触れ、学びの意欲を向上しながらコミュニケーション能力を育成するなど、英語教育の質の向上を図ることを目的として、小・中学校にALT（外国語指導助手）を2人配置しています。

【今後の取り組み方針】

◇継続的に人材を確保し、生きた英語に触れる機会や英語を用いたコミュニケーションの楽しさを体験する機会の充実を図るため、ALTによる授業実施体制を確保します。

◇英語教育の指導の充実を図るため、研修などにより教員の資質・能力の向上に取り組みます。

-
- 1) スクールカウンセラー：学校に配置され、児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う専門家のこと。
 - 2) スクールソーシャルワーカー：学校を拠点に、不登校や家庭内暴力など子どもが抱える問題に対し、主に福祉的な視点から解決を図る専門家のこと。

⑤性と健康に関する教育　〔学校教育課〕

思春期はこどもから大人になる転換期であり、生涯にわたる健康づくりの基盤として、次代のこどもを産み育てる準備期間としても非常に重要な時期であることから、生命を大切に教育や性教育の充実が求められます。

また、過度のダイエット、夜更かし、喫煙・飲酒等の健康被害について十分認識し、適切な行動をとることができるよう、学校、家庭、地域が一体となって教え、見守ることが重要です。

そのため、生命や健康を大切にする教育やこどもの発達段階に応じた性教育、男女平等や性的指向及びジェンダーマイノリティに関する理解促進等を実施するほか、学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、悩みのある児童・生徒の相談に応じています。加えて、家庭と学校が連携して、性や健康に関する教育の充実を図るとともに、周囲の大人がこどもをサポートする体制づくりも必要です。

また、自身の育ちを支えられたこどもたちが、次の世代のこどもたちの育ちを支える好循環を生み出すためにも、学童期・思春期・青年期から、教育機関や地域において乳幼児の育ちや子育てについて学んだり、乳幼児と関わったりする体験ができる機会が求められています。

【今後の取り組み方針】

◇養護教諭や外部講師による性教育の充実を図るとともに、こどもの発達段階に応じた指導計画を検討します。小学校では、思春期における心と体の変化について学び、性教育の基礎的知識を身につけます。中学校から高校にかけては、人間の性に対する基礎的・基本的事項を正しく理解し、性感染症を防ぐための正しい知識を習得できるよう、性教育の充実を図ります。

◇学校における授業や学級活動を中心とした保健指導を充実させ、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培うとともに喫煙・飲酒・薬物乱用の防止教室等、保健教育の充実を図ります。

◇心と体の健康に関する悩みや相談に対して、専門的な知識や技術を持って対応できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの体制強化に努めるとともに、学校、保健福祉環境事務所、医療機関、児童相談所等の関係機関との連携強化を図ります。

◇生徒を対象に育児体験学習の充実を図り、男女ともに子育てに関する学習の機会を設けます。

2-5 こども・若者の居場所づくりの推進

すべてのこども・若者が安全に安心して過ごせる居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていくことが求められます。また、共働き世帯の増加により、こどもが放課後を安全・安心に過ごすことができる居場所づくりも必要です。

居場所はこども・若者本人が決めるものであるという前提のもと、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりに取り組みます。

①地域こども教室によるスポーツ活動等の支援 【生涯学習課】

地域のつながりが希薄化し、地域コミュニティにおけるこども同士の育ち合い、学び合いの機会の減少が懸念され、地域における居場所づくりの必要性が高まっています。そうした状況の中、スポーツを通じてこども同士や地域住民との交流、つながりを提供する場として、学校や家庭以外のこどもの居場所として、スポーツ教室の役割が期待されます。

現在、こどもが様々なスポーツに慣れ親しむことができるよう、いろいろな競技のスポーツ教室などを開催しています。

【今後の取り組み方針】

◇こどもがスポーツを通して交流し、いきいきと過ごすことができる居場所づくりのきっかけとなるよう、各種競技のスポーツ教室の開催を継続します。合わせて、スポーツ少年団など受け皿となる団体についての周知に取り組みます。

②学童保育の充実 【健康こども課】

保護者の就労などで保育の必要性のある児童を預かることで、子育てを支援するとともに、放課後に保護者が家庭にいないこどもに安全な居場所や遊びを与え、その健全な育成を図るため、学童保育を実施しています。

少子化による児童数の減少がみられるものの、共働き世帯の増加や遠賀川駅南土地地区画整理事業に伴う対象児童の増加等についても考慮し、事業を実施していく必要があります。

【今後の取り組み方針】

◇利用状況・意向を把握しながら、待機児童が出ないよう、必要に応じてさらなる余裕教室の活用など、学童施設の整備を検討していきます。

◇必要となる指導員の育成、資質向上等を行いながら、学童保育の安定した運営に努めます。

③こども食堂の安定的な運営の支援　〔健康こども課〕

こども食堂は、こどもが一人でも行くことができる食堂であり、食事の提供のみならず、孤食の解消、こどもの居場所づくりや学習支援、多世代の交流等多様な役割を果たしており、こどもの貧困対策及び地域の交流拠点として期待されます。

令和7年3月31日時点で町内には2か所のこども食堂があり、こどもの居場所となるこども食堂が安定・継続的に活動できるよう、運営資金の一部を補助することにより支援しています。

【今後の取り組み方針】

◇こども食堂の運営に対する支援を継続し、安全・安心で気軽に立ち寄ることができる場所を設けるとともに、食堂間や学校、地域との連携を深めることで、不登校や困窮家庭等支援が必要なこどもを早期に発見し、適切な支援につなげる取り組みを進めます。

◇小学校区あたり1箇所のこども食堂設置を目指し、担い手の確保や立ち上げの支援を行います。

2-6 多様な遊びや体験活動の充実とこども・若者の社会参画の推進

遊びや体験活動は、多くの人と関わりながら体験を積み重ねることにより、社会を生き抜く力として必要となる基礎的な能力を養い、こども・若者の健やかな成長の原点となることから、その機会を計画的に創出することが重要です。

こども・若者が年齢や発達 の程度に応じて多様な遊びや体験の機会を得ることができるよう、地域や学校等が連携して遊び・体験の場づくりに取り組むとともに、活動を通じた社会性の向上を目指します。

①様々な活動や体験を通じた学ぶ場の充実 【生涯学習課】

核家族化し、地域コミュニティが希薄化した現在、こども自身も塾や習い事が多く、人とのつながりや体験の機会が少なくなっています。こどもの豊かな心や生きる力を育むためには、様々な体験活動の機会を計画的に提供することが求められます。

そのため、福岡県青少年育成県民会議の市町村体験活動支援事業を利用して、体験活動教室を実施しています。また、こどもの自主性、役割意識、責任感、他者と協調する力を育むため、小学4～6年生を対象に、ボランティアと協働して、日帰り～1泊の教室を実施しています。

【今後の取り組み方針】

◇活動体験教室の企画、運営は、ボランティアと協働して行うことで、内容の充実を図り、こどもの体験機会の拡大を目指します。また、幅広いこどもに参加の機会を提供するため、様々な方法で、体験活動教室の実施に関する周知や参加呼びかけを行います。

②スポーツ活動の振興 【生涯学習課】

スポーツは、こどもの体験活動として、こどもの自立心、主体性、協調性、チャレンジ精神、責任感等を育むものであり、スポーツをする機会の確保や、スポーツ活動の場の提供が重要です。

本町では、スポーツ振興の要である遠賀町体育協会やスポーツ活動の受け皿となるスポーツ少年団の支援を行っています。現在、遠賀町体育協会に登録しているスポーツ少年団は12団体あり、217人（令和6年4月1日時点）が加入して活動していますが、会員数の減少により運営が厳しくなっているスポーツ少年団運営の支援が求められます。

また、こどもが身近にスポーツを楽しむことができる場として、安全なスポーツ施設が地域に持続的に確保されることが重要であり、スポーツ施設の継続的な維持管理が求められます。

【今後の取り組み方針】

◇こども・若者のスポーツ活動を支援するため、施設使用料の減免など、遠賀町体育協会やスポーツ少年団の支援を継続します。

◇スポーツ活動のきっかけ作りとなるよう、様々な競技のスポーツ教室を開催するほか、出前講座を実施します。

◇安全なスポーツ施設を確保するため、総合運動公園や町民体育館など、スポーツ施設の継続的な維持管理に取り組みます。

③社会教育関係団体への支援　〔生涯学習課〕

本町では、婦人会、子ども育成会、青少年育成町民会議、P T A等社会教育関係の団体が、こどもに多種多様な遊びや体験活動の機会を提供しており、遊びや体験を通じた成長に大きな役割を担っています。

また、地域社会形成に寄与する活動支援のため、社会教育関係団体に対し補助金を交付しています。

【今後の取り組み方針】

◇こどもの遊びや体験の場を広げるため、社会教育関係団体への補助金交付など、行政と社会教育関係団体が連携した活動の支援を継続します。

2-7 自立のために必要な知識の情報提供や教育の充実

こども・若者が自立して、社会を生き抜くためには、社会の一員として主体的に判断し、責任をもって行動できる力を身につける必要があります。

そのため、社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力の向上、情報化社会におけるインターネットの適切な利用など、こども・若者のライフステージに応じた教育や情報提供等の充実に取り組みます。

①消費者教育の推進 【産業振興課】

安全・安心に豊かな消費生活を営むためには、自ら考え自ら行動できる自立した消費者として、必要な知識や能力を身につけることが重要です。

自立した消費者の育成を目指して、遠賀町消費生活相談窓口消費生活相談員を配置し、若年消費者に向けた啓発資料の提供などを行っています。

また、スマートフォンなどの普及により、オンラインゲームへの課金や、SNS をきっかけとした副業、ネットショッピング等に関するこども・若者の相談が増加しており、より一層こども・若者への啓発活動が求められています。

【今後の取り組み方針】

- ◇消費者トラブルを未然に防ぐため、若年消費者の利用が多い施設や「二十歳のつどい」において、啓発資料の設置・配布を行います。
- ◇消費生活相談員による相談事業について、様々な機会での情報提供を行い、困りごとを抱えるこども・若者や保護者の問題解決を支援します。

②キャリア教育の推進 【学校教育課】

一人ひとりのこどもが、社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促すことが求められています。また、社会の変化に主体的に対応できる能力の育成を重視するとともに、児童・生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目標意識を持って、主体的に自己の進路を選択決定し、生涯にわたる自己実現を図っていくことができる能力や態度を育成することが求められています。

【今後の取り組み方針】

- ◇キャリア教育の年間指導計画をもとに、計画的に児童・生徒のキャリア育成に取り組めます。
- ◇地域は、多様な人間関係を体験することができる場であり、キャリア教育においても役割を担うことから、学校・家庭・地域が連携したキャリア育成に取り組めます。

③職場体験学習の推進　〔学校教育課〕

学校での生活と社会生活との接続を意識しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育むキャリア教育が重要であり、その中核的な取り組みとして、職業体験が求められています。

職業体験は、生徒が教員や保護者以外の大人と接する貴重な機会となり、コミュニケーション能力の向上、職業適性や将来設計について考える機会の確保、主体的な職業選択の能力や職業意識の育成促進、学習意欲の向上等の効果が期待されます。

現在、中学2年生を対象とした民間企業などでの職場体験学習を実施しています。将来の職業について学習するためには、多様な職場体験が必要で、受け入れてもらえる職場の確保が必要です。

【今後の取り組み方針】

- ◇生徒の社会的・職業的自立に向けたキャリア育成を図るため、中学2年生を対象とした職場体験学習を継続します。
- ◇体験学習の充実を図るため、地域の企業などとの連携を図りながら、体験職場の拡充を検討します。

④情報教育の推進　〔学校教育課〕

高度情報化社会に対応し、インターネットなどによる情報活用能力を育成し、社会の変化に主体的に適応できるこどもを育成することが求められます。また、インターネットなどの活用方法を工夫して、児童・生徒の情報活用能力を高め、様々な学習に生かすことや、情報モラルを身につけ、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度を育成することが求められます。

近年、インターネット利用の低年齢化が進む中、こどもの健やかな成長を阻害する有害情報も氾濫しており、犯罪被害を防止する観点から、インターネットに関する正しい知識をもち、情報を取捨選択できる能力の育成が求められます。

【今後の取り組み方針】

- ◇情報機器を用いた課題の提示、マルチメディアを使った発表活動など、学習活動における情報活用能力の向上に取り組むとともに、インターネット犯罪や情報モラル、知的財産権等について考えるなど、情報リテラシー^(注1)の習得支援に取り組みます。

1) 情報リテラシー：情報機器の操作能力のほか、情報を取り扱う上での理解、さらには情報及び情報手段を主体的に選択し、収集活用するための能力と意欲のこと。

3-1 児童虐待の防止と早期対応

児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長後においても様々な生きづらさにつながる可能性が高いことから、どのような背景や思想信条があっても決して許されるものではありません。あらゆる子育て世帯が児童虐待と無縁ではないことを認識した上で、関係各所の連携により、不適切な養育の可能性のある家庭の支援ニーズをキャッチし、こどものSOSをできる限り早期に把握するなど、児童虐待の防止と早期対応に取り組みます。

①関係各所の連携による早期発見 【学校教育課】

児童虐待の早期発見のため、各中学校区にスクールソーシャルワーカーを1人配置し、学校や関係機関と連携を図り対応しています。また、教育委員会にも教育相談員を2人・指導主事を2人配置して対応しています。

【今後の取り組み方針】

- ◇虐待を受けているこどもの早期発見に努めるため、多角的な情報収集やスクールソーシャルワーカー、教育相談員・指導主事に加え、保育園や幼稚園、小学校、学童保育等関係機関の連携強化を推進します。スクールソーシャルワーカーについては、現状やニーズを把握して、配置時間や整備体制について検討します。
- ◇児童相談所などの関係機関と連携し、こどもの養育に不安を抱える家庭への支援を行うとともに、妊娠届提出時や健診時における虐待リスクの早期発見・早期対応に努めます。

②児童虐待の防止 【学校教育課、健康こども課】

教師、保育士等に虐待についての意識の啓発や知識の普及に努めることはもとより、住民に対しても、児童虐待に関する通告義務などを定めた児童虐待の防止等に関する法律の趣旨を理解してもらいながら、地域全体で虐待の未然防止につながる広報やポスター・チラシによる意識啓発、情報提供体制の整備を図っています。

また、「要保護児童対策地域協議会」を通して、児童相談所や学校、警察等各機関との情報共有と連携を図り、児童虐待防止に努めています。

【今後の取り組み方針】

- ◇要保護児童対策地域協議会の活動を軸に、情報の共有と関係機関との連携を図り、組織的かつ専門的対応の徹底と関係者の資質向上に努めます。
- ◇妊娠届提出時や健診時において、虐待リスクの早期発見・早期対応に努めます。

3-2 こどもの貧困対策の推進

こどもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や、衣食住、進学機会、学習意欲、前向きに生きる気持ち等にも影響があり、社会的な孤立にもつながる深刻な課題です。

生まれ育った環境に左右されず、貧困の解消、貧困連鎖を断ち切るため、地域や社会全体で課題を解決すると認識した上で、教育の支援、生活の安定のための支援、保護者の就労の支援等、貧困対策に取り組みます。

① 苦しい状況のこどもの早期発見と支援体制の充実 【学校教育課】

苦しい状況にある児童・生徒の早期発見に向け、各学校に配置しているスクールソーシャルワーカーや、教育委員会に配置している教育相談員・指導主事が学校、関係機関と連携し対応しています。

【今後の取り組み方針】

◇引き続き、苦しい児童・生徒の早期発見に努めるため、多角的な情報収集、スクールソーシャルワーカーや教育相談員・指導主事、関係機関との連携強化をさらに推進します。

② 就学支援 【学校教育課】

遠賀町立の小・中学校に就学する上で、学用品費や給食費、修学旅行費等の支払いが経済的に困難な保護者に対して援助を行っています。準要保護児童生徒として認定後、年に3回（7月・11月・3月）援助費の支給を行っています。また、現在は、年に5回、制度の周知を行い、随時申請書を受け付けています。

【今後の取り組み方針】

◇引き続き、遠賀町立の小・中学校に就学中（就学予定）の児童・生徒がいる全世帯に対し、取り組みを周知し、支援が必要な保護者に対して援助費を支給していきます。

③ 低所得世帯に対する施設型給付未移行施設にかかる副食費の支援 【健康こども課】

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の中で、年収360万円未満相当世帯等のこどもは、給食費のうち副食費が免除となりましたが、施設型給付制度に移行していない幼稚園の利用者については、この免除の対象にならないため、実費徴収に係る補足給付^{（注1）}を行うことで、利用者の保護者負担の公平性を図ります。

【今後の取り組み方針】

◇対象者は減少傾向にありますが、引き続き、副食費の支援を実施します。

1) 実費徴収に係る補足給付：各施設事業者が実費徴収を行うことができる費用について、低所得世帯などを対象に費用の一部を補助する事業のこと。

3-3 障がい児支援の充実

障がいのあるこどもや発達に特性のあるこどもについて、成長や将来の自立、社会参加を支援する必要があります。

障がいや発達の特性に応じた支援にできる限り早期につなげられるよう、相談支援体制の充実や専門相談員の資質向上等、障がい児支援の充実に取り組みます。

①療育相談支援体制の充実 【健康こども課、福祉課】

近年、身体障がいや知的障がいに加え、発達障がい又はその疑いのあるこどもが増えています。障がいのあるこどもの保護者は、こどもの成長の様子がどこか他のこどもと違うのではないかと思い始めた時からの不安、周囲の無理解による孤独感、介助疲れなど、様々な不安や悩みを抱えながら過ごしています。そのため、身近な地域で困りごとに応えられる支援が求められています。

現在、臨床心理士による「ことばと心の相談」や小集団での療育教室「なのはなる一む」を実施しており、その他、幼児健診で言葉の遅れや行動面が気になるこどもと保護者に対し、臨床心理士による面談を行い、家庭の状況やこどもの特性に合った療育施設や医療機関を紹介するなど、相談につながりやすい体制を整えています。

また、町内には児童発達支援や放課後等デイサービス・保育所等訪問支援を行っている事業所が、それぞれ支援サービスを提供しています。

これからも不安や悩みを抱えた際に気軽に相談できるよう、周知・啓発を図る必要があります。

【今後の取り組み方針】

- ◇早期療育に臨めるよう支援するとともに、「なのはなる一む」でも必要に応じて「ことばと心の相談」と連携した支援を行っていきます。
- ◇療育が必要な児童については、適切な相談・サービスが受けられるように、一人ひとりの状態にあった「障がい児支援利用計画」を作成します。

②障がい児教育・保育の充実　〔学校教育課、健康こども課、福祉課〕

障がい児教育については、そのこどもが将来社会的に自立した生活を送れるよう、持っている能力や可能性を最大限に伸ばし、自立するための基礎、基本を身につけることが目標となります。

本町では、小中連携特別支援教育部会を設置し、町内の全小・中学校における支援体制の整備を図っています。また、特別支援学級においては、児童・生徒のニーズに応じた教育活動に取り組んでいます。さらに、発達に遅れがある乳幼児の受け入れを行う町内の保育施設に対して、町が補助金を交付し、受け入れを支援しています。

今後は、情報の共有化など、保育・教育・療育の連携による一貫した障がい児支援の充実が必要です。

【今後の取り組み方針】

- ◇通常の学級を含む特別な教育的支援を必要とする児童・生徒について、「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、きめ細かで適切な指導を行っていきます。
- ◇特別支援教育の充実のため、特別支援教育部会による特別支援学級の授業改善に取り組み、教師の指導力向上を図ります。
- ◇障がい児相談支援事業所の相談支援専門員を中心に関係機関による個別会議を開催し、障がい児支援の充実を図ります。
- ◇障がい児が自立するための基礎や基本を身につけられるよう、未就学児を対象とした児童発達支援や、就学児を対象とした放課後等デイサービス等の提供体制の充実に努めます。

③医療的ケア児在宅レスパイト事業　〔福祉課〕

在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を図るため、指定訪問看護ステーションが在宅の医療的ケア児を訪問して行う看護（健康保険法の適用対象となる訪問看護を除く）に係る費用について助成しています。

【今後の取り組み方針】

- ◇本町への転入時など医療的ケア児を把握した際は、その家族に対して本事業について引き続き周知していきます。

3-4 困難を抱えるこどもへの支援

いじめや不登校、ひきこもり、ヤングケアラー等、様々な困難を抱えるこどもについては、適切に支援することが重要です。

困難を抱えるこどもの支援のため、相談体制の整備や、関係機関との連携強化等に取り組めます。

①いじめや不登校等悩みを抱える児童・生徒への支援 【学校教育課】

いじめはこどもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、防止対策や早期対応が必要です。また、不登校の要因は様々であり、どのこどもにも起こり得るものです。そのため、悩みや不安をいつでも相談できるよう、小・中学校にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置しており、学校・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・教育委員会等で情報を共有し、対応しています。さらに、福岡県警のスクールサポーターが小・中学校を訪問し、いじめ問題などへの相談に対応しています。

また、不登校児童・生徒については、すべてのこどもが等しく教育を受ける機会を確保できるよう、学校適応指導教室を活用して、学習しながら学校への登校を促しています。

【今後の取り組み方針】

◇引き続き、悩みのある児童・生徒や保護者から相談を受けられる体制として、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・教育相談員、さらに臨床心理士や特別支援学校教員による巡回相談の実施を継続します。

②ひきこもりの状態にあるこども・若者への支援 【福祉課】

「外出したいが人と会うのがこわい」、「仕事を探したいが勇気が出ない」と悩む、ひきこもり状態にあるこども・若者や、「家族のひきこもりを解決したい」と願う家族からの相談に対応し、ひきこもりの改善へとつなげていくもので、町内の臨床心理士に委託して実施しています。

現状、相談があった場合に対応していますが、希望があれば訪問相談も実施しています。

【今後の取り組み方針】

◇引き続き、相談に対応するとともに、民生委員・児童委員を中心に、取り組みの周知を図ります。

③こども・若者の自殺対策〔福祉課〕

誰も自殺に追い込まれることのないまちを目指し、身近な人の変化に気づき、耳を傾け、必要な支援につなぎ、寄り添い見守ることができる「ゲートキーパー」の養成に取り組んでいます。

年に一度講師を招き、ゲートキーパー養成講座を実施しており、こども・若者を自殺から守るため、こども・若者と接する業務に従事している人（学校、幼稚園、保育所、放課後等デイサービス事業所等）にも積極的に受講の呼びかけを行っています。

【今後の取り組み方針】

◇引き続き、学校、幼稚園、保育所、放課後等デイサービス事業所等へ講座受講の呼びかけを行い、ゲートキーパーの養成に取り組めます。

④ヤングケアラーの早期発見と支援〔健康こども課〕

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っているこども・若者のことで、責任や負担の重さによっては、こどもとしての健やかな成長・発達に必要な時間（遊び・勉強等）を、若者においては自立に向けた移行期として必要な時間（勉強・就職準備等）を奪われたり、ケアに伴う身体的・精神的負荷によって、学業や友人関係等に影響が出てしまったりすることがあります。

ヤングケアラーについては、こども・若者自身や家庭が自覚しにくく、対象家庭として把握が難しいため、こども・若者や家族と接点を持つ大人が、ヤングケアラーである可能性に気づけるようにしておくことが重要です。このため学校（特に小・中学校）を始め、福祉、介護、医療等に係る関係機関との間で、相互に連携することが大切です。

【今後の取り組み方針】

◇対象家庭を把握するため、学校を通じてこども自身にヤングケアラーであることの気付きを与え、支援につながるきっかけとなる方法でアンケートを実施したり、スクールソーシャルワーカーと連携して学校におけるケース会議などにおいて関係者間で情報を共有したりする等、ヤングケアラーの早期発見・対応につなげる取り組みを進めます。

⑤外国人のこどもの支援〔住民課、健康こども課、学校教育課〕

こども基本法が対象とするこども・若者には日本人だけでなく、在留外国人や海外から帰国したこどもも含まれており、就学支援や適応支援等が必要なこどももいます。

本町では、異文化理解や価値観の相違を認め合う地域社会の推進、在住外国人に対する正しい理解のための啓発活動を目的として、国際交流クラブと協働し、日本語教室の開催や各種講座を実施しています。こどもに特化しているわけではありませんが、町内在住・在勤の外国人が地域で孤立しないよう、日本語教室を通じて、地域住民や他の外国人と交流し、友達を作り、相談できる場としています。

【今後の取り組み方針】

◇引き続き、外国人のこどもが安心して成長していけるよう、日本語教室による日本語習得や地域住民・外国人同士の交流を促すとともに、各種相談窓口の紹介などを行います。

3-5 ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うことにより、収入やこどもの養育等様々な問題を抱えています。

そうした問題やニーズに対応した支援を行うため、児童扶養手当をはじめとする経済的な支援や生活援助等の自立支援、必要とする支援につなぐことができる相談体制の整備等に取り組めます。

①ひとり親家庭の自立支援 【健康こども課】

ひとり親家庭の自立を支援する事業として、児童扶養手当支給、ひとり親家庭等医療費助成事業、ひとり親家庭等日常生活支援事業があります。

児童扶養手当は、ひとり親家庭の生活の安定を図り、自立を促進し、児童の福祉を増進することを目的としています。

ひとり親家庭等医療費助成事業は、ひとり親家庭に属する親と 18 歳になる年度末までの子の医療費自己負担額を一部助成する制度です。

ひとり親家庭等日常生活支援事業は、ひとり親家庭において、生活援助などが必要な場合又は疾病等の理由で日常生活を営むのに大きな支障が生じ、一時的に生活援助が必要になった場合に家庭生活支援員を派遣するものです。

【今後の取り組み方針】

◇ひとり親家庭等日常生活支援事業については、ひとり親家庭等の自立促進や一時的な生活援助が必要になった場合に利用者が状況に応じて利用できるよう、広報などを通して事業の周知を図ります。

◇保護者の就労を支援するため、就業支援サービスや住宅支援資金貸付など、福岡県が実施する自立支援の取り組みについて情報提供を行います。

②養育費の確保の支援【健康こども課】

養育費はこどもが経済的・社会的に自立するまでにかかる衣食住や教育、医療費等に要する費用のことで、こどもの健やかな成長にとって重要であり、協議離婚の際には、養育費の分担について父母がしっかりと話し合っておくことが大切です。そこで、養育費に関する取決めを促すとともに、養育費の継続した履行確保を図るための費用について補助金や、弁護士による法律相談等福岡県が実施する「ひとり親サポートセンター」による養育費相談の取り組みについて情報提供しています。

【今後の取り組み方針】

◇申請窓口である「ひとり親サポートセンター」と連携し、同センターが実施している支援事業の周知を図り、対象者が状況に応じて利用できるよう努めます。

基本目標 4

結婚・子育ての希望をかなえ、こどもを安心して産み育てることができる環境づくり

4-1 就職、結婚等のライフイベントにおける支援の充実

すべての若者が、自らの希望や適性等を理解した上で、大学などへの進学や就職により専門性や職業性を身につけ、将来の夢や希望を抱いて自らの可能性を広げ、就職などのライフイベントについて選択できることが重要です。

そのため、キャリアアップや就労支援を行うとともに、結婚を希望する若者に対して出会いや新生活への支援に取り組みます。

①生活基盤の安定（結婚新生活の費用助成） 【健康こども課】

本町では、結婚による新生活を応援するため、要件に該当する新婚世帯に対し、住宅取得費・家賃、引越し費用、取得した中古住宅のリフォーム費用等の費用について補助を行っています。

<補助対象経費>

- 住居費 : 結婚を機に新たに発生した住宅取得費および賃貸物件の家賃
- 引越費用 : 結婚新生活のために新居へ引越した際の引越し業者・運送業者への支払い
- リフォーム費用 : 取得した中古住宅の増築、改築等の費用(外構工事、電化製品の購入、設置費用は除く)
- 補助額 : 1世帯あたり 30 万円 (上限額)

【今後の取り組み方針】

◇制度の認知度を高めるため、ホームページへの情報掲載、商工会などと連携した事業所へのチラシ配架依頼や企業の従業員に対する情報提供など、制度の周知を行います。

②キャリアアップ・就労支援 【健康こども課】

進路や働くことに悩みを抱える若者が安心して就労できるよう、厚生労働省福岡労働局が実施する「福岡わかものハローワーク」や、福岡県が実施する「若者就職支援センター」等の支援事業について周知を行っています。

また、ニートやひきこもりの状態にあるなど、進路に悩みを抱えている若者に対しては、個別相談や各種セミナーの開催等により就労支援を行う福岡県の「若者サポートステーション」について周知を行っています。

【今後の取り組み方針】

◇より多くの若者が自分に合った仕事に就くことができるよう、引き続き、福岡県が実施する各種支援事業の周知に努めます。

③出会いの場創出　〔健康こども課〕

本町では、少子化の要因の一つである未婚化・晩婚化に対する取り組みとして独身者に出会いの機会を提供し、結婚のきっかけづくりを行うとともに、社会全体で結婚を応援する機運を高めることを目的に、福岡県出会い・結婚応援事務局や近隣自治体と連携して、出会いイベントに関する情報や婚活に役立つ情報を発信しています。

福岡県出会い・結婚応援事業では福岡県内などで開催される出会いイベントに関する情報発信や、出会い探しやお付き合い、結婚に関する個別相談、企業や団体間のマッチング支援として交流・体験型イベントの企画・運営のサポート等を行っています。

【今後の取り組み方針】

◇結婚したい気持ちはあっても出会いの機会が少ない独身者に対し、遠賀町の取り組み内容の周知を図るため、若者がアクセスしやすい媒体を通じた情報発信に努めます。

4-2 子育て期における切れ目ない支援の充実や経済的負担の軽減

核家族化の進展や共働き世帯の増加など、家庭をめぐる環境が変化しているなかで、子育て当事者が、経済的な不安や仕事との両立の悩み等がなく、健康で自己肯定感とゆとりをもって子どもに向き合えることが重要です。

子育てに関する悩みにワンストップで対応できるこども家庭センターの運営をはじめ、子育てに関する経済的な支援、一時預かりなどの多様なニーズに対応する保育サービスの実施等に取り組めます。

①こども家庭センターによる総合的な支援の実施 【健康こども課】

令和4年6月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」において、市町村はすべての妊産婦・子育て世帯・子どもに対し、母子保健と児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、新たに「こども家庭センター」を設置するよう努めることとされました。これを受け本町においても、虐待や貧困及び発達・発育等の悩み、不登校やいじめ、引きこもり、ヤングケアラー等困難を抱えるこどもや子育て家庭に対してさらなる切れ目のない支援を行うため、令和6年4月1日付で「遠賀町こども家庭センター」を設置しました。

【今後の取り組み方針】

◇遠賀町こども家庭センターでは、妊婦健診、乳幼児健診や予防接種等母子保健事業におけるあらゆる機会をとらえて、健康指導や妊産婦および乳幼児の相談・支援を行うとともに、学校や保育所・幼稚園、地域子育て支援拠点、民生委員・児童委員等とも連携して情報収集を図り、個々の家庭との関係性を構築しつつ、母子保健と児童福祉の専門性を発揮して、その家庭の課題やニーズに応じた支援内容を検討し、実施していきます。

②すくすくひろばによる育児相談支援 【健康こども課】

生後2か月から1歳未満までの乳児を対象に、遠賀町中央公民館で毎月1回、保健師、助産師、管理栄養士による計測や育児相談、栄養相談、ベビーマッサージを実施しており、参加者増加に伴い管理栄養士を1人増加し、栄養相談の増加に対応しています。また、生後2か月から参加できるため、早い時期から育児不安の解消に役立っています。

参加者が多い月は混雑する時もあり、落ち着いた雰囲気の中で相談しやすいように、開催の流れやスタッフ配置を検討していく必要があります。

【今後の取り組み方針】

◇今後も相談対応による保護者の育児不安の解消に努め、落ち着いた気持ちで子育てに取り組めるよう、事業を継続して実施します。

③教育相談（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）　〔学校教育課〕

児童・生徒の学校生活での悩みや、不登校など保護者が抱える不安等を相談できるよう、小中学校に配置しているスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育委員会に配置している教育相談員が相談に応じており、また、臨床心理士など専門家による巡回相談による相談体制、そのほか就学前児童の就学相談など、きめ細かな相談支援を実施しています。

【今後の取り組み方針】

◇児童・生徒の教育について悩みを抱える保護者の相談が受けられる体制として、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・教育相談員の確保、さらに臨床心理士や特別支援学校教員による巡回相談の実施を継続します。

④多様なニーズに対応した保育サービスの提供　〔健康こども課〕

多様な保育ニーズに対応するため、本町では、通常保育のほか、一時預かりや病児・病後児保育、ショートステイ・トワイライトステイ事業を実施しています。

一時預かりは、家庭で子育てを行う方を対象に、保護者の就労や通院、又は育児リフレッシュ（育児疲れの解消）等のために、一時的に保育が必要となる場合に保育所でこどもを預かるサービスです。本町では、山びこ保育園、南部保育園、遠賀川保育園の3園で対応しています。

病児・病後児保育は、こどもが病中又は病気回復期にあり、保護者が就労などの理由で保育が必要になった場合に、病院などに付設された施設で日中に一時的にこどもを預かるサービスです。本町では、中間市及び遠賀郡4町が連携し、おんが病院内の「ぞうさんルーム」において病児・病後児保育を実施しています。

ショートステイ・トワイライトステイは、保護者の疾病、仕事あるいは社会的事由により、児童の養育が一時的に困難となった場合又は緊急一時的な保護対策として、短期入所生活援助（ショートステイ）と夜間の預かりや宿泊のみを対象とした夜間養護（トワイライトステイ）があります。町内には施設はありませんが、鞍手町の鞍手乳児院、岡垣町の児童養護施設報恩母の家に委託して広域対応を図っています。

【今後の取り組み方針】

◇子育てと仕事の両立を支援するため、引き続き制度の周知を図り、利用者が状況に応じて利用できるよう努めます。また、新たに創設された保護者の就労に関わらず、3歳未満の乳幼児が一定時間保育所が利用できる「こども誰でも通園制度」について情報収集を行い、サービスの提供に取り組んでいきます。

⑤子育てに伴う経済的負担の軽減（児童手当等） 〔健康こども課、学校教育課〕

本町では、子育て世帯の経済的負担の軽減のため、福岡県の子ども医療、重度障がい者医療、ひとり親家庭等医療費の助成制度に加え、町独自に中学３年生までの入院・通院の自己負担を無償化するとともに、高校生年代の入院・通院の一部助成を行っています。

また、保育料の第２子以降の軽減対象拡大や、保育料の引下げを実施し、子育てに伴う経済的な負担軽減を行っています。

子育てに伴う経済的負担の軽減については、アンケートでも要望が多い項目であり、物価高騰対策等の子育て世帯を取り巻く環境の変化もふまえて、充実を図っていきます。

【今後の取り組み方針】

◇保育料について、対象世帯の状況を踏まえ定期的に見直しを行い、充実を図っていきます。

◇学校給食に対する保護者の負担軽減について、検討します。

◇こどもの医療費の自己負担について、自治体間のばらつきの解消を県に求めています。

4－3 男性の家事・子育てへの主体的な参画の促進

家事や育児の負担は依然として女性に偏る傾向にあるため、家族が協力して子育てをし、それを地域社会全体で支える環境づくりが重要です。

男性の家事・子育てへの参画や育児休業の取得に関する周知・啓発を推進します。

①ワーク・ライフ・バランス改善の普及啓発 【住民課】

男女問わず仕事と生活の両立支援（ワーク・ライフ・バランス）の推進に取り組むなど、男女が働きやすい職場環境の整備に積極的に取り組む町内の事業者を「遠賀町男女共同参画推進事業者」として登録しています。登録事業者を広く町民に紹介することにより、男性も家事・育児に積極的に取り組むことができる男女共同参画^{（注1）}の普及と推進を図ります。

【今後の取り組み方針】

◇引き続き、労働時間の短縮や男性の育児休業取得率の向上など、ワーク・ライフ・バランスの普及に関する周知・啓発を行います。

1) **男女共同参画**：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思で社会のあらゆる分野における活動に参画する機会を確保され、そのことによって男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うこと。

4-4 子育て等を支援する地域環境の整備やこどもの安全対策の推進

こどもや子育て家庭が安全に安心して生活するためには、公共施設や鉄道駅、歩道等を安全・安心に移動することができるとともに、犯罪被害や事故、災害からの安全が確保されていることが重要です。また、公共施設や公用施設におけるこども・子育て支援機能の強化や子育て関連施設の環境改善の取り組みも欠かせません。

こうしたバリアフリー化の推進やユニバーサルデザインのまちづくり、学校・警察・各種団体等との連携した交通安全、犯罪防止、防災対策等に取り組みます。

①安全・安心に利用できる公園の整備 【建設課】

町内には都市公園が 62 公園あります。こどもや保護者が安心して公園を利用できるように、定期的に公園施設の点検を実施して安全に努めています。また、地域住民と協力して公園の美化にも努めています。

令和 6 年度時点で供用から 30 年以上経過した公園が 7 割を占めるため、老朽化に対する安全性の確保や機能の維持が必要です。

【今後の取り組み方針】

◇公園施設の重点的・効率的な維持管理を行い、安全で安心して利用できる公園管理に努めます。

②バリアフリー化の推進及びユニバーサルデザインのまちづくり 【都市計画課】

「遠賀町ひとにやさしい福祉のまちづくり整備基本計画」や「遠賀町交通バリアフリー基本構想」を策定し、これらの計画を基に全庁的に町内の道路、公園や構築物のバリアフリー化等施設整備を進めています。

高齢者や障がい者だけでなく、こどもや妊婦、ベビーカー利用者が安心して外出できるように、公共施設などの点検を行い、バリアフリー化を推進していく必要があります。

【今後の取り組み方針】

◇公共施設において、おむつ替えスペースが整備された多目的トイレや授乳コーナーの設置等子育て支援機能強化のための改修等に取り組みます。また、幅の広い歩道の整備や段差の解消等、安全で快適な歩行空間の確保を図ります。

③交通安全対策　〔建設課〕

本町では、こどもを事故から守るため、こどもの安全意識の啓発活動とともに、地元や P T A からの要望箇所への区画線、カーブミラー等の設置をはじめとする通学路の安全対策を重点的に推進するなど、ソフト・ハードの両面から交通安全対策を進めています。

【今後の取り組み方針】

◇引き続き、地域住民や P T A からの要望箇所や交通事故多発箇所の合同点検を折尾警察署と実施し、交通安全施設整備を推進します。また、交通安全県民運動などの啓発活動に取り組めます。

④犯罪や事故の防止対策　〔学校教育課、生涯学習課〕

近年、こどもが犠牲となる事故や事件が多く報道されており、こどもが戸外で安心して安全に過ごすことができる環境が損なわれつつあります。

本町では、こどもが被害者となる犯罪の撲滅を目指し、自治防犯組合、警察、学校等関係機関と家庭と協力を図り、「遠賀町あるき隊」や「子ども 110 番の家」、「見守り隊」といった防犯活動を実施しています。また、不審者情報などの情報提供と防犯意識の啓発に取り組んでいます。

具体的には、地域住民が互いに見守り合うまちづくりの一環として「遠賀町あるき隊」を実施し、事件や事故の防止に努めています。また、P T A の取り組みとして、犯罪などの被害に遭った又は遭いそうなこどもを保護する「子ども 110 番の家」の看板設置、小学校ごとに児童の登下校時の安全指導を行う「見守り隊」を結成しています。さらに小学校の授業の一環として、防犯教室や地域の危険箇所の周知に取り組んでいます。

本町では、青色回転灯装備車を 4 台保有し、町内のパトロールを実施するとともに、月に一度補導員と連携し、児童・生徒の下校時間に合わせて通学路のパトロールを行っています。また、小・中学校の春休み・夏休み・冬休みには、「青少年安全パトロール」を実施し、事故や事件にこどもが巻き込まれるのを防止する取り組みを行っています。

近年では、インターネットや携帯電話を利用した犯罪が増えており、その対策が急務となっています。

【今後の取り組み方針】

◇引き続き、こどもが被害者となる犯罪や事故の撲滅を目指し、自治防犯組合、警察、学校、家庭等と協力を図りながら、「遠賀町あるき隊」、「子ども 110 番の家」、「見守り隊」によるパトロールなどの活動を継続するとともに、学校での学習をはじめとして、不審者情報など、犯罪に関する情報の提供と防犯意識の啓発に努めます。

◇町内で不審者が発生した場合は追加でパトロールを行うとともに、関係機関へ情報提供を行い、連携して見守りを強化します。

◇こどもがインターネットでの犯罪に巻き込まれることを防止するため、インターネットの正しい活用方法を学ぶ機会を創出します。

⑤防災・減災対策　〔総務課〕

近年、全国各地では豪雨や台風による被害が多く発生しており、遠賀川の下流域に位置し、平野部が多い地理的特徴を持つ本町においては、令和３年に防災ハザードマップ、令和６年３月には「遠賀町地域防災計画」を改訂し、風水害対策をはじめとした防災対策の向上を図っています。

また、共助の推進を図るべく、各地区自主防災組織の訓練や研修に対しての補助を継続して行い、組織が継続的に活動できるよう支援を行うとともに、災害時の避難に支援が必要な方を事前に把握し、避難支援者と共に避難を完了することを目的とする、遠賀町避難行動要支援者個別避難プランの定期的な確認と、状況の変化に応じた見直しを実施します。

さらに、激甚化する自然災害に対応すべく、住民が確実に避難情報等を入手できるよう、情報伝達手段の強化を推進します。

【今後の取り組み方針】

◇自主防災組織の活動が継続できるよう引き続き支援し、地域防災力を強化します。

◇学校での授業などで防災に対する正しい知識をこどもに伝えるとともに、災害から身を守るための実践的な訓練を実施します。

4-5 地域における子育て支援の促進

日頃の住民同士の交流やふれあいをはじめ、様々な世代の交流などを通じて地域で子育てを支援する気運づくりに取り組みます。

①公民館活動などによる地区活動の支援 【生涯学習課】

本町には25の地区公民館があり、地区活動の中心的な役割をもつ施設として、子ども育成会を中心とした行事、廃品回収、ペタンク大会の開催等が行われています。しかし、近年は、世帯数の減少により活動が停滞している地区や若者層の参加が少ないといった課題があります。

本町では、地区住民に親しまれる公民館活動を推進するとともに、地区のこどもが参加したくなる事業の情報提供や助言を行い、地区活動を支援しています。

【今後の取り組み方針】

- ◇子ども育成会への活動補助金交付を継続します。役員を対象とした研修会では、子ども育成会の活性化に向け、事業の情報提供や助言を行います。また、交流につながるようコミュニティ備品の貸し出しを継続します。
- ◇各地区の公民館活動が活性化するよう、地区公民館連合協議会への支援を継続するとともに、主催の3つの行事において、人口の少ない地区も参加できるよう、ルール改正などについて検討を促します。
- ◇公民館長会議の中での情報交換や各種研修会等への参加を促すなど、魅力ある取り組みについて学ぶ機会を設けます。

②子育てを応援する社会づくりの推進 【健康こども課、福祉課】

福岡県は、豊富な経験を持つ高齢者が地域の子育てを行う「ふくおか子育てマイスター制度」を平成24年7月から実施しています。子育て支援に関心のある60歳以上の方を「子育てマイスター」として認定・登録し、託児や保育施設などでの保育補助など、様々な形で活用してもらうことを目的としています。また、仕事と子育ての両立を支援する取り組みを宣言した事業者を登録する「子育て応援宣言企業」、就学前のこどもを育てる家庭を対象に様々な応援サービスを提供する店を登録する「子育て応援の店」といった登録制度を推進しており、本町では、子育てを応援する社会の実現に向けた取り組みとして周知を行っています。

【今後の取り組み方針】

- ◇町内での登録を推進するため、健康こども課窓口で「子育て応援の店」のチラシを配布します。
- ◇子育て支援に関心のある多くの高齢者などが子育ての経験や得意な分野の知識を生かすことができるよう「ふくおか子育てマイスター制度」について広報などで周知し、登録者の増加につなげます。

3. 成果指標等

本計画の計画期間の5年間に、基本目標の達成状況を把握するため、下記の成果指標を設定します。また、計画の進捗を確認するため、基本目標ごとに参考指標を設定します。

(1) 成果指標

●基本目標1 こどもの権利保障の充実

成果指標	現状	目標
「こどもが意見を表明する権利」の認知度 (こども・若者意識調査)	26.8% (令和6年)	向上
「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合 (こども・若者意識調査)	61.3% (令和6年)	向上

●基本目標2 こどもの健やかな成長と自己実現に向けた支援の充実

成果指標	現状	目標
生活に満足していると思うこどもの割合 (こどもの生活実態調査(小学5年生・中学2年生))	63.6% (令和6年)	向上

●基本目標3 配慮が必要なこどもへの支援の充実

成果指標	現状	目標
「社会生活や日常生活を円滑に送ることができる」と思う こども・若者の割合(こども・若者意識調査)	57.2% (令和6年)	向上

●基本目標4 結婚・子育ての希望をかなえ、 こどもを安心して産み育てることができる環境づくり

成果指標	現状	目標
住んでいる地域の子育て環境に「満足している」保護者の割合 (子育て支援に関するアンケート調査(未就学児童保護者))	78.5% (令和6年)	向上
住んでいる地域の子育て環境に「満足している」保護者の割合 (子育て支援に関するアンケート調査(小学生保護者))	77.5% (令和6年)	向上
「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の 割合(こども・若者意識調査)	67.1% (令和6年)	向上

(2) 参考指標

目標	施策	参考指標
基本目標 1	1-1	① 小・中学校や幼稚園・保育所と連携したこどもの人権をテーマとする啓発活動の実施
基本目標2	2-1	① 若者に対する妊娠・出産、性に関する知識の啓発活動の実施
	2-1	⑥ 乳児家庭全戸訪問事業の実施率向上
	2-2	① 乳児健康検査の受診率向上
	2-2	① 1歳6か月児及び3歳児健康診査の受診率向上
基本目標3	3-1	① こども家庭センター・学校教育課・スクールソーシャルワーカー・教育指導主事との定期会議開催継続(児童虐待)
	3-2	① こども家庭センター・学校教育課・スクールソーシャルワーカー・教育指導主事との定期会議開催継続(貧困)
	3-4	③ こども家庭センター・学校教育課・スクールソーシャルワーカー・教育指導主事との定期会議開催継続(ヤングケアラー)
基本目標4	4-1	① 結婚新生活応援交付金の申請件数
	4-1	③ 福岡県出会い・結婚応援事務局と連携した出会いイベントの開催
	4-2	② すくすくひろばの開催の継続
	4-4	④ 長期休業中の青少年安全パトロールの実施

第5章 子ども・子育て支援事業

1. 教育・保育提供区域の設定

国の基本指針では、市町村は教育・保育を提供する単位として、地理的条件や社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、教育・保育提供区域を設定することとされています。

本町では、その地理的条件からみて、行政区や小学校校区単位で需給調整を行うには範囲が狭すぎると考えられること、本町内の幼稚園・保育所において、これまで特に通園区域は設定しておらず、実際に町内の様々な区域から通園をしている現状があること、また、その方が勤務状況に合わせた保育所利用や、教育・保育の特性を踏まえた施設の選択等、利用者の細かなニーズにも対応しやすいことを考慮し、引き続き町全域を1つの教育・保育提供区域と設定します。

2. 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保

就学前児童の教育・保育について、幼稚園・保育所の利用実績やアンケート調査により把握した利用希望等を踏まえ、計画期間内の「量の見込み」を設定します。そして、「量の見込み」に対する「確保方策」を設定することで、ニーズに見合った提供体制の確保を目指します。提供体制の確保時期については、遠賀川駅南土地地区画整理事業に伴う人口増加が累積していく令和 10～11 年度を目標とし、必要に応じて中間年度の令和 9 年度に「量の見込み」、「確保方策」について中間見直しを行います。

また、教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」については、子ども・子育て支援法に基づき、保育の必要性や年齢により区分された下表の認定区分ごとに設定します。

■認定区分

認定区分	内 容	利用できる主な施設
1号認定	満3歳以上で、教育を希望する児童 (保育の必要性無)	幼稚園・認定こども園※
2号認定	満3歳以上で、保護者の就労等の理由により 保育を必要とする児童 (保育の必要性有)	保育所・認定こども園・ 地域型保育※
3号認定	満3歳未満で、保護者の就労等の理由により 保育を必要とする児童 (保育の必要性有)	

※ 認定こども園…幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持った施設として、県から認定を受けた施設。

※ 地域型保育…町から認可を受けた家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育事業。

①現状

本町内には、現在、幼稚園 1 園、保育所 3 園、事業所内保育施設が 1 園、企業主導型保育所が 2 園設置されています。令和 6 年 4 月時点では待機児童がいないものの、近年の保育需要の高まりや保育士不足の影響により、年齢によっては年度途中で待機児童が発生している状況です。

②量の見込み

出生数の減少などに伴い就学前児童の人数は減少傾向にありますが、共働き世帯の増加や遠賀川駅南土地地区画整理事業に伴う人口増等により、多数の住宅ストックが順次供給される等の要因を考慮した上で、アンケート調査の結果や過去の利用実績等に基づき各年度の量の見込みを算出しました。

なお、2号認定には、アンケート調査結果に基づき、保育の必要性が認められる2号認定のうち、幼稚園の利用希望が強いと推定される42人についても、毎年度含めて計上しています。

遠賀川駅南土地地区画整理事業による影響は、早ければ令和8年度後半から出ると想定されますが、本計画値との乖離がみられる場合は、適宜中間見直しなどの方法により整合を図る必要があります。

③確保方策

1号認定の利用定員については、令和7年に予定される幼稚園の認定こども園化に伴い減少しますが、保育ニーズの増加なども考慮しつつ、保育要件があり、教育ニーズが高いものについては2号として計上し、現状のまま対応が可能と見込みます。

2号認定については、未就学児の減少が続き、令和6年4月時点で待機児童はありません。また、幼稚園の認定こども園化により新たに利用定員が増加します。

3号認定については、出生数は減少傾向ですが、共働き世帯の増加の影響で0歳児においては、現状で4月時点での待機児童はないものの、年度終盤に待機児童が生じています。また、幼稚園の認定こども園化に伴い、利用定員の拡大が図られます。

引き続き、利用定員の見直しや園の増・改築等による定員増により、利用定員の確保を図ります。

年度	0～2歳児 推計人数 (人) [A]	3号認定こども 確保方策数 (人) [B]	利用率 [B/A]	目標値
令和7年度	322	228	70.8%	63.0%
令和8年度	329	228	69.3%	63.0%
令和9年度	360	233	64.7%	63.0%
令和10年度	396	252	63.6%	63.0%
令和11年度	376	252	67.0%	63.0%

また、遠賀川駅南土地地区画整理事業による町外からの転入などが想定どおりに進めば、計画年度の最終年度に利用定員が不足する場合は想定されます。必要に応じて計画の中間見直しを行い数値の精度を高めながら、遠賀川駅南土地地区画整理事業地内を含め、保育所の新設等による新たな保育の受け皿の確保などについても検討を行います。

■量の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和 7 年度					令和 8 年度				
	1 号	2 号	3 号			1 号	2 号	3 号		
			0 歳児	1 歳児	2 歳児			0 歳児	1 歳児	2 歳児
②量の見込	89	288	57	67	68	88	280	57	65	74
③確保方策	110	297	58	81	89	110	297	58	81	89
幼稚園	110					110				
保育園・認定こども園		297	49	70	84		297	49	70	84
幼稚園＋預かり保育										
企業主導型保育施設			7	8	5			7	8	5
特定地域型保育			2	3	0			2	3	0
③-②	21	9	1	14	21	22	17	1	16	15

(単位：人)

	令和 9 年度					令和 1 0 年度				
	1 号	2 号	3 号			1 号	2 号	3 号		
			0 歳児	1 歳児	2 歳児			0 歳児	1 歳児	2 歳児
②量の見込	80	290	63	74	79	89	317	65	83	90
③確保方策	110	297	63	81	89	110	341	66	89	97
幼稚園	110					110				
保育園・認定こども園		297	54	70	84		321	57	78	92
幼稚園＋預かり保育							20			
企業主導型保育施設			7	8	5			7	8	5
特定地域型保育			2	3	0			2	3	0
③-②	30	7	0	7	10	21	24	1	6	7

(単位：人)

	令和 1 1 年度				
	1 号	2 号	3 号		
			0 歳児	1 歳児	2 歳児
②量の見込	88	334	58	77	91
③確保方策	110	343	66	89	97
幼稚園	110				
保育園・認定こども園		321	57	78	92
幼稚園＋預かり保育		22			
企業主導型保育施設			7	8	5
特定地域型保育			2	3	0
③-②	22	9	8	12	6

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保

地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況やアンケート調査の結果等により把握した利用希望等を踏まえた上で、計画期間内の「量の見込み」や「提供体制の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

なお、令和6年の子ども・子育て支援法改正により、地域子ども・子育て支援事業として新たに創設された乳児等通園支援事業制度（こども誰でも通園制度）については、量の見込みなどが可能となったタイミングで、計画の中間見直しなどの中で盛り込んでいくこととします。

（１）時間外保育

保育が必要な児童に対し、保育所などにおいて通常の保育時間前後などに保育を行う事業です。

①現状

町内3保育所で18時から19時までの1時間の時間外保育を実施中です。令和5年度の実績は91人となっています。

②量の見込み

アンケート調査の結果に基づき推計した令和7年度の量は、令和5年度の実績（91人）よりもやや高い数字となる140人とし、転入の増加などを考慮し、段階的に増加すると見込みました。

③確保方策

現在の体制で対応できる見込みです。

■量の見込みと確保方策

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
②量の見込み	140	140	150	170	170
③確保方策	300	300	300	300	300
③－②	160	160	150	130	130

（２）放課後児童健全育成事業（学童保育）

就労などの理由により、昼間に保護者が家庭にいない就学児童に対して、学校の余裕教室や学童専用施設において、放課後に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業です。今後も施設の環境改善事業（空調の更新、施設の改修、防犯対策設備など）を実施していきます。

①現状

本町では、３つの小学校でそれぞれ学童保育を実施しています。令和２年４月から運営はＮＰＯ法人遠賀学童クラブが行っています。

令和６年４月１日現在、町内７学童保育クラブで総定員は３７１人、実利用人数は低学年２２７人、高学年９９人の計３２６人となっています。

②量の見込み

アンケート調査の結果とこれまでの利用実績も考慮し、令和７年度の量の見込みは低学年が２１２人、高学年が７６人で、令和５年度の実績（低学年２２７人、高学年９９人）よりもやや低い数字としました。

③確保方策

現在の体制で対応できる見込みですが、利用状況をみながら、必要があればさらなる余裕教室の活用を検討するなど、待機児童を出さないよう努めます。また、必要となる指導員の確保や資質向上にも努め、関係機関と指導者間で定期的に情報交換を行うなど、学童保育の充実を図ります。

■量の見込みと確保方策

（単位：人）

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
② 量 の 見 込 み	１年生	８７	８０	８７	７６	７０
	２年生	７９	８３	８０	８７	７４
	３年生	６５	６９	７５	７４	７８
	４年生	４５	４２	４７	５１	４９
	５年生	２７	２７	２６	２９	３１
	６年生	２２	２０	１９	２０	２１
	計	３２５	３２１	３３４	３３７	３２３
③確保方策		３７１	３７１	３７１	３７１	３７１
③－②		４６	５０	３７	３４	４８

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病や育児疲れ、保護者の育児不安や過干渉等その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合に、児童養護施設などにおいて一定期間子ども及び保護者の預かりを行う事業です。

①現状

町内には施設がありませんが、鞍手町の鞍手乳児院、岡垣町の児童養護施設報恩母の家に委託して広域対応を図っています。年間 55 人日の受け入れが可能ですが、令和元年度から 5 年度の利用実績 6 人日（1 世帯）のみでした。

②量の見込み

アンケート調査結果ではニーズ量が上がってこなかったため、実績などを踏まえ、年間 3 人日を量の見込みとしました。

③確保方策

現在の体制で対応できる見込みです。

■量の見込みと確保方策

（単位：人日／年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
②量の見込み	3	3	3	3	3
③確保方策	55	55	55	55	55
③－②	52	52	52	52	52

(4) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互に交流できる場を設けて、子育てについての相談、情報の提供等を行う事業です。

①現状

地域子育て支援ひろば「ぐっぴい」は、当初は遠賀町ふれあいの里センター内に開設していましたが、令和5年度から遠賀川駅に隣接するおんがみらいテラスへ移転し、開所日数も週6日に拡大し、大型遊具も導入するなどリニューアルを行いました。

現在の地域子育て支援ひろば「ぐっぴい」では、1か月あたり3,120人日の受け入れが可能です。令和5年度の平均利用実績は1か月あたり2,080人日となっています。

②量の見込み

アンケート調査の結果に基づき、量の見込みを設定しました。遠賀川駅南土地地区画整理事業に伴う定住人口増加の影響で、就学前児童が増加することが見込まれます。

③確保方策

現在の地域子育て支援ひろば「ぐっぴい」で対応可能です。

■量の見込みと確保方策

(単位：人日/月)					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
②量の見込み	1,950	1,900	2,050	2,210	2,230
③確保方策	3,120	3,120	3,120	3,120	3,120
③－②	1,170	1,220	1,070	910	890

（５）一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）

乳幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するために、希望のあった在園児を対象として、幼稚園の教育時間の終了後に引き続き預かる事業です。

①現状

町内の幼稚園によると、現状での受け入れ可能枠は年間 7,200 人日（1 日あたり 30 人）で、令和 5 年度の利用実績は、6,521 人日となっています。

②量の見込み

令和 7 年度からは遠賀中央幼稚園が認定こども園に移行し、量の減少が見込まれるため、利用見込については約半分の 3,000 人日と見込みました。また、認定こども園に移行後の受け入れ可能枠は 3,000 人日（1 日あたり 10 人）となります。

③確保方策

現在の体制で対応できる見込みです。

■量の見込みと確保方策

（単位：人日／年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
②量の見込み	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
1号認定	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
2号認定	0	0	0	0	0
③確保方策	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
一時預かり（幼稚園型Ⅰ）	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
上記以外	0	0	0	0	0
③－②	0	0	0	0	0

（６）一時預かり事業（在園児以外）

家庭での保育が一時的に困難になった乳幼児について、保育所などにおいて預かりを行う事業です。

①現状

保育所などの在園児以外の一時預かりについては、町内の３保育所で受け入れを行っており、現状での受け入れ可能枠は合計で年間 3,000 人日、令和５年度の利用実績は年間 165 人日となっています。

子育て短期支援事業のトワイライトステイ（夜間養護等事業）は町内には施設がありませんが、鞍手町の鞍手乳児院、岡垣町の児童養護施設報恩母の家に委託して広域対応を図っており、令和６年度の利用実績は年間 1 人日でした。

②量の見込み

アンケート調査を行いました。少子化や共働き世帯の増加、経常的に保育を利用する世帯の増加等の要因があり、実績が低い状況が続いていますが、困難を抱える家庭などの利用も想定し、設定しています。

一方、トワイライトステイは、利用実績から 1 人日/年と設定しました。

③確保方策

現在の体制で対応できる見込みです。

■量の見込みと確保方策

（単位：人日／年）					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
②量の見込み	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
③確保方策	3,001	3,001	3,001	3,001	3,001
一時預かり	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
トワイライトステイ	1	1	1	1	1
子育て援助活動支援	0	0	0	0	0
③－②	2,001	2,001	2,001	2,001	2,001

(7) 病児・病後児保育事業

児童が病気となった場合に、病院・診療所・保育所等に付設された保育室において、保育士・看護師が一時的に預かる事業です。

①現状

平成20年度から中間市及び遠賀郡4町で連携し、おんが病院内の「ぞうさんルーム」で実施しています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、町内の利用者は少ない状況が続いています。令和5年度から福岡県の補助制度を活用して利用料が無償（別途、おやつ代の一部費用負担あり）となりました。

現状での受け入れ可能枠は年間192人日で、令和5年度の年間利用実績は6人日となっています。

②量の見込み

従来からアンケート調査結果よりも利用は少ないため、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後、福岡県の無償化事業や実績等を考慮し、各年度30人日と設定しました。

③確保方策

現在の体制で対応できる見込みです。

■量の見込みと確保方策

(単位：人日／年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
②量の見込み	30	30	30	30	30
③確保方策	480	480	480	480	480
病児保育事業	480	480	480	480	480
子育て援助活動支援	0	0	0	0	0
③－②	450	450	450	450	450

（８）子育て援助活動支援事業（就学児の放課後の預かり）

児童の一時的な預かりや保護、移動支援等の希望者と、当該援助の実施を希望する者との連絡、調整並びに援助希望者への講習の実施、その他必要な支援を行う事業です。

①現状

本町では、実施していません。

②量の見込み

アンケート調査では、小学校低学年の放課後の過ごさせ方の希望について「ファミリー・サポート・センター」という回答があったため、ニーズが全くないとは言えません。しかし、小学生の放課後対策としては、全小学校区で学童保育を実施しており、希望者全員の受け入れが可能です（P81 参照）。したがって、本町においては、新たに事業を開始するほどのニーズは存在しないと考え、量の見込みは計画期間を通して0と設定しました。

③確保方策

新たに実施する予定はありません。

■量の見込みと確保方策

（単位：人日／年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
②量の見込み	0	0	0	0	0
③確保方策	0	0	0	0	0
③－②	0	0	0	0	0

(9) 利用者支援事業

子ども及びその保護者等又は妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等のサービスを選択して円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

①現状

令和6年度から町健康子ども課内に「遠賀町子ども家庭センター」を設置し、すべての妊産婦・子育て世帯・子どもに対して、母子保健と児童福祉の両面から、包括的で継続的な相談支援を行っています。

遠賀町子ども家庭センターでは、母子保健サービスや子育て支援を必要とする妊産婦や子ども、子育て世帯へ確実に支援を届けるため、支援メニューの体系的なマネジメントを行う「サポートプラン」を作成し、それに基づく支援を行います。

身近な場所で子育てなどの様々な悩みについて気軽に相談できるよう、関係機関や団体等の地域資源との連携を進めたり、家庭支援施策を拡充したりするなど、複雑・多様化する家庭環境にも対応できる支援体制の強化に取り組んでいきます。

また、子育て支援サービスについては町広報紙・ホームページによる周知のほか、保育所や地域子育て支援拠点においても情報の提供と相談への対応を行っています。

②量の見込み

現状どおり、町内に1か所とします。

③確保方策

遠賀町子ども家庭センターで対応します。

■量の見込みと確保方策

(単位：か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
②量の見込み	1	1	1	1	1
③確保方策	1	1	1	1	1
③－②	0	0	0	0	0

(10) 妊婦健康診査

妊婦の健康管理の充実及び妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減を図るため、町が妊婦健康診査に係る費用を一部負担することで、安心して妊娠・出産ができる体制を確保することを目的とする事業です。

①現状

本町では、妊娠中の健康管理や異常の早期発見のため、妊婦健康診査を医療機関に委託して実施しています。妊娠届提出時に窓口で母子健康手帳とともに、15回分の補助券を発行し、経済的負担と精神的不安を軽減し、安心して出産に臨めるよう支援しています。

②量の見込み

計画期間中に推定される出生数に、1人あたりの最大健診回数15回を乗じて量を見込みました。本町の1年間の出生数は減少傾向にあり、現在は100人回程度で推移していますが、遠賀川駅南土地地区画整理事業に伴う定住人口増加の影響で一時的に増加する見込みです。

③確保方策（実施体制）

これまでどおり、妊娠届提出時に窓口で母子健康手帳とともに、15回分の補助券を発行し、委託した医療機関で受診していただくこととします。

■量の見込みと確保方策

(単位：人回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
②量の見込み	1,520	1,520	1,650	1,680	1,520
③確保方策 (実施体制)	医療機関に 委託して実施	医療機関に 委託して実施	医療機関に 委託して実施	医療機関に 委託して実施	医療機関に 委託して実施

(11) 乳児家庭全戸訪問事業

すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供や、乳児とその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の支援を行う事業です。

①現状

すべての乳児家庭を対象に、助産師による全戸訪問を実施しています。概ね受け入れ状況は良く、長期入院などで訪問ができない家庭については、電話などにより育児や発育の状況等を確認しています。早期に訪問することで育児不安を解消し、その後の健診や子育て支援事業への参加につなげています。

②量の見込み

本町の1年間の出生数は減少傾向にありますが、遠賀川駅南土地地区画整理事業に伴う定住人口増加の影響を考慮し、量を見込みました。

③確保方策（実施体制）

訪問を実施している生後1か月から2か月頃は出産に伴う体の負担や生活の変化により母親の育児ストレスが高まる時期です。今後も適切な時期に訪問を行い、育児不安の軽減に努めます。

■量の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
②量の見込み	120	120	120	120	120
③確保方策 (実施体制)	実施体制：2人 (その他委託助産師3名) 実施機関： こども家庭センター	実施体制：2人 (その他委託助産師3名) 実施機関： こども家庭センター	実施体制：2人 (その他委託助産師3名) 実施機関： こども家庭センター	実施体制：2人 (その他委託助産師3名) 実施機関： こども家庭センター	実施体制：2人 (その他委託助産師3名) 実施機関： こども家庭センター

(12) 養育支援訪問事業

支援が特に必要な家庭を継続的に訪問し、保護者に対して相談支援や育児援助等を行う事業です。

①現状

乳幼児健診未受診者や乳児家庭全戸訪問事業の実施により、養育支援が特に必要と思われる家庭に対し、保健師などが訪問して、養育に関する指導・助言等を行っています。

②量の見込み

近年の事業実績を基に量を見込みました。

③確保方策（実施体制）

養育支援が必要な家庭の把握に努め、これまでどおりの体制で事業を継続していきます。

■量の見込み

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
②量の見込み	25	25	25	25	25
③確保方策 (実施体制)	実施体制：2人 実施機関： こども家庭センター	実施体制：2人 実施機関： こども家庭センター	実施体制：2人 実施機関： こども家庭センター	実施体制：2人 実施機関： こども家庭センター	実施体制：2人 実施機関： こども家庭センター

(13) 実費徴収に係る補足給付事業

各施設事業者が実費徴収を行うことができる費用について、低所得世帯などを対象に費用の一部を補助する事業です。

①現状

令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化の中で、年収 360 万円未満相当世帯等の子どもは、給食費のうち副食費が免除となりましたが、施設型給付制度に移行していない幼稚園の利用者については、この免除の対象にならないという問題があります。そこで、実費徴収に係る補足給付を行う事業により、利用者の保護者負担の公平性を図っています。

②量の見込み

要件に該当する乳幼児の数は減少しており、令和 5 年度の実績は 4 人で、うち 3 人が就学し、令和 6 年度は 1 人となっているため、実績より若干多く見込みました。

③確保方策（実施予定）

対象世帯に対して、食事の提供（副食に限る）に係る実費徴収額の費用について、利用者 1 人当たり 4,500 円/月を上限に、実際の額までの補助を行います。

■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
③確保方策 (実施予定)	あり	あり	あり	あり	あり

(14) 子育て世帯訪問支援事業【新規事業】

訪問支援員が家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、各子育て家庭の状況に合わせた家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスクなどの高まりを未然に防ぐ事業です。

単なる家事・育児の手伝いによる一時的な負担解消だけではなく、家事・子育て支援を通して、こどもや家庭の自立や自己実現につなげ、支援対象者の環境を整えていくことを目標にしています。

①現状

令和7年度からの事業実施を予定しています。

②量の見込み

実績はまだありませんが、遠賀町こども家庭センターでの相談対応の実績などを踏まえ、量を見込みました。

③確保方策

事業を適切に実施できる社会福祉法人などに委託して行います。

■量の見込み

(単位：人日／年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
②量の見込み	90	90	90	90	90
③確保方策	200	200	200	200	200
③－②	110	110	110	110	110

(15) 妊婦等包括相談支援事業【新規事業】

妊婦等包括相談支援事業は妊婦等に対して、面談などの方法により、妊婦等の心身の状況やその置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談、その他の援助を行う事業です。妊娠時から妊婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援を行います。

①現状

令和7年度からの事業実施を予定しています。

②量の見込み

実績はまだありませんが、これまでの妊娠届出数や相談対応の実績等を踏まえ、量を見込みました。

③確保方策

遠賀町こども家庭センター及び業務委託等で対応します。

■量の見込み

(単位：回)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
②量の見込み		妊娠届出数：120件 1組当たり面談回数：平均2.5回 面談実施合計回数：300回	妊娠届出数：120件 1組当たり面談回数：平均2.5回 面談実施合計回数：300回	妊娠届出数：120件 1組当たり面談回数：平均2.5回 面談実施合計回数：300回	妊娠届出数：120件 1組当たり面談回数：平均2.5回 面談実施合計回数：300回	妊娠届出数：120件 1組当たり面談回数：平均2.5回 面談実施合計回数：300回
③確保方策	こども家庭センター	240	240	240	240	240
	上記以外で業務委託等	60	60	60	60	60
③－②		0	0	0	0	0

(16) 産後ケア事業

産後ケア事業は、出産後1年以内の母子に対して、助産師などの専門職が心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援を行うものです。病院・助産所・診療所等に宿泊する宿泊型、病院・助産所・診療所等へ通う通所型、助産師などが家庭訪問する居宅訪問型があります。

①現状

令和3年度から、近隣の産科医療機関・助産施設、福岡県助産師会に委託して事業を実施しています。

②量の見込み

直近の妊産婦数や利用日数の実績を踏まえ量を見込みました。

③確保方策

現在の体制で対応できる見込みです。

■量の見込み

(単位：人日/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
②量の見込み（延べ人数）	168	168	168	168	168
③確保方策（延べ人数）	168	168	168	168	168
③－②	0	0	0	0	0

4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供と推進体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方及び推進方策

認定こども園とは、幼稚園的機能と保育所的機能を併せ持った施設として都道府県から認定を受けた施設で、以下の4つの類型があります。

一般的には既存の幼稚園や保育所が必要な機能を備えて、都道府県から認定を受けることになります。

■認定こども園の類型

幼保連携型※	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
認可幼稚園と認可保育所が、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ	認可幼稚園が、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ	認可保育所が、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ	幼稚園・保育所いずれの認可もない教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

※幼保連携型は、学校及び児童福祉施設として新たな認可施設の位置付けになります。

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の保育の必要性の有無や就労状況の変化等に関わらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、その有用性は高いものであると考えられます。

認定こども園への移行は、それぞれの施設を運営する事業者の判断に委ねられており、令和7年4月から、遠賀中央幼稚園が幼稚園型の認定こども園に移行する予定です。少子化が進展する中、共働き世帯は増加しており、遠賀川駅南土地地区画整理事業の進展に伴う子育て世帯の流入などにより児童数が増加する要因もあることから、保育需要に対応し、様々な保育ニーズに対応できるように、保育所の整備とともに、既存施設の移行も含めた認定こども園の整備も併せて検討する必要があると考えます。

（２）質の高い教育・保育の提供、教育・保育施設等の相互の連携や 小学校等との連携の推進

教育・保育や地域子ども・子育て支援事業等を計画的に実施していくためには、町と教育・保育施設、地域型保育事業、その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取り組みを進めていく必要があります。

特に原則満３歳未満の保育を必要とするこどもが利用する地域型保育については、満３歳以降も引き続き教育・保育を利用できるよう、保育所や認定こども園等と連携していくことが重要です。

一方、教育・保育施設と小学校との連携については、小１プロブレム^{（注１）}という課題があります。小１プロブレムをなくすための具体的な取り組みとして、保育所・幼稚園では、日頃の保育活動で小学校の設備などを利用したり、就学に向けた活動をより多く取り入れたりすることにより、小学校への入学をスムーズに迎えらるようになっています。

小学校では、学校行事に就学前の幼児を参加させることにより就学への意識を高める工夫をしたり、入学説明会において、保護者に対して学校生活への理解を促したりしています。

また、就学前のこどもの様子について情報共有をはかり、入学後の支援に役立て、入学後においては、学校生活に慣れるように丁寧できめ細かな指導を行いながら、生活科を中心とした授業方法の工夫を行い、他教科との関連を積極的に図ることで、指導の効果を高めています。

中学校では、１年生の早い時期にふれあい体験合宿を実施し、中学生としての自覚や自立を促すとともに、他者を理解し思いやりをもって協働していく力を育む指導を行っています。さらに、学校不適応を未然に防止するための取り組みとして、定期的に小・中学校間で指導上の問題などの情報を共有し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等からの助言を受けながら、中１ギャップ^{（注２）}の解消に取り組んでいます。

その他、遠賀町教育委員会では、主要施策に小中連携教育の推進を掲げ、「遠賀町小中連携協議会」を設置し、小・中学校合同の授業研究会や学力検証委員会等を取り入れるなど、学校教育の質の向上に取り組んでいます。また、特別支援教育への理解も浸透しつつあり、町では、特別支援連携協議会や特別支援教育部会を設け、情報交換や研修等を行い、保幼小中の連携を図っています。

今後も小１プロブレムや中１ギャップといった園・学校間の段差を少なくし、円滑な就学や入学後の学力保障ができるよう、保幼小中の連携に取り組んでいきます。

-
- １） **小１プロブレム**：小学校に入学したばかりの小学１年生が集団行動が取れない、授業中に座ってられない、話を聞かない等の状態が数か月継続する状態。これまでは１か月程度で落ち着くといわれていたが、これが継続するようになり就学前の幼児教育との関連や保護者の養育態度が注目され始めた。
 - ２） **中１ギャップ**：小学生から中学１年生になったことがきっかけとなり、学習や生活の変化になじめずに不登校となったり、いじめが増加したりするという現象。ギャップの典型例として、コミュニケーションの苦手な生徒が小学校時の友人や教師の支えを失う「喪失不安増大型」、小学校でリーダーとして活躍していた生徒が中学校で自己有用感を感じられなくなってしまう「自己発揮機会喪失ストレス蓄積型」があるといわれている。

(3) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援に関する事項

幼児教育・保育の質の確保の重要性を踏まえ、幼稚園・保育所・認定こども園における幼児教育・保育の充実に向けた各園の取り組みを支援します。また、幼稚園教諭及び保育士の合同研修会を行うことで課題の共有と質の向上を図ります。

5. 施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

令和元年10月から開始された、幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度未移行幼稚園の保育料、幼稚園の保育料、幼稚園や認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。引き続き、ホームページなどで情報提供を行います。

本町においても、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施を図るため、給付方法の検討を行うとともに、必要に応じて福岡県と連携を図ります。

第6章 計画の推進について

1. 計画の推進体制

本計画の推進にあたり、本町はこども施策の実施主体として、すべてのこども・若者と子育て当事者が適切な子育て環境を確保できるよう、庁内連携はもとより、庁外の各関係機関と連携し、総合的かつ計画的に施策を実施します。また、子育て当事者や子育てを支援する地域・事業者についても、ともにその役割を担っていただき、地域 みんなで力をあわせて基本理念である「すべての人が夢や希望をもてるこどもまんなか遠賀町」の実現をめざします。

また、本計画の進捗管理については、健康こども課が中心となって、毎年参考指標の進捗状況を把握・点検し、「遠賀町子ども・子育て会議」において、その内容について評価を行います。

本計画の評価については、参考指標の進捗に加え、目標年度に成果指標の検証を行います。計画の進捗状況については、町ホームページなどで公表を行い、町民への周知を図っていきます。

なお、第5章における教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」に関しては、国の制度や町内施設の状況の変化に伴い、大きく変動することも想定されることから、必要に応じて見直すこととします。

2. こども・子育て当事者の参画・意見反映

こども基本法第11条では、「地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする」とされています。

こども等の意見を聴取することは、こども大綱においても、大きく次の2つの意義があるとされています。

- ①こどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。
- ②こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

以上から、本町では、本計画策定に際し実施したこども等を対象とするアンケート調査を定期的に実施するとともに、児童・生徒から直接声を聞く場を設けるなどにより、こどもや子育て当事者からの意見を聴取し、施策への反映やフィードバック等を行っていきます。

参考資料

策定経過

日付		参考指標
令和6年	8月1日	◆庁内会議 ・遠賀町こども計画策定のためのアンケート調査について
	8月9日	◆令和6年度第1回遠賀町子ども・子育て会議 ・遠賀町こども計画策定の背景 ・遠賀町こども計画策定のためのアンケート(案)について ・第二期遠賀町子ども・子育て支援事業計画進捗状況について
	9月	◆遠賀町こども計画策定のためのアンケート調査 ・計画策定にあたり、子育て支援に関するニーズや子育ての実態、こどもや若者の生活実態について意見を聴取
	11月7日	◆令和6年度第2回遠賀町子ども・子育て会議 ・遠賀町こども計画策定のためのアンケート結果について ・遠賀町のこども・若者や子育て家庭を取り巻く現状と課題 ・遠賀町こども計画策定骨子(案)について
	11月13日	◆庁内会議 ・遠賀町こども計画策定のためのアンケート結果について ・遠賀町のこども・若者や子育て家庭を取り巻く現状と課題 ・遠賀町こども計画策定骨子(案)について ・施策体系と取り組む施策について
	12月18日	◆令和6年度第3回遠賀町子ども・子育て会議 ・遠賀町こども計画素案について ・遠賀町こども計画 量の見込みについて
令和7年	2月	◆パブリックコメントの実施

遠賀町子ども・子育て会議委員名簿

	氏名	該当条項	
1	荒瀬 美智子	(1) 子どもの保護者	遠賀川保育園保護者会
2	弘川 文香	(1) 子どもの保護者	遠賀中央幼稚園保護者会
3	安増 加奈子	(1) 子どもの保護者	家庭内保育
4	和田 勲	(1) 子どもの保護者	遠賀町 PTA 連絡協議会
5	田中 義行	(2) 事業従事者	遠賀川保育園
6	信行 甲子	(2) 事業従事者	遠賀中央幼稚園
7	吉岡 美保	(2) 事業従事者	遠賀南学童保育クラブ
8	丸谷 美香	(2) 事業従事者	おんみらいテラス管理運営企業体
9	中村 明宏	(3) 学識経験者	遠賀町校長会
10	矢野 真也	(3) 学識経験者	遠賀町教育委員会
11	橋口 雄己	(4) その他	あっぷぷー遠賀(特別支援型子育て支援施設)
12	四枝 美緒	(4) その他	若者代表

(任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日)

遠賀町こども計画

令和7年3月

発行 福岡県遠賀町
企画・編集 遠賀町健康こども課

〒811-4392 福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀 513
TEL:093-293-1254 FAX:093-293-0806
Email:kenkoukodomo@town.onga.lg.jp

